

令和4年 3月 2日開会

令和4年 3月24日閉会

# 令和4年第1回(3月)定例会

川根本町議会

## 令和4年第1回（3月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 （3月2日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託	7
○議案第5号の上程、説明	9
○議案第6号～議案第8号の上程、説明	9
○議案第9号の上程、説明	10
○議案第10号、議案第11号の上程、説明	11
○議案第12号の上程、説明	12
○議案第13号の上程、説明	12
○議案第14号の上程、説明	13
○議案第15号の上程、説明	13
○議案第16号の上程、説明	14
○議案第17号の上程、説明	14
○議案第18号の上程、説明	15
○議案第19号の上程、説明	15
○議案第20号の上程、説明	16
○議案第21号の上程、説明	16
○議案第22号～議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	17
○議案第16号の質疑、討論、採決	19
○散 会	20

### 第 2 号 （3月15日）

○開 議	23
○議事日程の報告	23

○諸般の報告	2 3
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	2 3
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	2 4
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	2 5
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	2 8
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	2 9
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	3 0
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	3 8
○発議第 1 号の上程、採決	4 0
○散 会	4 1

### 第 3 号 (3月24日)

○開 議	4 5
○議事日程の報告	4 5
○諸般の報告	4 5
○一般質問	4 5
大 竹 勝 子 君	4 5
佐々木 直 也 君	5 3
石 山 貴美夫 君	6 2
中 澤 莊 也 君	7 9
中 原 緑 君	9 2
野 口 直 治 君	1 0 5
○議案第 3 号、議案第 4 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 2 2 号～議案第 2 8 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 2 3
○発議第 2 号の上程、採決	1 4 1
○日程の追加	1 4 2

○議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	142
○閉 会……………	144

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	佐々木	直也	君
2番	中野	浩和	君
3番	藤田	至	君
4番	澤西	省司	君
5番	石山	貴美夫	君
6番	大竹	勝子	君
7番	野口	直次	君
8番	中野	暉	君
9番	中澤	莊也	君
10番	中田	隆幸	君
11番	中原	緑	君
12番	杉山	広充	君

不応招議員（なし）

## 令和4年第1回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和4年3月2日(水)午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3号 川根本町地区集会所条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第16号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第17 議案第17号 駿遠学園管理組合規約の変更について
- 日程第18 議案第18号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第19 議案第19号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第20号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第21号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 4 年度川根本町一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 4 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 4 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 4 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 4 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 4 年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 4 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也君	2番	中野 浩和君
3番	藤田 至君	4番	澤西 省司君
5番	石山 貴美夫君	6番	大竹 勝子君
7番	野口 直次君	8番	中野 暉君
9番	中澤 莊也君	10番	中田 隆幸君
11番	中原 緑君	12番	杉山 広充君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	藺田 靖邦君	副町長	秋元 伸哉君
教育長	山下 斉君	総務課長	野崎 郁徳君
企画課長	大村 妃佐良君	情報政策課長	山田 貴之君
税務住民課長	坂下 誠君	くらし環境課長	梶山 正幸君
健康福祉課長	鈴木 浩之君	高齢者福祉課長	海老名 重徳君
農林課長	北原 徳博君	建設課長	風間 一章君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文君	教育総務課長	森下 育昭君
社会教育課長	平松 敏浩君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和英君
代表監査委員	柳原 義六君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野 克彦	書記	鈴木 洋子
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和4年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（杉山広充君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。  
なお、本日は柳原義六代表監査委員にも出席をいただいております。



◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
2月21日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。  
本定例会は、議案26件が町長から提出されております。  
次に、監査委員からお手元に配付のとおり、令和3年度定期監査について報告がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（杉山広充君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。  
○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めましておはようございます。

いよいよ3月定例会ということで、次年度に向けた予算編成、ヒアリング等やって皆さんに御提示しながら、また審査していただくことになると思います。

先ほど、ちょっと連絡があったんですけども、まん延防止のことですけれど、まだまだコロナが続いているということで、情報的には、また、まん延防止延長するような格好で静岡県いくようです。ワクチンのほうも接種も始まりまして、また、皆さんにそういった意味で注意を促しながらやっていきたい、そんなふうに思っています。

いずれにしましても、今日から明日から予算審査よろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） これで行政報告を終わります。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉山広充君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、中澤莊也君、10番、中田隆幸君を指名いたします。



### ◎日程第2 会期の決定

○議長（杉山広充君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの23日間に決定いたしました。



### ◎日程第3 議案第3号 川根本町地区集会所条例の制定について

### ◎日程第4 議案第4号 川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定について、及び日程第4、議案第4号、川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定についてを一括議題と

いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定、及び議案第4号、川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定については、関連しておりますので一括して御説明申し上げます。

まず、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定についてであります。

本条例制定は、現在建設中の接岨地区集会所が今月中の完成見込みとなり、同集会所を町が設置する地区集会所として新たに追加するに当たり、新たな条例を制定するものであります。

今回の条例制定は、これまで地区集会所施設建設時に導入した補助制度等の関係から、施設ごとに制定されている関係条例を廃止し、町が設置した地区集会所は、地域の住民が、住民相互の連帯意識を高め、健康で文化的なコミュニティーの形成・発展を図るために利用する施設であると位置づけ管理するため、新たに川根本町地区集会所条例を制定するものであります。

次に、議案第4号、川根本町地区集会所負担金条例の制定についてであります。現在、合併前の旧中川根町が設置した地区集会所の維持管理費用の地区負担については、地区住民等が浄財を負担し、建設、所有、管理している旧本川根地区内の集会所との維持修繕費用との均衡を図るために、集落センター等負担金徴収条例により負担金を徴収しておりました。

今回、議案第3号により、町設置の地区集会所に関する規定を整理することに併せ、これまでの集落センター等負担金徴収条例を廃止し、新たに地区集会所負担金徴収条例を制定するものです。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第3号及び議案第4号について、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号については、第1常任委員会に付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号及び議案第4号については、第1常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎日程第5 議案第5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

昨年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされました。

同措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置について、本年4月1日施行予定とされており、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項の国家公務員と地方公務員の均衡の原則に基づき、同様の措置を講ずることが求められることから、当町においても関連する本条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第6号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第8号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第6号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第8号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3議案を一

括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 3号一括でお願いいたします。

議案第6号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので、一括して御説明を申し上げます。

人事院は、昨年8月10日に国家公務員の特別給の支給月数が、民間事業所における支給割合を上回ったことから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.15月分引き下げる勧告を行ったところであります。

町としましても、国家公務員と同様の対応を取るべく、議案第6号において、特別職職員で常勤の者に対して、議案第7号では、町職員の特別給の支給割合を0.15月分引き下げ、年間4.30月分となる改正を行うものであります。

また、今回の特例措置として、本来、昨年12月分の特別給より引き下げるべき支給月数相当額を、特別職職員で常勤の者及び町職員に関しては、本年6月の期末手当で併せて差し引くものであります。

一方、会計年度任用職員の給与は、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、川根本町職員の給与に関する条例の規定を準用するとしております。今回、議案第7号において、町職員の特別給支給割合を引き下げるための関係条例を上程させていただいていることを受け、会計年度任用職員の特別給においても、年間支給月数を0.15月分引き下げ、年間2.40月分とする改正を行いたいものであります。

ただし、議案第6号、議案第7号で規定している特別措置「昨年12月分の特別給より引き下げるべきであった支給月数相当額を本年6月の期末手当で併せて差し引く」とする特例措置は、会計年度任用職員へは適用しないとするものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第9号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第9号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第9号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いて御説明いたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、この法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月11日に公布されました。

この改正中、国民健康保険税に関する部分について、令和4年4月1日から施行されることとなったことを受け、町の国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、未就学児の国民健康保険税に係る均等割を、5割軽減とするものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第10号 川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例について

◎日程第11 議案第11号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例及び議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につきましては、関連しておりますので一括して御説明申し上げます。

今回の改正は、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例において、老人福祉センター（B型）として登録されている奥泉地区にある憩の家いずみであります。近年、老人福祉センターとしての利用実態がなく、その業務は上岸地区の本川根福祉センターにおいて対応されていることを踏まえ、憩の家いずみを本条例から削除するものであります。

なお、従前の憩の家いずみにおける老人福祉センターとしての機能は、本川根福祉センターへ集約し、対応していくものであります。

次に、議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例においては、第10号議案で申し上げたとおり、生きがい対応型デイサービスセンターとして設置している川根本町老人福祉センター憩の家いずみについて、老人福祉センターとし

ての機能を本川根福祉センターに集約することに伴い、老人福祉センターの名称を削除するとともに、使用料の一部について見直しを図るものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第12号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部  
を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第12、議案第12号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第12号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、接岨地区集会所の新設に伴い、別表に規定のある、接岨区の事業等で利用する場合の規定を削除することに加え、今後の事業展開を見据え、新たに宿泊に係る利用料金の限度額を加えるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第13号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、  
服務等に関する条例の一部を改正する条  
例について

○議長（杉山広充君） 日程第13、議案第13号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第13号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、国が全国各地での消防団員減少を危惧し、消防団員の処遇改善に向けた措置として、年額報酬等の基準策定などの消防団員の処遇改善を図るよう都道府県及び各市町村に周知、助言を行ったことを受け、当町においても消防団員の年額報酬及び出動報酬等の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第14号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第14、議案第14号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第14号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和2年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が施行され、同法附則第65条の消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律の一部改正により、消防団員等が公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた事項が削除されました。

この改正は、本年4月1日より施行されることに伴い、関連する本町条例を同様に改正するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第15号 町道路線の廃止について

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第15号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第15号、町道路線の廃止について御説明いたします。

今回の町道路線の廃止は、いずれも町道としての機能がなくなったことにより、路線廃止とするものであり、道路法第10条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

町道青部学校線は、元青部小学校周辺土地整備事業の造成に伴い埋設となったことにより、町道としての機能がなくなり、路線廃止とするものであります。

また、町道水川南線は、国道362号水川トンネルの開通供用開始後の現状を鑑み、既に町道としての機能を消失していることから、路線廃止とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第16 議案第16号 静岡州市町総合事務組合理約の変更について**

○議長（杉山広充君） 日程第16、議案第16号、静岡州市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第16号、静岡州市町総合事務組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡州市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、磐田市にある養護老人ホームとよおか管理組合が、令和4年3月31日をもって同施設設置条例を廃止し、施設が閉所となることに伴い、組合運営の必要性がなくなったことから組合を解散することに伴い、静岡州市町総合事務組合の構成団体が変更となるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第17 議案第17号 駿遠学園管理組合理約の変更について**

○議長（杉山広充君） 日程第17、議案第17号、駿遠学園管理組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第17号、駿遠学園管理組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、静岡県障害児（者）地域療育支援センター事業の対象範囲が変更されたことに伴い、令和2年度末をもって駿遠学園管理組合による事業受託を終了したため、組合理約の一部を変更し、本年4月1日から施行することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

**◎日程第18 議案第18号 令和3年度川根本町一般会計補正予算  
(第8号)**

○議長（杉山広充君） 日程第18、議案第18号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第18号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第8号）の概要について御説明申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,010万円としたいものです。

第2表の繰越明許費につきましては、年度内での事業完了が困難である事業として、皆様御承知の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業を含む7件の事業を計上しております。

今回の補正は、追加交付を受けた普通交付税を原資とする減債基金への積立て、次年度での速やかな事業執行を見越した財政調整基金への積立てのほか、コロナ禍においてやむなく中止、縮小となった事業等の事業費精査による減額となっております。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第19 議案第19号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特  
別会計補正予算（第2号）**

○議長（杉山広充君） 日程第19、議案第19号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第19号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,230万円としたいものです。

今回の補正は、高額医療費等の増加に伴い、医療機関へ納める保険給付費を増額するものであり、財源はルールに基づき全額を県支出金で賄うものとなっていることから、交付金を同額計上しております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第20 議案第20号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）**

○議長（杉山広充君） 日程第20、議案第20号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第20号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要について、説明を申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,797万円としたいものです。

今回の補正は、水道メーター交換等が当初の見込みを上回り、不足を生じる見込みであるため、施設維持管理業務委託料を増額するものであり、その財源として全額を基金繰入金で賄うものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第21 議案第21号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（杉山広充君） 日程第21、議案第21号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第21号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、御説明申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ450万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,020万円としたいものです。

今回の補正は、これまでの実績に基づいた事業費精査による減額となっております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

◎日程第22 議案第22号 令和4年度川根本町一般会計予算

◎日程第23 議案第23号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第24 議案第24号 令和4年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第25 議案第25号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第26 議案第26号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第27 議案第27号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第28 議案第28号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（杉山広充君） 日程第22、議案第22号、令和4年度川根本町一般会計予算から日程第28、議案第28号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの7議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第22号から議案第28号については、令和4年度川根本町一般会計から各特別会計の予算に関する議案となりますので、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第22号、令和4年度川根本町一般会計当初予算は61億6,800万円、前年度と比較し、5年ぶりに6億2,900万円、率にして11.36%増となる予算を編成をいたしました。

第1表、歳入歳出予算で歳入歳出予算を、第2表、債務負担行為では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項・期間及び限度額を、第3表、地方債では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還方法を、それぞれ記載しております。

議案第23号、国民健康保険事業特別会計は、予算総額9億1,700万円、前年度比4,400万円、5.04%増額の予算として、議案第24号、後期高齢者医療事業特別会計は、予算総額1億4,040万円、前年度比960万円、7.34%増額の予算を、議案第25号、介護保険事業特別会計は、予算総額13億2,080万円、前年度比440万円、0.33%の増額予算を計上いたしました。また、議案第26号、簡易水道事業特別会計は、予算総額1億9,740万円、前年度比7,320万円、27.05%減額の予算といたしました。議案第27号、訪問看護事業特別会計は、予算総額を1,290万円、前年度比670万円、34.18%の減額予算といたしました。これは職員の育児休業等による職員人件費の減額によるもので、運営体制に関しては、既に会計年度任用職員を雇用し対応している現状を維持するものであります。議案第28号、いやしの里診療所事業特

別会計は、予算総額5,270万円、前年度比1,200万円、18.55%の減額であります。

一般会計と各特別会計を純計した総額は、88億920万円で、前年度と比べて5億9,510万円、率にして7.24%の増額となる当初予算を編成いたしました。

本町は、これまで、この町ならではの強みを生かした魅力向上のため、高度情報基盤の整備をはじめ、県立川根高校の魅力化促進のための様々な施策、また近年は、多様な就労環境の創出といった新たな取組を積極的に進めてまいりました。

一方、歳入面では、人口減少などによる歳入減少が心配され、平成30年度以降は大規模事業が一段落したこともあり、歳入規模に応じた、いわゆる身の丈に応じた予算編成へシフトしていく方針の下に減額が続いておりましたが、いよいよ将来計画として抱えていた数々の事業をスタートするタイミングを迎えました。

令和4年度においては、義務教育学校に向けた小中学校の再編事業として、2校の校舎改修工事事業費を計上したほか、子育て世代に対する育児用品等の購入支援事業の新設や、コロナ禍における地域経済活性化対策としてのプレミアム付商品券の発行や、電子クーポンキャンペーンを盛り込んでおります。

また、私の掲げる重点事業でもある移住・定住促進施策として、移住希望者個々の希望に沿ったきめ細やかな移住相談の充実や、新たな取組としての里山親子留学事業予算を計上に加え、地域産業を次の世代へ継承していく事業として川根茶魅力発信拠点整備事業を構築し、農業者自らの情報発信を支援するほか、森林環境譲与税を活用した里山整備事業等を継続するほか、引き続き企業誘致事業にも力を入れてまいります。

誰もが、この町を愛し、この町に住みたい、住み続けたい、この恵まれた環境で子育てがしたい、と思えるような町の実現に向け、さらに一步踏み出していきたいと考えております。

厳しい財政状況ではありますが、次の世代、未来へとつながる第一歩の予算であります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第22号から議案第28号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第28号については、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時15分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程第16 議案第16号 静岡県市町総合事務組合格約の変更について

○議長（杉山広充君） 日程第16、議案第16号、静岡県市町総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第16号、静岡県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。



### ◎散 会

○議長(杉山広充君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は3月15日午前9時に開会し、上程された議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前10時18分

## 令和4年第1回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

令和4年3月15日(火)午前9時開議

#### 諸般の報告

- 日程第 1 議案第 5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 6号 川根本町特別職の職員で常勤のものゝ給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 8号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 9号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第10号 川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第11号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第12号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第13号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第17号 駿遠学園管理組合理約の変更について
- 日程第13 議案第18号 令和3年度川根本町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第14 議案第19号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第20号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第21号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 発議第 1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議の提出について

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也君	2番	中野 浩和君
3番	藤田 至君	4番	澤西 省司君
5番	石山 貴美夫君	6番	大竹 勝子君
7番	野口 直次君	8番	中野 暉君
9番	中澤 莊也君	10番	中田 隆幸君
11番	中原 緑君	12番	杉山 広充君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦君	副町長	秋元 伸哉君
教育長	山下 斉君	総務課長	野崎 郁徳君
企画課長	大村 妃佐良君	情報政策課長	山田 貴之君
税務住民課長	坂下 誠君	くらし環境課長	梶山 正幸君
健康福祉課長	鈴木 浩之君	高齢者福祉課長	海老名 重徳君
農林課長	北原 徳博君	建設課長	風間 一章君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文君	教育総務課長	森下 育昭君
会計管理者兼 会計課長	藪下 和英君	代表監査委員	柳原 義六君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野 克彦	書記	鈴木 洋子
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員として町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

- 議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
3月3日、4日、7日、8日、9日の5日間、令和4年度予算特別委員会を開催し、熱心に御審議をいただきました。  
10日には教育総務課から追加説明を受け、14日には現地調査を行っていただきました。  
また、10日には第1常任委員会を開催し、委員会付託議案の審査、委員会採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。  
監査委員から、お手元に配付のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（杉山広充君） 日程第1、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
本案について質疑ありませんか。  
（「質疑なし」の声あり）  
○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第6号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等  
に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第2、議案第6号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第3 議案第7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 期末手当で平均どのくらいの額が減るのか、また、総額が一番低い職員の方はどれくらいになるのか、給与が30万くらいの職員で4人家族の場合は総額は幾らくらいになるのか、お知らせください。

それから、公務員の期末手当が下がることで、どのような影響、波及効果があると考えられますか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

4点ほど御質問があったかと思いますが、まず、最初の平均の減額額でございます。支給月数の改定によりまして、一般職員の平均額としては年額で2万5,000円ほど減るといった形になろうかと思えます。また、条例改正の中にあります特例措置6月分において、さらに減額する、昨年分を合わせて減額するといった形でございますが、その分においては、およそ5万円弱の金額になります。したがって、合わせて7万5,000円ほどの金額が、職員においては年間で減額になるというところでございます。

また、2点目の最も給与の少ない職員についてはということですが、小さい職場ですので、余り細かく言うと誰の給料か分かってしまいますので、申し訳ございませんが、およそ18万円ちょっとの額が支給をされておりますが、特例措置が適用される6月分の支給額としましては16万円強の額になります。2万円ほど減額となります。また、改定前の減額分からしますと、1万円ちょっとが減額となるような計算になります。

3点目の給与30万円ほど、4人家族という形の、いわゆるシミュレーション想定の場合でございますが、奥さんと子供さんが2人という家族構成で本人は役職加算がない、一般職員といった形でシミュレーションをさせていただきました。奥さん、子供もいわゆる扶養といった形のシミュレーションでございますが、その場合の支給額、基本としては40万弱の支給があります。特例措置が適用される6月としましては16万円ほどになりますので、2万円ほどの減額となります。改定前としては、20万程の金額があったわけですので、1万円ちょっとという形の減額となります。

また、最後の影響とか波及効果であります。今回の改定は国家公務員法の改正に伴って、地方公務員は国家公務員に準ずるという形の中の改定でございます。そもそも人事院勧告が、

国家公務員の期末手当と民間の期末手当の差額を埋めると、その格差是正を図るという目的のものでございますので、今回の改正によって、当町においてもその格差是正を図れるというふうに考えております。一方、いろんな面で心配される職員のモチベーション等々につきましては、地方公務員としての自覚を持って臨むよう、今後も指導してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私はただいま議題となっております議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場から討論します。

当局から提案されている案文によれば、職員の給与のうち期末手当の額を昨年夏の人事院勧告にしたがって年間0.15か月減額するのが主な内容です。これを月収30万円の職員に当てはめると、単純計算で5万円強の減額になりますが、これは行政の最前線において、町民向けのサービスの実施に日夜努力して勤めている町職員の暮らしを大きく脅かすものと言わざるを得ません。

そもそも職員給与は、職員が提供する労働の対価として、一人一人の職員が明日もまた来年も心身ともに健康を保ち、町民へのサービスの実施に心置きなく取り組み、日々研さんを積んでより高いレベルの庶務能力を身につけ、町民のニーズに、よりの確に応えられるようにできる水準が求められています。町職員の給与水準が町、地域の平均に比べ決して低すぎるといわけではないとしても、それをもって人事院勧告を受け、横並びに引き下げることが正当化されるものではありません。

町長は常々、子育てしやすい町をつくるとの信念を述べておられます。そのための施策の中身としては様々あり得ると思いますが、この大前提として、人間らしく暮らすことができ、結婚も子育ても不安なく、できるだけ収入をとりわけ若い世代に保障することがぜひとも必要ではないでしょうか。

物事は隗より始めよと言われるとおり、まずは町長御自身の下で雇用されている町職員にこうした待遇を保障することが、公約を果たされる第一歩ではないでしょうか。にも関わらず、ただでさえ周辺地域のそれに比べて見劣りする職員給与をさらに引き下げることが内容とする今回の改定案は、町長の公約とも相入れないものではないでしょうか。

こうした原則論というべき問題と併せて、昨今の経済情勢はこれまでも増して厳しさを加えています。原油価格の歴史的な高騰を受け、ガソリン、灯油、電気、ガスといったエネ

ルギー価格の異常なほどの値上がり、私たちの暮らしを甚だしく脅かしています。気候変動などによる食糧価格のもともとの上昇傾向に輪をかける形で、ロシア、ウクライナへの侵攻が小麦粉、食用油、その他穀類等価格の高騰と、それに伴って魚や肉などまで、生きていく上では欠かせない物資の激しい値上がりとなっています。

文字どおり住民サービスの最前線で働いている町職員の、思い切った待遇改善が求められています。人事院勧告を機械的に適用し、事実上、待遇切下げを行うようなことは許せません。本案に対して、私はきっぱりと反対の意思を示す必要があるということで、この本案に対して反対の討論とします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑です。

私は議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

この条例は令和3年8月10日の人事院勧告を受けての改正で、勧告の趣旨は民間のボーナスの支給割合との均衡を図る必要があるというものです。民間給与との比較は、約1万1,800民間事業所の約45万人の個別給与を調査して行っております。今回、ボーナスは昨年8月から本年7月までの給与支給割合と公務員の年間支給月数を比較し、その結果、民間は4.32月であったため、公務員は4.45月から4.3月に下がったというものです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、民間企業のボーナスが大きく下がったことも要因と思われることから、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成します。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第8号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第8号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ちょっと質問します。

一般職員に比べて、給与自体が大幅に少ない会計年度任用職員の期末手当まで下げることをどう考えているのか、知らせてください。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 議案上程の際の全員協議会でも御説明させていただきましたが、本規定につきましては、先ほど可決いただきました川根本町職員の給与条例に準じて支給するという形になっております。したがって、会計年度任用職員についても同様の形とさせていただきますというものでございます。

ただ、その際も説明はさせていただきましたが、会計年度任用職員においては、雇用形態が一般職員と異なるということも踏まえて、特例条項については適用をしないという形の対応をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第5 議案第9号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第9号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第6 議案第10号 川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例について**

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第11号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第7、議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第12号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を  
改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第8、議案第12号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第13号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第9、議案第13号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 本条例の条例改正の目的と期待される効果を伺います。

3つありますので、2つ目が今般の改正で技術手当と特別警戒手当の項目が廃止となった理由を伺います。

3つ目は、分団交付金は団体、団員詰所等維持管理費以外にも分団の運営目的の費用であれば、交付されるか。

以上でございます。お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

1つ目の、条例改正の目的と期待される効果につきましては、全協の際にも説明させていただきましたが、うまく伝わらなかった点については私の説明がよくなかったと反省をしております。申し訳ございません。それでは、今質問ありました目的と期待される効果でございますが、全国的に消防団員が減少する傾向にあることは御存じのとおりかと思えます。直近2年間では、全国では毎年1万人以上の団員が減少している状況でございます。言い換えれば危機的な状況に、消防団の状況は全国的にあるということが言えると思えます。

このような状況を踏まえまして、国においては令和3年4月に消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告をまとめまして、非常勤消防団員の報酬等の基準等を定め、地方公共団体に消防団員の処遇改善等について積極的な取組を行うよう依頼がありました。

消防団員につきましては、崇高なボランティア精神と郷土愛精神に基づき、活動していただいているわけではあります。一方では団員や団員のその御家族等から、その苦労に見合うだけの適切な報酬が支払われていないのではないかとというような御意見も、全国的には多々出ております。それらの意見を踏まえて、当町においても今回の改正では、消防団員の報酬を引き上げることで消防団員の処遇を改善し、団員本人の士気向上と消防団活動に対する御家族等の御理解を得るために、必要な措置として不可欠なものであると考えまして、本改正を行うものでございます。今後はこの改正に基づきまして、当町の限られた消防団員の団員候補の人材の、より一層の確保に向けて、つながっていければというふうに期待をするところでございます。以上が目的と効果でございます。

2点目の、技術手当と特別警戒手当の廃止についてでございますが、これまでの消防団員への手当につきましては、消防団員の活動に対する手当という考えの下に支給をさせていただいており、技術手当や特別警戒手当については、消防団としての管理する消防車両や特殊消防ポンプなどの資機材の管理や、火災予防運動などの啓蒙活動に対する特別手当として消防団に支払っておりました。しかしながら、今回、直接、団員に団員報酬という形でお支払いをするように改めることと併せ、先ほど申し上げましたとおり、消防団員の報酬を引き上げることとなります。それに伴いまして、消防団員として災害等への即応体制を取るために必要な作業や、消防団員として身分を持つことに伴う日常的な活動、車両や消防ポンプの維持管理や火災予防活動は、消防団員報酬そのものに含まれるというふうな考え方から、技術手当、特別警戒手当については廃止をさせていただいたものであります。また、火災や風水害等の災害時の出動や訓練などへの参加に対する報酬につきましても、国が示す基準額まで引き上げするような改正をしております。

3点目の御質問の、分団交付金についてでございます。本来、消防団員個人に直接支払うべきであった報酬や災害時の報酬が、消防団を運営するために必要な装備品、被服、施設等

の維持管理費などについては、明確に区分する必要があると考えております。これらの必要な経費については、非常備消防の予算の中で該当する費目の中で予算措置をしております。今回、団員報酬の引き上げ、報酬を個人への支給とするに当たり、消防団詰所の維持管理費については、消防団交付金として予算措置をさせていただくものであります。今後、消防団の活動実態に応じて、消防団詰所の維持管理経費以外に必要な経費があるとするならば、適切に予算措置をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 御丁寧な御回答ありがとうございました、3つとも。

3つ目の、分団の運営費というところで、例えばこんなことも今後あるかなというのをちょっと伺いたいと思いました。入団促進ですとか、そういった広報に係る経費なども、今後そういったことも予測されるということで、理解してよろしいですか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 具体的に直接的な経費の必要性があるものであるならば、必要な予算を講じるべきだと考えますけれども、いわゆる勧誘とかという形の部分については、具体的な経費が明らかになってきた段階で判断したいと思います。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第14号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例について

○議長（杉山広充君） 日程第10、議案第14号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第15号 町道路線の廃止について

○議長（杉山広充君） 日程第11、議案第15号、町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、町道路線の廃止については原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第17号 駿遠学園管理組合規約の変更について

○議長(杉山広充君) 日程第12、議案第17号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

駿遠学園の規約の変更で、地域療育支援センターの業務が削除ということで、当町への影響はありませんか。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長(鈴木浩之君) 駿遠学園で実施をしておりました地域療育支援センターにつきましては、県からの受託事業ということで行っておりました。この事業の廃止に伴い、当町における療育に関するサポート、そういったことについては個別対応、そういったことで賄っていくということでありますので、特に影響はございません。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、駿遠学園管理組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第18号 令和3年度川根本町一般会計補正予算  
(第8号)

○議長(杉山広充君) 日程第13、議案第18号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

臨時特別給付金のことですけれども、扶養されているために、もらえない非課税世帯がどれくらいあるのでしょうか。教えてください。

また、どういうふうを考えるのか、お知らせください。

○議長(杉山広充君) 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長(鈴木浩之君) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、この事業執行において、令和4年2月14日に住民税非課税世帯に対しまして、支給要件の確認書というものを送付しております。その確認書の中に、世帯の全員がほかの親族などの扶養になっていないことを確認する欄がございます。町としましては、この確認書の確認欄、これで判断をしているという形です。

現在、その確認書の受付の作業をしておりますので、現時点でどうなっているか、給付の対象にならなかった世帯ということは、現時点の数字でありますけれども、お示いたしますと、7世帯でございます。

少し現状を御案内しますれば、確認書を送付した世帯数、これが766世帯、それから転入、この方にも申請書というのを送付してございます。これが61世帯であります。この転入者につきましては、前住所地の情報がございませんものですから、基準日までの転入者に対して申請書を御案内しているという形であります。

この事業につきましては、国の制度設計、それから国が示した事務処理の要領、これに基づいて事業を執り行っているということでございますので、事業の内容に関しましては、町の考えを挟む余地はないと、このように考えております。

○議長(杉山広充君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、令和3年度川根本町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第19号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第14、議案第19号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第20号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会  
計補正予算（第4号）

○議長（杉山広充君） 日程第15、議案第20号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第21号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事  
業特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第16、議案第21号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子。

いやしの里の診療日が10月から火曜日が休診となっておりますが、清水先生の負担が大きくなっているんじゃないかなと思うんですけども、来年度は何か清水先生続けてやってくださるということですけども、今後の医師の確保の見通しはどうなんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ありがとうございます。

私も皆さんに都度お話ししていることは、やはり昨年就任して以来、国への陳情等忙しく、

コロナもなかったものですから、その後、やはり診療所のことはずっと気にかけておりました、私自身も先生に何回かお会いしながら、今努めているところでして、もちろん町内の診療所の先生方にもいろんなお話、昨晚も大下先生のところに行ったり、やはり医療に関すること、地域住民の安心・安全を守ること、それは私としての務めだと思っております。

御存じのように、いやしの里診療所は静岡県立総合病院との医療連携、これによって医師の確保しています。清水先生も、もう10年ほどここでのお勤めいただいて、本当に私自身も感謝しているところであります。清水先生や医療派遣の事業をつかさどっている県健康福祉部、副所長にも足しげく運んでいただいたり、今はそういう状況の中で、引き続きの医師派遣に関する継続を協議をしている最中です。当然、先ほど申しましたけれども現在の患者の方々、そして地域、町民の安全を守ることが私の務めでもありますので、そのようにできるよう精一杯の回答は努力をしている最中であります。

現在の状況については、担当課長から回答させます。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 大竹議員の御発言のとおり、いやしの里診療所は10月から火曜日を休診としてございます。このことから補正予算で事業費を減額しているということでございます。

患者数の関係ですけれども、疾患の状況から、その日ごとの患者数というのは上下がございます。ですので、月別の患者数で少し見てみますと、令和2年度は火曜日の診療がありましたので、令和2年の例えば10月と令和3年10月、これを比較しますと、10月は74%、11月が96%、12月が88%、1月が85%、2月が79%となっております。月別で見ますと1日減少していますので、その減少の割合に比べて患者数は下がっていないということでございます。

日によって多い少ない、ありますけれども、相当数の患者を診ている日がございます。清水所長を中心に看護師、事務員、それから役場の担当職員も含めて、力を合わせて診療に当たっているというふうに承知をしております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第21号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 発議第1号 ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議の提出について

○議長(杉山広充君) 日程第17、発議第1号、ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議の提出については原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は3月24日午前9時に開会し、一般質問を行います。

また、第1常任委員会並びに予算特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決等を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前 9時55分

## 令和4年第1回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和4年3月24日(木)午前9時開議

#### 諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 3号 川根本町地区集会所条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定について
- 日程第 4 議案第 22号 令和4年度川根本町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 23号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 24号 令和4年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 25号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 26号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 27号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 28号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第 11 発議第 2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 1 議案第 29号 令和4年度川根本町一般会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	佐々木 直也 君	2番	中野 浩和 君
3番	藤田 至 君	4番	澤西 省司 君
5番	石山 貴美夫 君	6番	大竹 勝子 君
7番	野口 直次 君	8番	中野 暉 君
9番	中澤 莊也 君	10番	中田 隆幸 君
11番	中原 緑 君	12番	杉山 広充 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺田 靖邦 君	副 町 長	秋元 伸哉 君
教 育 長	山下 齊 君	総 務 課 長	野崎 郁徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正幸 君
健康福祉課長	鈴木 浩之 君	高年齢者福祉課長	海老名 重徳 君
農 林 課 長	北原 徳博 君	建 設 課 長	風間 一章 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕文 君	教育総務課長	森下 育昭 君
社会教育課長	平松 敏浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	竹野 克彦	書 記	鈴木 洋子
--------	-------	-----	-------

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

---

◎諸般の報告

- 議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月15日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議をいただきました。その後、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には、議会だより速報版の作成を行っていただきました。また、この日、議案第22号、令和4年度川根本町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。発起人7人で動議の成立要件を満たしていることから、この動議は成立いたしました。

3月16日には予算特別委員会を開催し、委員会採決を行っていただきました。誠にありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 一般質問

- 議長（杉山広充君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、大竹勝子君、佐々木直也君、石山貴美夫君、中澤莊也君、中原緑君、野口直次君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申合せにより一問一答方式といたします。

質問の制限時間は、30分です。的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

6番、大竹勝子君、発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。通告に基づいて一般質問を行います。

1点目は、保健医療体制の拡充についてです。

前回の質問では、私は、町内の診療所などに勤務する看護師をどう確保するかという問題について伺いました。とりわけ、いやしの里診療所で看護師1名の欠員が生じ、長期にわたって補充ができていないことについてどう対処されるのかお聞きしましたとき、町長は、新年度から、この欠員が補充できる見通しであると答えられました。この点に限れば、町長はじめ、担当部署の皆様の努力に敬意を表するものです。

しかし、年が明け、新型コロナウイルスのオミクロン株を中心とする感染拡大の第6波が猛威を振るい、町内においても当時8名だった累計の感染者数が、昨日までに73名となっています。いろいろな点で交流の深い隣の島田市では、ほぼ毎日40人前後の新規感染者が出ており、当町でも、いつ感染者が増えてもおおかしくない状況が続いています。そうなったとき、もちろん救急車で病院に出たほうがよい場合もありますが、濃厚感染者と認められた方や軽症者など、多くの関連者が自宅待機、自宅療養となり、独り暮らしの高齢者など、持病もあり、いつ症状が急変するか心配な状況でも、当町には入院して見守ることができる医療施設はなく、安心して滞在するような施設也没有ありません。

いやしの里診療所は、町立診療所という位置づけになっていますが、同診療所の医師が今、一人になる状況も不安要素で、看護師確保のめどは立ちましたが、とてもこれでは一安心と息をつける状況とは言えない状況です。医師招聘には、さらにこれまで以上に力を入れていただくのは当然ですが、これまで3人から4人の医師により分担して何とか診療日を確保してきた状況ですが、常駐する医師が実質1名になったままということは、清水先生の医師の負担も大変で、いつまでも許されるわけではないと思います。

前回、石山議員も質問されていましたが、納得できなかったもので、もう一度お聞きします。どうして医師が来なくなってしまったのかを伺います。同診療所の体制を今後、名実ともに町の保健医療体制の要の「町立町営」と位置づけるにふさわしい診療所とするために、町内の民営医師の連携を構築して、保健医療体制の思い切った拡充を図る考えはありませんか。伺います。

これまでの当町の経緯を見ても、それがどんなに大変で簡単でないことは分かります。しかし、高齢化が進み、生まれる子供が非常に少ない当町で、安心安全を第一にした魅力あるまちづくりは、人口減少を食い止める最優先課題です。新年度に向けて、町内の保健医療体制を今後どのように拡充していくのか、町民の命と健康を必ず守り抜くという町当局の責任ある姿勢を示すことが求められていると思います。

もちろんこうした問題は、一朝一夕に打開が図れるような生易しい問題ではないことは十分承知しています。乗り越えなければならない高いハードルが横たわっているのは重々承知しているつもりですが、それを一つ一つ克服する努力を尽くしてこそ、町民の命と健康を第一に考える町政、町民が本当の意味で安心して暮らせるまちづくりであり、「子育てするな

らこんな町で」、「老後を過ごすならぜひこの町で」と誰もが心底思えるまちづくりへ向けて、気概を示していただきたいと期待します。

同診療所は、「町立町営」と言いながら、ハード面については、個人の医院や町立民営の診療所とほとんど区別がつかないのが実情です。今後もこのままで、町の保健医療体制の要と位置づけを続けるのでしょうか。思い切った拡充を図るべきではありませんか。2年来のコロナ禍を通じて私たちが痛感させられたのは、保健医療体制には少なからぬゆとりが必要で、特に突発的な感染症の蔓延などに際しては、これなしには対応が不可能だということです。言い換えれば、日常的な診療にどう応えられているかという状況で満足していたのでは、いざというときの町民の命と健康を守り抜くことはできないということです。

もちろんこれは、必ずしも現在、同診療所が立地している場所で拡充を図るべきということを行っているわけではありません。保健医療のセンター機能を担うべき町立町営診療所として、本川根診療所のような立派な建物を医師の連携で生かすことはできないでしょうか。考える必要があると思います。

本川根診療所は、建設時点では町立診療所として位置づけ、複数の診療室や検査室、感染対応室、複数の入院ベッドなどもそろっていると聞きました。保健・医療体制の充実には、現在、町内において日常的な診療を担っておられる診療所の先生方の理解と協力を得ることなしには不可能です。そこには大きな困難があると思いますが、町民の命と健康を第一に考える町政、町民が本当に安心して暮らせるとりでとしての機能を名実ともに備えた施設を町内に整備するという確固たる決意を、ぜひお示しいただきたいと思います。

2点目に、子育て支援クーポン券で赤ちゃん訪問育児ヘルパーの実現をについて質問します。新年度予算に300万の新規子育て支援事業が計上されています。説明では、赤ちゃんが生まれて2歳児までに、1年間で一人6万円のクーポン券を贈呈することで、町長の子育てへの支援の暖かい思いが籠もる事業だと、心から歓迎します。

今回の事業では、子育て世帯の経済的負担の軽減と、子育てに関する商品を町内の事業者が取り扱って町内の経済活動を活性化するのが目的となっていますが、かねて私たちが要望している、島田市などで大変喜ばれている産前産後40時間無料の訪問育児支援派遣事業か、あるいは民間のファミリーサポートセンター運営事業で行っている赤ちゃん訪問育児ヘルパー事業を立ち上げてクーポン券で利用できるよう、さらに就学前までの子供たちの年齢を引き上げ、さらに進める考えはないか伺います。

以上、大きく2点に分けて質問いたします。

○議長（杉山広充君） ここで、一言私のほうから申し上げます。

傍聴者に乳幼児の方がいらっしゃいますが、特別に許可といたします。

では、ただいまの大竹勝子君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、大竹議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、町内全ての診療所は、町民の生命と健康を守る要であり、改めて申

すまでもなく、町民が安心安全に暮らしていくために、どうしても必要な地域資源であります。

今回、大竹議員から公設公営診療所の機能強化と町の保健医療の中核的機能への期待感をお示しいただきましたが、冒頭に申し上げましたように、保健医療は町民の健康を守る基礎的資源であり、町民の安心安全に直結したものであります。

当町では、いやしの里診療所を含めた町内5診療所に加え、島田市川根町の2診療所の先生が日々献身的な保健医療活動をしてくださっております。町といたしましても、現在の医療体制を今後も継続していくために、日々御尽力いただいている先生方との意見交換を重ね、町の地域医療の方向性を導いてまいりたいと行動しており、その中で公設公営診療所の役割を含めて、検討協議をしているところであります。

患者様のみならず、町民にとりましては、回復期あるいは終末期を在宅での治療が求められている昨今において、町内診療所への期待が大きくなっていると認識はしております。

改めて、日頃より町民の健康を守り、新型コロナウイルス、ワクチン接種をはじめとする医療活動に献身的に対応いただいている先生方に心から感謝の意を示させていただくとともに、町としても先生方との連携をより一層強化し、継続的かつ安定した地域医療を確保できるよう努力していることを重ねて申し上げます。

また、こうした中でいやしの里診療所の先生、清水先生、御高齢でいらして、今、医師の確保がなかなか難しいところ、大竹議員が言っておられた医師の確保ができたという表現は、私、使っておりませんが、たしか看護師がということを表示、私、使ったはずです。担当も言ったと思うんですけども、私どもも日々、私、町長就任してから、まず医療に関しては、いろんな出来事があったということをお聞きされて、石山議員の地域医療連携、そこも私、知りませんで、正直。そのためにいろんなことで担当、また副町長が来てから健福、そういったところにも顔を出していただいて、先日もお世話になった先生にお礼を言っていないということで、井川まで担当と副町長に飛んでもらい、牧先生にはお礼を申し上げたところです。また来週も、お世話になった鳴嶋先生、そこも飛んでいただき、お礼を言わなきゃいけない、お世話になったことで、担当と副町長にはお願いをしているところです。

そういった意味でも、今、一生懸命私、担当医、県立総合病院ともお話をしていきながら、先日も医院長替わりしました。その中でいろんな関係性、整えてまた進めていかなきゃならん、そういった気持ちでいっぱいあります。もとより地域医療、私の公約にもある町民の生命、安心、そこは連携を取りながら、お医者様と、自分のできる限りのことをしてまいりたい。その結果、皆さんにいいお示しができたら、私もそう思っております。

次に、子育て支援に関する御質問にお答えいたします。

議員の質問のとおり、近隣市町には「育児サポーター」という制度が設けられております。

当町においても、以前は多世代同居世帯が多く、私のうちもそうなのですが、親御さんだけでなく、おじいさんやおばあさん、関わった子育てができていたと承知しております。し

かしながら、近年では、就業形態や世帯構成の変化から、家庭だけ、あるいは親戚や友人、知人だけでなく、地域として子育てを温かく見守り、支援していくことが求められていることを常々、私自身感じております。

町長就任以来、子育て支援に関して重点的に取り組むことを重ね重ね申し上げております。出産育児に当たっては、生まれた乳児だけでなく、その子の兄弟が体調を崩すときもあるでしょうし、保護者御自身が体調を崩す場合も想定されます。また、それらが重なることも考えられます。

出産後だけでなく、出産前のことも気にかかります。妊娠、出産、子育てには、様々な苦労が伴うことは必然のことで、皆さん、それを承知しているところでありますが、地域として手助けできることもあると考えます。

他の市町村の制度を参考に、町の財政状況やマンパワー、国・県の補助制度などを検証して、「当町ができる、当町だからできる子育てに関する支援制度」をつくっていきたいと考えております。

大竹議員の御質問にありました、令和4年度予算にて御審議いただいている4年度新規事業、子育て支援事業の対象の拡大として、育児訪問ヘルパーをメニュー化していくという御提案につきましては、制度の運用の観点から、担当課長より答弁させていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 今、町長のほうから、現在の令和4年度制度の中の子育て支援事業に関連してということでございます。当事業は、クーポンにより支給することとしてございます。大竹議員がおっしゃられたとおり、予算特別委員会の中で、経済活動の中においても子育て環境を整えていくということが事業の狙いの一つであるというふうに説明をさせていただいております。町長の答弁にございました、当町ができる、当町だからできる支援制度、これは今後、検討されていくであろう子育て支援事業でありますけれども、子育てをしている町民の皆さんの御意見を伺いながら、制度の運用の中で考えていく。制度スキームにつきましては、クーポンにこだわらず、子育てをしている町民の皆さんが利用しやすい、そういった方法を検討するという方向でございます。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、いやしの里診療所の先生が来なくなった理由を聞きたいですけれども。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 失礼しました。

演壇の御質問の中にございました。どうして先生の派遣が終了したかということでありませう。いやしの里診療所は、平成23年度から静岡県立総合病院の全面的な協力を得て、医師を確保しております。その連携先、協力元でございます静岡県立総合病院との協議の結果、終

了をしたということでございます。

○議長（杉山広充君） 大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹です。

県立総合病院のほうから話があったわけではないです、来られないよという話で、話合いの結果ということですかね。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 協議をしておりますので、まずは県立総合病院のほうから話があったということでありますけれども、双方の合意ということでございます。

○議長（杉山広充君） 大竹議員、挙手をしてから、私が指名しますから発言をしてください。  
6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今後も、これから続けていくということですよ、話合いは。協議していくということは、どれくらいか、計画は持たれているのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ですから、先ほど冒頭申し上げたとおり、本当に今、いろんな意味で、私自身もそうだし、全員で取りかかっているところです。そういった意味も含めて、今後の展開、冒頭申し上げましたけれども、皆さんにいいお示しができる、そんなふうに思っております。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、ちょっと変わるんですけども、本川根診療所のほうは、建設時点では町立診療所としての位置づけがされていたということで、ベッドなんかも置いて、スタッフを配置すれば、独り暮らしの患者さんをそのまま帰宅させるのではなくて、一時入院させて大事を取るといった程度の対応は十分できるだけの施設面での条件はそろっているのではないかと思います。松葉先生の理解と協力を得なければできないものですが、そういう意味でも先生との話合いとかもしていただいているのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 町長就任以来、いろんなことを聞いたものですから、先ほども申し上げましたが、医療連携、これもちょうと私、分かっていなかったから意味が。こんなことを含めて地元の開業医の先生、松葉先生ばかりじゃないです。田澤先生、大下先生、皆さんと毎週とはいかないですけども、こうして今、ワクチン接種も来ていただいていますので、その都度にお礼を言いながら、お会いしながら連携取っていきたい、そこは自分の愛も分かってよ。そういう意味で町を安心安全、そうしていきたいという思いは、ずっと私、言い続けていますので、いつも連携取って、これから先やっていききたい、やらなきゃいけないと思っています。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ありがとうございます。

そして、町内の病院には通わなくても、町外まで行かなくてもいい、透析医療の問題がありますけれども、この問題は、既に以前も何か一般質問されていたようですけれども、海溝型の巨大地震がいつ起こってもおかしくない状況で、各地で被害者が、生まれてこの方経験したことがないような大災害、防雨災害などがほぼ毎年、全国のどこかで発生しています。透析治療を受けられる方には、定期的にこれをしないと、文字どおり命に関わりますが、大規模災害などで設備の整った病院などに通じるアクセスが遮断されたような場合でも、この町で透析を受けられるようにするような算段はできないでしょうか。

幸い、田澤先生は腎臓専門ということで聞いています。これを行うには、ただ一人の医師では無理ではないかと思っています。看護師さんも必要だし、機械を操作する方も必要とは思いますが、そういう面でも、もう一人のお医者さんに来ていただけるようにすれば、常駐する医師が一人でも多いということで、少しでも町民の安心を高めることができるんじゃないかと思っています。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 今の御質問、人工透析につきましては、先般の一般質問でもございました。かつて町内の医療機関で検討した経緯がございます。その際に、対応は難しいという方向性が示されたということでございます。

なお、去年新しくなった島田市総合医療センターにつきましては、人工透析センターが新しくなり、増設もされております。

先ほど大竹議員からは、大規模災害の対応という部分の御案内がありましたけれども、現時点におきましては、人工透析については近隣市町の透析センターを利用していくという方向、それに対して送迎あるいは交通費の助成、こちらで対応しているというところでございます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、2点目のほうの子育て支援についてにします。

子育て支援については、国も深刻な少子化の対策として、2022年度から子育て支援ヘルパー事業をスタートさせると聞いています。それでなくても、出生数の少ない当町においては、いっとき先延ばしできない事業と思われます。幸い当町には、子育て支援施設が「ひだまり」と「こもれび」、2か所設置されており、令和2年度からは2か所とも1,500人ほど利用されているということで、大変助かっていることと思います。

でも、そこでは子供を施設のところまで連れていかなければならないということで、お母さんが疲れてしまったり、ちょっと出かけたときなど、島田市だけでなく藤枝市でもかなり早くから、保育士がお母さんの希望に合わせてそのお宅を訪問し、赤ちゃんやその上の子を見てくれる訪問育児サービスを実施しており、当町でもぜひ実施してほしいという声が以前から上がっています。少ない出産数なので大きな声にはならず、行政の担当者には届いていないかもしれませんが、出生数の減少による歯止めを食い止める必要から、産後鬱や育児

ノイローゼ、虐待などを防ぐ切れ目ない子育て支援に取り組むことを自治体に求めています。

今回の子育て支援クーポン券の創設は、これまで不足していた子育て支援の基調で大きな第一歩と評価しますが、若いお母さんたちからは、町に出たついでに種類が豊富で少しでも安いおむつを買いたい、クーポンはもっと必要なものに使えるようにしてもらいたいという声が寄せられており、これまで日本共産党などの予算要求などで機会あるごとに、赤ちゃん訪問育児サービスを要望してきたことなどに使えるようにならないかという声も届いております。

先ほどの答弁で、検討するという事でお話伺いました。島田市では、市が直接行う無料の支援員派遣事業とは別に、訪問育児支援員と派遣利用要望者とが登録して1時間700円から800円で行う子育て支援サポートセンター事業も取り組んでいると聞きます。当町もこれをきっかけに、このような提供職の立上げに放課後学童や高齢者へのいろいろなサポート、空き家対策で移住者支援などに積極的に取り組んでくださっているNPO法人来風のような若者を取り組んだ住みよいまちづくりに力を入れてくださっている団体との協議をして、このクーポン券を使つての訪問育児ヘルパー派遣事業の創設などを子育て支援はどこよりも前に進める気概を示し、若い人たちを励ます考えはないでしょうか。伺います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） いずれにしても、今の町の状況、マンパワーが大事なんですよ。確かに大竹議員言うように、クーポンはいろいろなことで利用することが、私、そのためにこういった予算組ませていただいたことは間違いないです。それに伴って、やっぱり経済活動も活性化したいところもあります。

安いおむつとかいろいろなことあるとは思いますが、全体を含めたことも、お母さんたち大変なことは、私も分かっています。私も共稼ぎでずっと来ましたから、女房、役場において土日は忙しいもんだから、私も子供の御守りとか何とか、我々の世代というのは、もう全部おしめも替える世代なんです、男のほうが。そういう世代なんですけれども、そういう意味でも、どれだけ日常できるか、お母さん方に。

そういった意味も含めて、今回のことでこういった支援、大竹議員、後ろにおられる大先輩の議員、いろんな方に聞いて、いろんなこと、日常できることは、女性に、お母さんたちにないかなと思ってずっと考えてきた公約の一つ、これから先、いろんな形でクーポン券の使い道は、皆さんがありがたいと思うなら、いろんなことが変わってくると思うんですけれども、いずれにしても他市町の制度も参考にしながら、マンパワーが大事なですよ、やっぱり一番。

今、かわね来風のお話もありましたけれども、いろんな意味含めて、これから先、また検討して、このクーポンの使い道、いろんな方法、変わってくると思います。ただ、私は、おむつとかそういうことばかり言っているんですけれども、違うものも、お母さん、いろいろあると思います。紙おむつばかりじゃない。私のところに投書に来た。町長、紙おむつばかり

りじゃないんですよ、布おむつもやっている人もいますよという投書も来たんですけども、そういった意味でクーポンに変えたんですけどもね、紙おむつに最初は指定したんですけども、いろんな意味でこれからまた変化もしてくるんじゃないかと思しますので、また議員のほうもいろんなことを私に教えてください。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、鈴木浩之君。

○健康福祉課長（鈴木浩之君） 今のクーポンの利用拡大という観点で御質問があったかと思えますけれども、まずクーポンの、なぜ使うかというところ、これは金銭的な支弁であります。行政目的としましては、先ほど答弁にもありましたように、経済活動の部分、これは要因の一つであります。主目的は、子育てを支援するというのが主目的、どちらかといえば経済活動というのは、従目的というところになってきます。また、行政の手法といたしましては、クーポンを利用することで数を把握できるというような利点もございます。そういったことでクーポンを利用した制度設計、これは支給という形で実現をしたのが今、御審議いただいている令和4年度予算の新規事業でございます。

今、町長の答弁の中にありましたマンパワーについてですけれども、まず利用される方が安心して利用していただくために、例えば資格を持っている方あるいは研修を受けた方、そういった方が協力をしていただき、大竹議員の御質問にありましたファミリーサポートセンター、これは今、ほかの市町では、ほとんどがサポートセンターへ利用者が出向いて利用するという形の運用が全国ほとんどでありますけれども、それらを含めて、川根本町でできる、川根本町ならできる、今のマンパワーをどういうふうにして増やすか、そういったことも含めて検討していくというところでございます。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） いろいろ手を尽くしてくれているのは分かります。ぜひもう少し、もう少しというか頑張ってください、よりよいまちづくりができるようにしていきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで大竹勝子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は10時といたします。

休憩 午前 9時43分

再開 午前10時00分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 初めての質問となります。この職に就いて約5か月ほどたちまして、いろいろ考え方がったりとか皆さんの意見を聞いている中で、やはりこの町というのは、と

でも可能性があり、子供たちにとって、世代は関係ないですが、いろんな老若男女、皆さんにとって素敵な町になる可能性がまだまだあるなというところで、僕は、移住してきて4年ぐらいたつんですけれども、その中で見えてくるものだったりとか、そういうものをこの先の議員の活動の中でいろいろ質問や意見などを言いながら、ちょっとでも力になればなと思う気持ちでおります。

もうちょっと前口上というかさせていただくと、僕の物の考え方というのは、過去にノーベル賞を受賞した元ソ連の書記長、ゴルバチョフさんの言った、「収穫には立ち会えないかもしれないが、できるだけ多くの種をまこう」という言葉を考え方の一つにしていまして、どうなるか分からないけど種をまいておいて、自分がその先、その収穫まで面倒見られるか分からないけれども、それでも種をまくということをやりたいなと思っています。

その中で、夢ばかり語るのではなく、その夢というのは、熱かったり、熱い話だったり楽しい話というのは幾らでもできます。時間とお金が無制限であれば、それこそ何でもできるかと思うんですが、この町の財政だったり、自分の家の小さい話でもそうなんですけれども、ある予算の中でアイデアでもって、夢のある話ばかりでなく、それをどうやってやっていくかという具体的な、リアルな話というのをもしたいと思っていますので、僕の発言だったり意見というのは、何かそのやり方を考えればできるんじゃないかというところで、夢の話ばかりではなく、具体的な話をできたらなと思っています。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

全部で4つ質問があります。

一つ目、当町の林業の方向性について。

国が「2050年までのカーボンニュートラル」を方針として示しています。当町は、森林面積約94%、そのうち国有林が28.6%の比率であり、カーボンニュートラルに向けて役割を積極的に担うべきと考えます。この部分での町の考え方、方針をお聞かせ願いたいと思います。

二つ目、山林売買について。

コロナ禍やキャンプブームの影響で、全国的に、特に都市部の30代から40代が山林を買い求める傾向が強くなってきているようです。町としては、山林売買についての問合せの窓口の設置や、ウェブサイトを立ち上げる考えがあるかということ伺います。

三つ目、移住政策について。

ここ数年、当町への移住希望の問合せは、50代から70代が多いとのこと。恐らく移住政策というのは、町の財政のため、納税を見込んでだったりですとか、今後の教育だったり、そういうところの部分で、若い方に積極的に来ていただきたいということがあるかと思うんですが、その若い世代へなかなか発信がうまくいっていないのではないかなというのが、50代から70代の問合せが多いということから思うのですが、今後の方針、具体的な施策、対策というのをお聞かせ願いたいと思います。

4つ目、ふるさと納税について。

返礼品の8割がお茶ということ、これは文章がちょっと悪いんですが、返礼品の総額の8割がお茶、納税なさる方の希望の売上げというのか、納税額の8割がお茶ということですが、今後、どういったものを増やしていくことによって納税額を増やしていきたいか。町としての考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で檀上からの質問終わります。

○議長（杉山広充君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 佐々木議員の質問に対し、お答えをさせていただきます。

まず、カーボンニュートラルの実現に向けての町の考えについてであります。カーボンニュートラル実現のためには、「省エネルギー対策」、「再生エネルギー等の導入・利用促進」とともに、「吸収源対策の推進」が必要であります。

当町は、御存じのように、町域94%、約4万6,500haが森林であり、平成28年の推計では、これらの森林が1年間に吸収する二酸化炭素量は、約4万2,000世帯が1年間に排出する二酸化炭素量であるとされております。これは平成28年、川根本町環境基本計画50ページに載っているんですけども、今後も、間伐を中心とした適切な森林整備の推進による、さらなる森林吸収源の増進と水源の涵養、土砂流出防止、生活環境の保全等、森林の有する公益的機能の増進を図り、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与していきたいと考えております。

次に、山林売買についてお答えします。

キャンプブーム等により、山林の購入ニーズが高まっていることは承知しております。インターネット上に多くの山林売買サイトが存在していることも承知しております。

問合せ窓口の設置や山林売買に関与したウェブサイトの立ち上げについて、今のところ検討はしておりませんが、森林所有者の高齢化、不在村所有者の増加、森林所有者の無関心化などが進み、次世代への引継ぎが課題となっているのも事実であります。私もこの辺には、森林組合長、杉山さんともお付き合いしておりますので、いろんなことを質問しながら、これから先、またこういったこともお互いできることを考えながら進めていきたい、そんなことも私自身も考えているところであります。

これらの課題解決には、やはり山林売買のマッチングも一つの手段であるのではと思っております。まず、全国の事例・動向、課題等の情報収集を行い、課題等の整理を進めてまいりたいと考えております。

3点目の移住政策の御質問でございますけれども、移住定住対策については、12月議会においても中澤議員の質問の中で若干私の考えを述べさせていただいております。

この問題は、私の公約の一つの柱でもあります。少子高齢化に伴う人口減少問題への喫緊の課題であると捉えており、移住者はもとより、今、住んでいる住民の皆さんが「川根本町に住みたい、仕事がしたい、子供を育てたい、そして川根本町に住んで幸せだ」と思える町

にしていくことが私のこれからの使命だと思っています。

現在、移住についての情報提供ですが、川根本町公式移住情報サイト「移住ナビ」を令和2年度から開設しているほか、通常の移住相談に加え、静岡県及び中部地域の5市2町との共同で首都圏での移住フェアに参加し、テーマを絞ったセミナー等による情報発信や相談を受けております。

近年では、コロナ禍において生活様式の変化により、若い世代の相談も増加してきている状況であります。相談状況につきましては、後ほど、担当課長から説明をさせていただきます。

移住希望者の方の情報収集手段は、その年代により様々であり、年代が高い方は、町への問合せやホームページでの収集、若い世代の方は、インスタグラムでの情報収集が多いようです。今後は、このような状況を踏まえ、県及び関係市町と連携した広域的な展開と移住ナビの情報内容などの更新を含め、移住希望者が求めている情報や情報収集手段の研究と町ホームページなど様々なツールを活用し、移住希望者に分かりやすい情報提供を努めてまいります。

この件については、今、コロナ禍の中でいろんな情報、関東圏へ行っていろんな情報収集もできないところであります。これでウィズコロナ、その中でどうやった対応が町としてできるか、絶えずそういったことをアンテナ高くして、これからも移住定住、私の柱でもありますので、ここは全体で考えながら、各課連携も私も言っていますので、そこは取り組んでまいりたい、強い気持ちであります。

また、子育て世代へのアプローチとして、新年度より「里山親子留学」にも取り組み、今回その予算も入れていますけれども、移住促進を図ってまいりたい、そんな考えであります。

次に、ふるさと納税の御質問についてお答えします。

令和4年3月現在、返礼品については34事業者202点が登録されており、その中で約6割がお茶関係となっております。また、返礼の希望については、約8割がお茶であります。その他としては、柚子製品、自然薯、キャンプ場利用や鉄道と宿泊セットなどがあり、最近では、若干ではありますが、柚子製品の希望が増えてきております。

新たな商品の登録開拓につきましては、商工会並びに観光協会の総会において、ふるさと納税の状況をチラシによりお知らせ募集をしておりますが、いまだ新たな商品の開拓には至っておりません。引き続き町内事業者へのふるさと納税の情報提供と募集を実施し、新たな商品の開拓に努めていきたいと考えているところであります。

町としては、本年度、吉田町とのイノベーション事業として、当町キャンプ場と吉田町の精肉店とのコラボによる「キャンプ場でのバーベキュー」、柚子組合とのコラボによる「柚子ポン酢・しゃぶしゃぶセット」の提供を実施します。

また、現在、本町の青柚子と吉田町のメロンを使ったワインの試作に取り組んでおり、商品とあるようであれば、セット商品としていきたいと考えております。また、明日も吉田町

との、榛原郡の連合の会議があるものですから、吉田町との連携は絶えず取りながら、他市町の情報もいろいろあると思うんですけれども、そこは関連を持って取り組んでまいりたいと私も思っているところです。

このように、一つの商品だけでなく、組合せによる新商品の開拓が、今後の展開のポイントになると考えております。

ふるさと納税の時期については、10月から12月までの3か月間が全体の約6割を占めています。返礼品の動向として、贈り物や人が集まるお正月などに利用できる商品づくりも重要であります。

近年のアウトドア志向の高まりもあり、S L、大井川鐵道、温泉など宿泊とのセットについても、関係機関への働きかけとともに連携し、川根本町ならではの商品づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

私もまちづくり観光協会にも言っているんですけれども、温泉とアウトドアだ、これはやっぱり一つの私の合言葉でもありまして、何とかいろんな意味でセット化できるもの、そういったものも、限りがあるんですけれども、ふるさと納税というのは、その範囲の中でこれからのいろんな商品も考えていかなきゃいけないと思っております。

それと、冒頭議員が言った元ゴルバチョフ書記長の種まけということ、私もその考えは同意していて、新しい考えがあるときは、収穫はできないかもしれないけれども、種はまく、私も好きな言葉です。

以上です。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私のほうからは、近年の相談状況について説明をさせていただきます。

近年の20代から40代の転入者数を見ますと、平成23年度、75人、平成27年度、110人、令和元年度、110人、令和2年度、93人となっております。

また、転入時におけます簡単なアンケートを、転入理由をお聞きするということでしております。その中で「移住」と挙げた方が令和元年度では50から70代の方が4組、10代から40代の方が9組、本年度、令和3年度ですけれども、本年度については、50から70代の方が6組、10代から40代の方が9組となっております。

一方、Uターンについてもお聞きしております。令和元年度では、50から70代の方が6組、10から40代の方が15組、本年度、令和3年度でございますが、50から70代の方が2組、10から40代の方が14組となっております。

また、移住相談件数でございますけれども、令和2年度は75件。年代別では、10から30代が8件、40から50代が34件。居住地別でございますが、首都圏近郊からが24件、県内から31件の内容です。

本年度につきましては、2月末現在でございますけれども65件。年代別で申しますと、10

から30代が19件、40から50代が16件。居住地別では、首都圏近郊が20件、県内が22件という状況でございます。

また、首都圏での移住フェアにつきましては、コロナ禍において現地に行くということができておりません。ウェブでの開催となっておりますが、6回行っております。佐々木議員にも御協力いただきまして、ウェブですけれども、その中で山里での生活や起業などテーマを絞ったセミナーの開催により、ニーズに応えた若い世代への関心の対応も図っておるところでございます。

また、来年度におきましては、当初予算には反映されていないんですけれども、移住者の方や地域住民を交えて、子育て世代とか起業された方、女性など、ある程度テーマを絞った少数での座談会を、町長も含めまして企画をしております。その中で、住み続けたいまちづくりをいかに、どういうふうにしていくかという、移住者とか地域住民の方に聞いて生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） どうもありがとうございます。

先に、今、企画課長にお答えいただいた、若い方々を含む移住相談の方々向けの、今回質問させていただいた発信方法なんですけれども、今、具体的な数を伺って、やはり割合いるというか、興味のある方はたくさんいらっしゃるんだという、今、現時点でそう思うんですが、僕の友人にファッション系の、アパレル系の仕事をやっている方がいて、そういう業界に限らず、いろんな業界で今、若者の中ではSDGsだったり、そういうことに関して、あとは、それこそカーボンニュートラルであったりとか国際問題、そういう大きな話と関わっていること、意識していること自体がかっこいいという世の中の流れというか、空気があるのは御存じだとは思いますが、その部分でこの町が、それこそ森林がたくさんありますよと、ここで例えば食事をしたら、こんなふうに地球のためになりますよとか、何かそういう発信の仕方というのが、今のところこの町では、実際に森林があるので、あるだけで、もちろん間伐などは適正にさせていただいている中で、あるだけでももちろん寄与しているのは間違いないんですが、その部分において、この町でこういうことをすると地球のためになりますよ、世界のためになりますよと、この町はこれだけ森林面積あるから役に立てることはありますよというような発信の仕方も、一つありなのではないかなと思います。

若い人たち、教育だったりとか病院だったりとか、いろんなことにももちろん興味あるんですが、大きい話というのもあえてしていくというのはありかなと思いますので、今後、そういう方向でもいいかなというふうに僕は思いますので、その部分で今後、何かそういう発想があるのかなというところで、今回の質問をさせていただきました。

僕、この町、何かいろんな質問の中で、この町独自の教育だったりとか何かそういう言い回しを、議員さんだったり行政の方々皆さんおっしゃるんですが、この町独自というのは、

いいところも悪いところも含めて、全てこの町独自のだと思いますので、ごめんなさい、ここからがまたちょっと質問なんですけど、空き家だったりとか、今、問題とされている、問題というのか、ちょっと森林どうしようみたいなところにおいて、何か具体的な、今後何か考えられている対策、売る相手がいないとか、譲る相手が町内には当然いないわけで困っちゃっていると思うんですけども、その部分で、空き家とか山についての施策、対策というイメージ、こういうふうにしていったらいいんじゃないかなというイメージがあったらお聞かせください。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） ありがとうございます。空き家対策でございますけれども、平成26年に一回調査をして、令和2年度に調査をしまして、最近、また改めて区長さんを通じて再調査をしています。

何が問題かという、空き家なんだけれども、物を入れておきたいというようなこともございます。そういうところについては、できるだけ住所が分かる方には意向調査をしまして、今後の活用を考えていきたいと思っております。

また、今、空き家改修補助金とか清掃費補助金とあるんですけども、例えば清掃費補助金については、今は所有者を対象としています。相談を受ける中で、所有者はそういう面倒くさいこと、例えば静岡にいる方だったりとかしますんで、そういう面倒くさいということであれば、例えば購入する方、借りる方が使えるようにということで来年度から要綱改正をして、そうなれば、例えば空き家自体の価格を下げるといふか、そういうようなことでも利用がされるんじゃないかというように考えております。

また、質問にはなかったんですけども、SDGsとかカーボンニュートラルというところで、後の質問にも出るんですけども、町の施策として、今、やっている施策がそういうSDGsの17のゴールのどれかにつながっているんだよということ、実施する町側も認識すると。もう一つは、町民の方も、例えば道路愛護作業一つ取っても、それにつながっているんだよという意識づけをしていくことで、例えば移住者とか、そういう情報発信ができるのではないかといいふうなことでございます。

具体的に空き家対策については、今、考えていることは、清掃費補助で借りやすいと。あとは、意向調査をしてどういうことができるのかということ、今後、考えていきたいというふうにご覧しております。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今、空き家の話にちょっと展開してしまったんですけど、空き家というの考え方といいますか、ちょっとこの町の問題点でありながら、ちょっとした宝とまではいかないですけども、ちょっとチャンスじゃないかなと思う部分があります。

というのは、たくさん空き家があるけれども、今すぐには貸さないよ、売らないよという方がたくさんいると伺っています。その中で、1年に二、三回、一、二回でも行く機会があ

るから残しておくという方もたくさんいます。でも、今、コロナ禍でなかなか、こういう小さい町ですから、例えば都市部だったり、静岡でもいいんです、とかでもそうなんですけれども、草刈りに行くのも今はやめておこう、だけど草刈りしなきゃとか、空気入れ替えなきゃなどという空き家の持ち主の方ってたくさんいると思うんです。

その中で、また市町村の例なんですけれども、空き家の管理サービスというものをやって、ふるさと納税品にそれを入れている市町村というのもあります。その空き家の管理サービスというのものも、もちろん値段もいろいろです。年に何回やるのか、どういうことをやるのかという部分でサービスとして、さらにそれを納税品としてやっていただくことによって、納税額を上げていくという若干チャンスでもあり、なおかつそれが一般企業といいますか、民間が空き家管理サービスをやることによって、そこの空き家の持ち主の方とつながって、さらにその話を進めていくことで、ああ、貸してほしい人がいるんだけどもどろという話ができる可能性があるんじゃないかなと思います。

行政の方にそのサービスを考えていただくというのはちょっと違うと思うので、実際そのサービスをやりたいよという団体がいた場合に、行政の方に必ず手伝ってもらう部分というのがあるかと思しますので、その部分というのは、ふるさと納税を返礼品として構成する場合に、行政の方々には、そのお手伝いというのはどのあたりまでしていただけるんでしょうか。

以上です。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、御質問のあった件につきましては、令和2年の3月定例議会でも同じような質問があったんですけれども、実際には、シルバー人材センターが管理というところでなくて、草刈りとかは受けているようです。この質問のときには、実際的に民間の方が興味があるよというところであったんですけれども、内容的には、やはりそういう方が携われれば、じゃ、ここが古くなったから直しますよというところまで考えていただいたそうなんですけれども、ちょっとマンパワー的になかなかたということでも伺っております。

どれだけ行政が手伝えるかというところなんですけれども、実質的には、情報提供とか納税に係る手続とかというのはお手伝いできるんですけれども、実際事業を実施するにつきましては、民間の方あるいは団体の方ですので、そこをどうつなぐかというのは御相談ですけれども、できるだけお手伝いはするんですけれども、やはり安定的なサービスの提供というのが必須ですので、やはりネックとしては、鍵を預かるのが嫌だとかというようなところもありますので、そういう問題点を洗い出して、一緒にこうすれば提供しやすいんじゃないかというような協議の中には入れると思っております。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 空き家の件については以上で終わります。

次に、林業の話、なぜさせていただいたかなんですけれども、これも同じです。ふるさと納税にちょっとつなげられないかなというところで、山が要らないよという方がいます。でも、町のほうには山が欲しいよという方がいます。山が欲しい理由というのを調べたときに、もちろんプライベートキャンプ場にしたいという積極的な山の欲しい理由という方もいるんですが、何かもうちょっとのんびりしている方もいて、自分が住んでいるところじゃないところに山を持っていることで、何か心が安らぐみたいな意味で買う方っているらしいんですね、世の中に。結構それもいるらしくて、一番大きな和歌山県のほうの山林バンクのサイトでは、本当に月に100件ぐらいの山林の問合せがある。和歌山といえども、全国の山林を扱っているらしいんですが、それ100件以上、このコロナ禍でさらに伸びてきていてという状況を聞きました。

なので、この町で眠っている財産ということで、山林というものも欲しい方がいらっしゃるようなので、なるべく早くというか検討していただいて窓口をつくっていただくと、そういう方にお譲りできて、さらに何がそれがふるさと納税になるのかというと、山林は管理をしなければどんどん荒れるわけで、その山林の管理というのは、この町でいうと森林組合に委託すればやっていただけるということだと思います。その森林組合に管理をお願いするというふるさと納税をやることによって、町も、要らないものが欲しい人にいきます。山を買う人は、例えば打ち出し方ですけれども、間伐してお金が入る、プラス新しく植樹することによってカーボンニュートラルに寄与できますという、何かそのイメージが湧くというところで、山林バンクで山を販売して、それをさらに消費者の方々が好きに使ってもいいし、森林組合に管理をお願いするという納税の道筋をちょっと立てるということができるんじゃないかなと思いますので、その部分で、僕、これ多分、突然言っているように感じるんですけど返答を求めるものではないんですが、そういう打ち出し方はいかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員、なかなかいいアイデアと、突発的な考え方でなくずっと思っている思いが伝わってきたんですけれども。最近では、やはりゆとりを求めるというか、森林浴、いろんな意味で都会の方もそこを求めているんじゃないかということは、もう今始まったことじゃないことは私も分かっている、アイデアとしては、納税として、森林組合さんとのコラボをしているんなことできるよということなものですから、今すぐどうのこうのじゃないですけれども、アイデアとしては承りながら、また組合長ともいろんな話、しょっちゅういろんな話をしているものですから、その中で、また若い議員がこんなことも言っていたという話を私は伝えていきますけれども。いずれにしても、今、本当に山というところは、先ほど冒頭でも申し上げたとおり、所有はしているんだけれども、よそのまちに行っている人が多いものですから、私も山、何町歩あるのかな、ちょっと分かんないんですけれども、境さえ知らない人が多い。今のご長男の方々は、山行かないから。だから、そういった発想がきっと佐々木議員だから出てくるんだろうと思うし、これから先も、ここの町の資源、山があ

るからいろんなことの使い方は、いろいろな考え方でお金になることがもっとあるんだろうし、そういったことも、私も佐々木議員のアイデアも承りながら、いろんなことをまた勉強していきたいなと思っておりますので、これからもそういった意味でいろんなアイデアを提供していただければありがたいなと思っています。

○議長（杉山広充君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） ありがとうございます。

最後にですが、先ほども僕、発言しましたが、この町のマイナスだと思われる要素、役に立たないと思われている要素というのが、意外と外の人から見ると、すばらしいことだったりとか欲しいものだったりするというのは間違いなくあることですので、今後も、何かそう思いつき程度のことかもしれませんが、お話しさせていただきながら、僕もその種まきという意味で、行政の方々、町民の方々と連携してといいますか、一体になってこの町のよさをもっと引き立てたりとか、悪いところをいいことに転じたりとか、そういう発想でこれからも活動していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） そういった心構えの中でのいる若者がどんどん増えてくれたら、この町はもっともっとよくなりますんで、その辺も強い思いで取り組んでいっていただきたいと思っております。ありがとう。

○1番（佐々木直也君） 以上です。ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、石山貴美夫君、発言を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 5番、石山貴美夫です。通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、新茶直前ということで、お茶に関連しまして質問させていただきます。

御就任以来、茶農家である町長として、常々、町の茶業振興に力強いお言葉をいただいております。町長のこの任期の4年間というものは、我が町の茶業に関しまして非常に重大な過渡期であると私は考えます。

長い間、日本のお茶の需要はほぼ10万t前後で推移していましたが、2011年3月11日の東日本大震災による福島第一原発事故による放射能の拡散によりまして、県内の茶畑でも一部

の汚染が報道され、風評被害が広がり、お茶の消費に大きく影響したとされています。

この時期から、特に香典返しのお茶の取引は激減し、同時に、徐々にお中元、お歳暮、さらに新茶のギフトにまで影響し始め、一気にコーヒーやジュース、あるいは他の様々な食品に取って代われ、業界の安定した主力的需要を占めていた仏事関係、そしてギフト商品関連の安定需要、独占的な需要が大きく崩れ始めたと言われています。

過去の様々なお茶関連の嗜好調査を見ましても、お茶の需要の多くは仏事による贈答品に起因した需要が大きな部分を占めており、飲用のきっかけでもある、家にあるから、あるいは日常の習慣だからといった答えが多かった、また、体にいいからといった答えがこれに続きますが、お茶の飲用は安定しておりました。

この風評被害の発生により、ギフト需要は激減し、デパートや様々なギフトカタログから1位の座を奪われ、他の飲料食品と同じ横並びの商品に落ちてしまいました。いずれ回復するだろうと考えていたところ、この10年間でこの状況は根づいてしまい、この状態が普通となって、日本人のお茶の消費状況は大きく様変わりしました。日常からお茶が消えつつあります。

コーヒー業界があれほど羨み、お茶の需要を取り崩すそうと様々な戦略をアプローチしても、日本人のお茶の需要は変えられないと諦めていたものが一気に崩れ、コーヒーが日本人の日常に入り込み、今では日本茶生産量は7万t台に減少、コーヒーの豆はその七、八倍の四、五十万tの輸入になっております。単価も世界一高い豆を輸入するなど、世界有数のコーヒー消費の国となりました。日常の飲料を奪われた形であります。

私が静岡県茶業会議所に奉職していた頃、コーヒー業界を競合飲料として調査しておりましたが、日本茶の日常飲料の座は破れませんと何度も言われておりました。さらに、コンビニが全国に展開し、それまで自動販売機でしか販売されていなかったお茶を含む缶飲料は、コンビニでペットボトルによるウォータードリンクやお茶飲料の爆発的普及が背景にあることも、日本人のお茶の需要を大きく変化させた要因であります。

こうした日本人のお茶の消費動向の大きな変化の中、業界でも対策をしておりますが、縮小化する業界の常で、なかなかこれに歯止めはかけられません。危機感を持ってお茶産地、自治体も懸命に様々な事業を立ち上げております。掛川市は、以前から掛川茶振興計画を多方面に実行しており、また島田市は、緑茶化計画という戦略の基に様々な挑戦をされております。また富士市は、今のブームを捉え、ほうじ茶のブランド化を目指し、2021年6月、ほうじ茶宣言をし、市を挙げてほうじ茶の香る富士のイメージ定着に邁進しているところであります。

こうした中、我が町の新年度予算を見ますと、お茶関連は前年度よりやや少ない消極予算であります。唯一、新規目玉事業は、後で質問いたしますが、1件200万円の事業であります。

町の総合計画においては、重点戦略で川根茶は町の強みを生かすプロジェクトとして挙げ

られ、川根茶が町民誰もが誇りに思う強みだと記されています。今、我が町の茶業は町民誰もが誇りに思う状況になっているのでしょうか。町民全てではありませんが、管理できなくなった茶園をどうしようか、多くの町民の悩みの種となり、諦めて放任され、本当に残念な、心痛む状況が現実ではありませんか。

こうした中、町長は川根茶振興に力強いお言葉はいただきますが、新年度予算は前年より縮小され、また町総合計画では、川根茶を町の強みを生かすとし、川根茶ブランドの強化、品質のさらなる向上、担い手の育成、6次産業化、販売戦略の構築を進めるなどこれらの計画が示され、既に10年の半分、5年が経過し、見直しのタイミングになっております。しかし、成果は、放任茶園の増加や製茶を諦める農家が増加し、ますます厳しい状況となっております、現状は御承知のとおりであります。

この間に、町は具体的に何をされ、どのような結果、効果が出たと認識されているのか。また、これを踏まえ、茶農家・茶販売業者を、もうこれ以上1軒も減らさないという覚悟を持った茶業振興対策がぜひ必要であります。そうした考えをお伺いしたいと思います、いかががお考えかお伺いいたします。

次に、SDGs、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であります。今や世界も日本も様々な分野で、この全ての取組の基軸となる目標に向かって動きが注目されております。

農業の分野では、自然資本や環境調和した持続可能な農業の展開となります。農業を行うことで環境に負荷が生じるリスクがあり、農薬の不適切使用は周辺環境に悪影響を与え、機械の使用は温室効果ガスが排出される。また農業そのものに環境への負荷が生じるという観点から、農地からは一酸化二窒素の発生、また地域特有の自然環境の変化などの課題は、安心安全な生活達成のため早急に解決すべきとしています。

こうした対応は国を挙げ一気に進んでいく状況で、環境保全型農業、有機農業の推進を図り、化学肥料や農薬を使用せず環境負荷を軽減し、自然の環境機能の増進を目指していく方向となっています。これに配慮した商品は、エコファーマーや有機JAS認証によって、有機やオーガニックと表示できることで高い信頼性を得ることができます。

初めの取組は、国の取り組むSDGsに様々なアプローチから取り組むということからだと思いますが、世界の大きな動きにたちまち日本が取り込まれ、関連業界を大きく変えていくということは、これまでに様々な場で目の当たりにしてまいりました。何より、我が町もこうした情勢に乗り遅れない対策が必要だと考えます。町の対応策についてお伺いをいたします。

次に、フォーレなかかわね茶茗館についてお伺いします。

令和3年3月改正の同茶茗館の条例では、地場産業の振興及び地域の活性化を図り、住民に特産品の展示場の場を提供し、都市住民との交流促進を図るため施設を設置するとなっております。事業内容も、関連資料の収集・保管・展示・普及・調査研究等々となっております。

す。当初、約2億円を投じ建設されたフォーレなかかわね茶茗館の機能の充実と今後の活用についてお考えをお伺いいたします。

次に、本年の新規事業、川根茶魅力発信拠点整備事業、22日の新聞にも掲載されておりましたが、この事業の進め方と、今後の事業の方向についてお伺いをいたします。

以上4つの質問をさせていただきます、質問席に移ります。

○議長（杉山広充君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、石山議員の質問に対しお答えをさせていただきます。

昨今、お茶をめぐる環境は大きく変化しており、周知のとおりリーフ茶の需要が下降線をたどっております。そこに後継者不足や茶園面積の減少も加わり、生産量・茶価とも低迷が続いております。

「お茶はつくれば売れる」は、もはや昔のこととなり、このような課題を念頭に置いた川根茶の再認知・ブランド化の強化のための茶業振興施策が不可欠であると考えております。

銘茶産地・川根本町としては、従前より継続している高品質茶生産のための振興施策を展開し、今後も銘茶産地維持を図っていくことと併せ、碾茶栽培においても生産支援、高品質茶の維持確保や、需要が拡大している有機栽培碾茶の栽培拡大等への様々な施策を進めることにより、従来的高级煎茶産地としての川根本町に併せ、高級有機栽培碾茶産地としての川根本町として、産地維持を図っていくことが重要であると考えてはおります。

また、いずれにしてもやる気のある農業者、事業者が産地をリードしていく必要があります、町としてもこれらの方々への支援を軸に進めていくべきと考えております。新年度からは、その一歩として、新たに川根茶魅力発信拠点整備事業をスタートさせます。この事業を通じて生産者である茶農家自らが消費者と結びつくことにより、新規顧客の獲得や、川根茶情報発信の一助となるよう、積極的に利用促進を行ってまいります。

また、銘茶川根茶でありますので、その希少価値を高め、他産地とのさらなる差別化も重要であろうと感じております。

今後も、茶業関係者のみならず、様々な方々の御意見を伺いながら、町として取り組む川根茶のブランディングについて取り組んでまいりたいと考えております。

茶農家をもう1軒も減らさない覚悟についてお尋ねありました。私も農業者出身、生産家です。去年までお茶ももんで、お茶もつくっておりました。そんな中で、農業経営振興会、個人部会、いろんな方が私のところへ訪ねてきてくれております。私自身が農業者に寄り添うこと、これも農業者にとって補助金になるということだけは皆さんにお伝えしたい。農業出身の町長というのは余りいなかったかもしれない。その中において、私自身が農業者に寄り添いながら取り組んでいく、当然、このコロナ禍で、トップセールスもなかなかできていないわけですがけれども、そんな意味においても、私はそういったことを考えながら務めていきたい。

また、ずっと私もそうだったんですけれども、兼業農家です。今ほとんどの方がその中でやっておられる。議員は茶業所というんですか、そこを終わって、茶茗館館長をやって、今の仕事に誇りを持ってやっておられる。私自身も、ここへ戻ってきて兼業農家ということで、後から補助金のこと出てくるんですけれども、私のときは補助金が余りなかったんですよ。だからどうしたかという、人のお茶はえらいもんなんです、地元じゃ、キロで言うと2,800kgくらい、自分のうちには1,500kgあって、よそのうちも1,400kgもあったもんですから、朝から晩までそういったことの中で、自分の茶業を考えてずっとやってきました。

だから何かというと、あの頃はそれぐらいのときでも、私自身はお茶やって、当時はアルバイトというんですけれども、そこへすぐ行って、1年間の生活の中で子供たちを育てたわけですけれども、そういった意味からも、私は今までやってきたことがあるから、農業者に寄り添う気持ちは人一倍です、それは。だから、私自身が補助金だ、それぐらいの気持ちの中でこれから取り組んでまいりたい。

先ほど掛川茶、深蒸し、島田市の緑茶とか、いろんなことあるんですけれども、名目はないんですけれども、ここは高級ブランドという名目がある。そのために何をこれから先やっていくか。今までの継続も大事だし、そういった方たちがずっと継続してやっていただいている、その人たちの気持ちがあって、また、ここにこれから有機栽培、いろんなことがある。抹茶も、SOMAもできてくれた、そんなこと全部含めてこれから先の私の農業に対する考え、農業者に寄り添っていけるようなことを私自身が取り組んでまいりたい。ここは心の問題ですけれども、何がどうのということは継続が大事だし、農業というのは大変なもんだよということを農業をやっている方々はよく分かっていると思います。私もこういう仕事やってから、4年前から副議長、議長と来ているんですけれども、いろいろ集中していると茶畑は草むらになっちゃっていて、なかなか大変だなというも思いながら、こういう仕事ですから大変なことは大変、大変なことが分かっている農業人ですので、いかにこれから先、一生懸命やる気がある方々と寄り添って務めてまいりたいと思うし、いろんな方々のアイデア、知恵もいただければと。アイデアは私も少ないもんですから、そういった中でいかに物をつくって、物を売れるか、そういったところに取り組んでいければと私自身が思っております。

2点目のSDGsを踏まえた有機農業の取組についてであります。農林水産省は令和3年5月、みどりの食料システム戦略を策定し、農業生産においても中長期的な観点から取組方針を定め、その中で有機農業の取組面積を2050年までに段階的に拡大することを示しております。

当町でも、有機農業に取り組む生産者と連携し、「有機抹茶をKAWANEから世界へ」をコンセプトに、有機抹茶仕上げ加工施設や、その原料となる碾茶工場を建設してきたことを改めて申すまでもありません。現在、その生産も極めて順調に推移し、さらなる国内外需要の上昇も見込まれていることから、有機栽培茶の安定生産はSDGsの観点からも有効な成長戦略になり得るものと判断しております。今後、関係者等と意見を交わしながら、当町

の恵まれた自然環境と地理的付加価値を最大限に生かすべく、有機農業に取り組む農業者の経営支援をしていきたいと考えております。

一方で、有機農業は栽培体系が従前とは異なる部分もあり、生産現場では様々な課題に直面することが考えられます。それらをネガティブに捉えるのではなく、新たな成長の機会として捉え、よりよい政策支援の手法を検討し、積極的な対応を進めていきたいと考えております。

SDGsというのは、そもそもが次の世代へつなぐ体制づくりだと私は思っております。現在、有機栽培、海外、抹茶が多いです。そこの政治的解決も国の先生方、やっていただいております。それは農薬規制のこともあるし、井林代議士も、牧野参議院議員にも私もお願いもしながら、これからも農薬規制の問題もいろいろあるかと思っておりますので、いろんな意味で先生方ともお話をしながら、これから海外輸出、いろんなことも考えてまいりたいと思っております。

次に、フォーレなかかわね茶茗館ですが、その設置目的でもある地場産業の振興及び地域の活性化及び都市住民との交流の促進を図るため、町民に特産物の展示販売等の場を提供するとともに、呈茶を通して川根茶を飲んでいただくことによる情報発信に努めているところであり、その事業効果は、私自身は非常に大きいものと考えており、今後もさらなる活用を図ってまいりたいと考えております。

当時も、茶茗館館長として議員お勤めでおられました。私のおやじもその頃議員でして、当時関わった一人の議員でした。長い年月たっておりますが、私自身もその頃参加をさせていただいて、当時は中川根茶と言っていましたけれども、そういった意味で、よし、頑張るぞという気持ちが私も湧いたもんです。今だって、その事業効果というのはあると思います、あそこは。だから、これからこういった体制の中でこの8年余り、私が議員になってからいろんな問題、そこで行われる行事とか、そんなことも、いろんな問題を議員の皆さんと協議したこともあります。これからの展開として、私自身も一つ、道の駅の事業を兼ね備えておりますので、議員の皆さんとさらに話も深めてやっていければなど、そんなことを思っております。

4点目の川根茶魅力発信拠点整備事業についてであります。

長引く茶価の低迷による収益減を背景に、従来の流通の仕組みから変化を求め、茶農家自らがインターネット、通信販売などを活用し、消費者と結びつくケースが増加しております。これらはリーフ茶需要が減少していることを踏まえると、今後ますます顧客満足を得るための付加価値をつけた販売戦略が求められております。本事業は、川根茶の販売促進と緑茶文化の情報発信を図るため、消費者が気軽に喫茶しながら農家と対話できるオープンテラスなど、集客のための施設整備を支援することを目的としております。

事業推進に当たりましては、茶農家が考える様々な集客手法を尊重し、茶業関係機関の御指導もいただく上で、地域にとって有効な設計となるよう事業を推進していきたいと思っております。

おります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

私は、昨年6月においても、短時間でありましたけれどもお茶の質問をさせていただきました。今、本当にぎりぎりまで息絶え絶えになっている茶農家、茶工場、茶販売業者を、やはりそのときも、1軒たりとも減らさないでほしいという願いを込めましてお話をさせていただきました。そのときには町は、大きな嗜好の変化で大変だという状況の中で、品評会での好成績やお茶の生産産地としての維持、抹茶工場等の施策を進めていきますというようなお話をいただきまして、厳しい状況を認識して、担当の課も茶園の生産性の向上や効率化、コストの削減できるシステムづくり、農地プラン、そしてまた共同工場のヒアリングなど実効性のある解決策を見出していきたいというお話をいただきました。

また、販売面においても、SNSを利用した体制の強化やPRの表現方法の開発を進めるといった御回答もいただきました。

この約1年前のことですけれども、この結果、成果はどんな状況か、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 質問に回答させていただきます。

共同製茶工場とのヒアリングの状況でございますが、今後の経営方針として、「持続的な茶業経営の実現」をテーマに、10年先の茶工場経営をどのように考えているかを趣旨にヒアリングを実施しております。その結果ですが、将来にわたって持続的な経営が可能とする組合が3組合、おおむね10年間は継続可能とする組合が7組合、現体制では近い将来には継続困難となると考える組合が3組、既に廃業等の方針が決定している組合が2組合でありました。また、現段階では、将来的な茶工場の連携・再編に関しましても、高齢化や設備投資への不安などから消極的な回答があったのも事実でございます。町としては、現体制で継続困難または廃業等の方針が決定していると回答した組合につきましては、県、農協等の関係機関と協力しまして、組合役員の方々との協議を継続して行っていきたいと考えております。

続きまして、SNSを利用した体制強化やPR表現方法の開発を進めるということですが、本年度、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しまして、川根茶販売促進事業を実施してきました。緊急事態宣言や外出自粛により消費者との直接的な接触機会に限られ、PRや販売活動がしにくい状況下で、ネットを生かした川根茶のPR、販売促進の観点から、SNSを活用したPRとして、川根茶PRホームページ、川根茶ポータルサイトにおきまして、「日本一に輝く茶づくり名人が多い茶産地 川根茶の里からティーメッセージ」をテーマに、川根茶の価値や意義、リーフであるお茶を入れて飲むことなどについての新ページを開設しております。川根茶に対する親近感を高めてもらうことを意として行っているところでございます。

次年度以降も川根茶産地の全体の活気を高めるとともに、後継者、担い手づくりの観点から、有能な情報発信を継続したいと考えております。

なお、サイトの閲覧数につきましては、開設当時の平成29年は、閲覧数1万5,950回でありました。今年度は3万3,970回と増加しており、新ページ開設の効果もあったものと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

そうした状況の中で、既に5共同組合もちょっと困難な状況になっているという今お話しもいただきましたが、現在、茶園の減少面積というのは、町内でどのようにになっているのか。逆の放任茶園がどのように増えているのかについてお伺いします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 耕作茶園の状況につきましては、令和2年農業センサスでは262haの耕作茶園がございます。耕作放棄地につきましては、現在約100haあり、近年は、年間約10haの増加傾向にあるところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

茶工場が減りますと、当然、その周辺の関係のお茶園が減っていくということに連動していくわけですが、続きまして、町全体の共同工場、ちょっと先ほどお話ありましたが、工場全体としてどんなような減少傾向になっているかお伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 共同工場の減少数につきましては、先ほど述べたとおりなんですが、組合の持続的運営につきましては受益地または担い手の確保が大変重要であると捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） そのとおりでありますけれども、そこが非常に難しいところなわけですが、茶農家の経営の持続のために具体的にどんな助成対策を取っているのか、そしてどういう効果が出ているのかも伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 先ほど回答しましたが、維持のための対策といたしましてどう捉えているかですが、共同製茶組合の持続的運営の対策は、一定のエリアにおきまして茶工場の統合再編を対応する必要があることから、現在、中心的経営体と協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） しつこいですが、耕作放棄地は危機的に増加していると、担当部署は意識を高めて効果的対策を検討されたいと、これは令和2年度監査委員の報告であります。また昨年も、放任茶園と共同工場の集約、存続が課題である、将来を見据えた対策の検討をされたいと、やはり去年も監査委員からそうした御指摘がありました。これへの答えはどんなふうにお考えかお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） この問題につきましては、担い手への農地集積集約化、新規就農対策、茶園基盤整備、作業の省力化などあらゆる政策努力を払っても、なお耕作放棄地が増加する傾向でございます。

こうした課題につきまして対応した長期的な土地利用の在り方について検討を開始しております。農地は農地として有効利用することが大前提ではありますが、農地以外の利活用も含めた中で対応策の協議を行っているところでございます。

今後、具体的な農地利活用のモデルをお示しできるよう、推進してまいります。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

茶農家の茶園の維持のためには、経費の中の防霜ファンの電気代、細かくなりますが、製茶工場の電気代、また燃料代など、今世界的経済の情勢の中で非常に高騰が予想されております。こうした分野への助成を、町内ぎりぎり維持している製茶工場の方々のために何とか手助けができないか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 皆さん、報道で御存じかと思いますが、原油価格の高騰につきまして茶業農家、共同製茶工場経営の圧迫が非常に懸念されるところでございます。原油価格高騰に対する緊急対策としまして、国による施設園芸等の生産者に対する支援制度が設けられておりますが、現時点では茶業経営が対象となっておりませんので、早急に国、県に対しまして同制度の茶業への対象拡大を要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ少し具体的にもっと御検討いただきたいと思います。

昔から、この川根地域というのは自園の茶工場の多さというのが一つの特徴であります。また、共同工場も小規模でして、腕自慢の町として業界の中でも有名な場所であります。30年ほど、あるいはもう少し前は100近い自園の工場もあったと記憶しておりますが、川根銘

茶を底上げしていたと考えられます。この地域の一つの特徴でありました。こうした地域の歴史である大きな特徴である茶工場をどう守るかというのが、本当にこの町の茶業振興の要だと考えます。

しかし、御承知のように、機械の価格は高騰し、また古い機械を大切に使ってきた農家も、あまり高額な修理費に維持を断念せざるを得ない事態が急増しております。これは共同工場でも同じ状況であります。我が町の川根茶の危機的な状況だと考えます。機械の修理、新たな機械の部分的な更新に対する助成をして、この町の川根茶を守るということをお願いしたいと思いますが、これは町の農業振興会、先ほど町長のお話もありましたが、そういったところからも強く要望されている状況であります。茶農家を守る一番の現実的な対策でありますので、今頑張っている農家の声を聞き届けていただけないか、そここのところを一步進めていただけないかお伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 修理、部分更新に対する助成を検討する考えはないかということですが、町のスタンスとしましては、経営改善や経営向上のために必要な機器導入等の支援は行っておりますので、ランニングコスト、つまり維持費への助成は補助対象外と、現段階ではしております。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） そうすると、修理費とかそういったのは対象外ということですか、分かりました。ぜひ、何とかそこを、今後少し考えていていただきたいなと思います。修理費も本当に、小さな基盤でさえ五、六十万かかるのはもう当たり前だもんですから、ぜひ検討をお願いいたします。

農業振興会からも、さらに機械は非常に高額ですもんですから中古の機械を探して今入れ替える方が結構いらっしゃいます。中古の機械ももう本当に数が少なくて、タイミングとしては、今こここのところ数年間が非常にそのタイミングなんですけれども、それすらもうなくなってしまう可能性がありますけれども、多くの農家の要望である中古製茶機械の更新ということについて、あるいは摘採機もそうなんですけれども、そうした中古のものに対しても助成ができないか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 中古機械の取扱につきましては、法定耐用年数を考慮した中で、その機械等の中古設備のうち価格の適正性を確認できるものに限り、補助金の支給対象としております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ手厚い助成をお願いしたいと思います。また次に、先ほどの農地プランの関連で、放任になる前に耕作をやりたいという方にうま

く引き継がれるような対応というのはどのようにされているか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 人・農地プランの実質化につきましては、地域や集落の話し合いに基づき、地域農業の在り方を検討する場でございます。高齢化や担い手不足は大きな課題ではありますが、当町としては、より細分化した集落におけるプラン作成と定期的な見直しを維持することにより、農地の問題を解決していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） そうしたデータをせっかく作られて、それを生かしてぜひ引き継いでやりたいという方に早く、茶園が荒れる前に引き継いでいただけるような対応をお願いしたいと思います。

次に、先ほどの茶販売に関連しての支援の部分でありますけれども、ホームページやネット販売というのが非常に多くなっているんですけども、そうした経費に対する助成はお考えではないか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） ホームページ開設支援といたしまして、商工会関連に対しての支援は既に存在しているところでございます。一方で、川根茶を直販している農業者の多くは、既にホームページを開設し、お茶のPRや販売事業に取り組まれておるということで、現時点では農業分野独自の新たな支援制度は考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） それは承知しておりますけれども、また新しくなって、どんどん進んでいるものですから、コストが非常に上がっているという状況もぜひ今後お考えいただきたいと思います。

次に、お茶の効能という点では、私がお茶の団体に勤務していた頃、茶学術研究会というものを立ち上げまして、全国に散らばるお茶の効能研究の先生方を応援して、お茶の消費拡大に寄与したいということで、日本中の先生方にお声をかけまして、三島の遺伝研の先生が会長さんになっていただきまして茶学術研究会というものを立ち上げた経験が私あるんですけども、こうした会員の先生方の研究がお茶の消費に大きな影響を与えますということを感じております。科学的、医学的な裏づけが、ただのお茶は体にいいといったイメージにプラスにして、非常に効果があるんじゃないかということで、当時、毎年50万部以上のパンフレットを、有料であったんですけども発行させていただいておりました。

これ、県立総合病院の島田先生が、川根茶パウダーを使用して人体にどんな効果があるのかということの研究をされてきていましたけれども、終了したということですけども、この研究の成果や、そうした内容についてのPRの仕方によっては、非常に大きな川根茶にと

ってプラスになると思いますので、これについてつなげていただきたいと思いますけれども、その御対応についてお伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 現在、研究成果をまとめた論文を作成中と聞いております。その詳細につきましては分かりませんが、期待するような成果であれば、大いに活用していきたいと考えているところでございます。

いずれにしましても研究論文の発表を待っての対応となろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひ論文をうまく取り込んでいただきたいと思えます。御提案しておきます。

そして次に、SDGsの関係ですけれども、これに関連しまして、川根本町では抹茶工場を誘致しておりますけれども、こうした企業はオーガニックを目指しているということですが、こういった事例があるように、オーガニックビレッジという農林省で考え方がありましても、そうしたことについてどんな対応をこの町は考えられているかお伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 現在、静岡県におきましては、藤枝市がオーガニックビレッジに参加するという宣言がされましたが、当町においても事業実績が示すとおり、有機農業への取組は増加しているところでございます。それらの動向を踏まえた上で、今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 無農薬系のお茶の生産というのは、周りとの遮断ということも必要になってくる可能性があります。そうした収益を伴わない部分の茶園とか防壁とか、そういったものに対する収入保障みたいなものはお考えではないか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） その点につきましては、有機栽培への転換によりまして経営安定を図るため栽培方法を変えていくという認識をしているところでございます。周りとの遮断するため緩衝地帯を設ける手段を選定する場合、その部分につきましては収入保障を行うことは大変難しいと考えられますので、人・農地プランの中で観光栽培と有機栽培のエリアのすみ分けの手段を推進していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 細かなそうした政策といいますか、そういったことをよろしくお願

いしたいと思います。

私たちの町のイメージというのは、ユネスコエコパーク、原生自然環境保全地域、美しい村連合などにとって、非常に自然との環境の非常にいい町だというイメージをずっとつくる方向で進んできております。そうしたイメージでいきますと、今回のSDGsに伴うオーガニック茶の生産というのは、非常に合った方向ではあると思います。今言われたように、藤枝市でも既に先駆けて宣言をされておりますけれども、そうしたことにシフトする茶農家がこれから少し増えてくるのではないかと考えますが、そうしたことについての茶業政策についてどうお考えか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 茶業におきましても、SDGsの考え方を基に作成されました、国が推進するみどりの食料供給システムなどを受け、新たな農業ビジネスを進める上で、自然環境の美しいまちとのイメージをつくらうとしている様々なゾーンの指定とのマッチングにつきましては、関係各課と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 有機JASの認証を得るためには、非常に専門的分野ですので、アドバイザーというか、専門の担当者の設置が求められると思います。そうした担当者を置くお考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 有機JAS認証につきましては高度な知識が必要であることから、町としては専門担当者の設置は難しいと言わざるを得ません。県、JA等関係機関と対応していくほか、国が認定している事業者を活用して対応すべきと考えます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひそうしたお手伝いをしていただくように、町のほうもお願いをしたいと思います。

有機農業の関連は資材が非常にコストがかかります、肥料とかそういったものですが、そうしたことへの特別な助成というのはお考えではありませんか、お伺いします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） その点につきましては、現在、国がみどりの食料システム戦略を推進しております。推進するに当たりまして様々な支援制度があることから、その情報収集を行い、まずは関係機関との協議から始めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひ、有機JASを取得したいという方が増えてくると思いますの

で、御対応をお考えいただきたいと思います。

茶茗館につきましてお伺いいたします。

茶茗館は建設以来28年経過しておりますけれども、設立当初はいろいろ目的もあったと思うんですけれども、それはどの程度達成できているとお考えか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 町といたしましては、現在も目的に沿った形で成果が上がっていると判断しているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） スタート当初は、茶茗館で今の呈茶の形をつくるのに関わりました。今ではおいしくいれる方法というのは、私も日本茶インストラクターですけれども、お茶のインストラクターの方々の頑張りで非常に普及されてはきていますけれども、当時はほとんど認知がありませんでした。ああしたお茶のいれ方というのは、県の茶業試験場と静岡県の茶業会議所、それからお茶の煎茶道の先生方と一緒にあってあの基本をつくり上げたことが基になっております。そうした基準に従って、当時スタッフの方々と、どんなお客さんが見えても絶対においしくいれるという方法を考えようということで、お話をする時間の設定、それによってちょうど70度前後の非常に適温になるような話し方なども仕組んだわけです。

そしてまた、お茶のセットを出すときにも、専門の先生や茶道の先生や、どんな先生が見えても恥ずかしくない、自信を持って出せるような、失礼のない作法手順というものをつくり上げていっていただきました。そうしたとき、当時頑張っていたいただいたスタッフのことが今までも思い浮かびますけれども、これは全てこの町のお茶を指名して買っていただくための仕掛けだったと考えております。ここではお茶の販売はしませんでしたけれども、お茶はあくまで町内の農協や茶商、直売農家等々の個々のお店で買っていただきたいということで当初はスタートしていたものですから、町内の茶商様も、四季の里や、そうした店舗も、そしてまたJAの方々もお得意様を御案内くださっておりました。

こうした形とは今は大きく変わりましたが、条例では、茶茗館は特産品云々と書いております。お茶ということが明記されておられませんけれども、そうしたことによって非常に目的や趣旨が分かりにくくなっていると感じますけれども、いかがお考えかお伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 議員がおっしゃられました設置目的といたしまして、地場産業の振興及び地域の活性化を図り、併せて住民の福祉を推進すると定められているところでございます。これを受けまして、主要地場産業である茶に関する情報発信、今議員がおっしゃった呈茶を行い、多くの方々に川根茶を味わっていただくことを主流に現在行っているところでございます。

その事業効果は非常に現在では大きいと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 道の駅ということですが、そうした機能的に、当初より食事の提供や、そうしたことがない点などで、集客方法としての道の駅の選択というのはありましたけれども、非常に機能、目的、そうした点ですね問題があると考えられております。また監査委員の方々も、今後の在り方の検討が必要ではないかと指摘をされていますが、その点もう一度お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 茶茗館につきましては、近年の道の駅とは違いまして、トイレ、案内機能を有する初期型の道の駅として認定されました施設であり、建設当初から道の駅として建設整備される近年の道の駅とは状況が異なることから、利用される皆様から様々な御意見をいただくこともございます。

しかしながら、抜本的な施設改修は難しい状況もあり、今後についても、道の駅としての基本的な機能を踏まえまして、日本で唯一、茶室のある道の駅として川根茶の呈茶を基本とし、最適で効果的な維持管理方法を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 町は茶苑喫茶という事業も一方では行っておりまして、茶茗館が事務を引き継いでおるんですけれども、これのすみ分けといいますか、同じお茶を飲ませるといいますので、それについてはどんなようなお考えか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） いろんな川根茶の呈茶の方法、PR方法があってもよろしいと感じております。町内様々な場所で農家の方々が茶苑喫茶を活用して情報発信を図っていただければよろしいと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 関連しまして、茶茗館は町の案内の拠点でもあるということで、観光商工面からも位置づけられていると思いますけれども、町内の観光の体験施設やあるいはお茶を飲む今のような茶苑喫茶のようなところ、あるいはお茶を買えるといった、それらの案内という業務が期待されていると思うんですけれども、そうした案内機能についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 現在、観光PRの拠点ということで、当町の観光資源の案内を十分行っているところでございますが、今回、棚を整備しまして、ユネスコエコパーク、原生

自然環境保全地域等のPRパンフレットについても置くこととしております。

今後も、観光商工課と連携を図りながら情報発信に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ぜひですね、町内のあらゆるお茶の関連業者の方々の御案内を公平にさせていただくように、あえてお願いをしておきたいと思っております。

そして、当初は、先ほど町長のお話にありまして、中川根という表現をしていたわけで、今も茶茗館にはなかかわねという名前がついていますけれども、当時は、おらが町のお茶だからということで、また町の金でやるんだからということで、それを前面に出したということで、やむないことだったと思っておりますけれども、今はもう川根本町設立17年たっているわけで、そろそろこれも変えたほうがいいんじゃないかと私は考えるんですけれども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 確かに議員がおっしゃるとおり、合併から長年経過しております。ただ、この名称を変えるには様々な関係機関との調整の必要があり、例えば道路標識を管轄する土木事務所等の調整等があります。また、様々な箇所に配布しておりますパンフレットの変更経費等も生じてくることから、今後、茶茗館運営に当たって協議する場、農業・農村振興対策委員会の協議の場で話し合い、検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

当初、茶茗館には博報堂のPR戦略を採用しております、誰でも知られている藤城清治というオリジナルの影絵の展示がメインでありました。これはその後、藤城清治美術館とも連携を当時はおして、藤城清治関連のグッズも全て販売していたわけですが、そうしたファンの方へお茶のPRというのをもくろんでいたわけですが、その戦略というか、その方向づけについてはどんな方向になっているかお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 藤城清治先生の作品につきましては、当町の風土、景色をモチーフとしたもので、現在も茶茗館のシンボルとして展示しており、来館者の皆様にも、作品の経緯も踏まえ対応しております。

今後も、引き続き川根茶とともに御観賞いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） この間、別の議員からもそうしたお話ありましたので、ぜひもう少しPRに使っていただきたいと思っております。

次に、川根茶の魅力発信拠点事業に関連しまして、川根茶の魅力を発信する場をつくるということで幅広くお考えだとちょっとお伺いしたんですけれども、もう少しそれについての見解、内容についてお考えをお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） この件に関しましては、町長の答弁と一部重複するところがございますが、この事業を通じまして茶農家自らが消費者と結びつくことにより、新規顧客の獲得や、川根茶情報発信の一助となるよう、積極的に利用促進を行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 非常にいい発想だとは思いますが、柔軟な対応をしていくことによって、より発展していくと思いますので、幅広くお考えいただきたいと考えております。そして、全国的にもこうしたテラスというものをあちこちでつくられておりますけれども、基本的には景色がいいところ、展望が一つのメインですけれども、我が町ではお茶が休憩できて飲めると、6次化ということにもなりますので、魅力発信のための機器や道具、関連の備品等についての助成なんかも取り組んでいただけないか、お伺いをいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 事業推進に当たりましては、茶農家が考える様々な集客方法をできる限り尊重しまして、地域にとって有効な施設となるよう、これから事業推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 今のお言葉を、ぜひ担当の皆様方に共有していただいて、茶農家、お茶の販売をされている方々の御支援を心からお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。時間になりましたので。

お茶というものは、これから新茶が始まりますけれども、何といたってもこの町の主力といえますか、顔であります。担当の皆さんはそうした重要な産業に取り組んでいただいているということで、厳しい状況は十二分に承知の上でいろいろ申し上げました。お願いをいっぱい申し上げました。これからはどうか、いろんな配慮をお願いしたいと思います。また新体制でこうして町が進んでいく中で、相変わらず新型コロナは次々と変異して、これへの対応で経済は滞り、物価も高騰してまいりました。

さらに、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻、そしてようやく立ち上がってきた福島県方面でも、またまた3月16日の深夜の地震による被害などと、世界、日本中、経済は厳しさを増すばかりであります。我が町の町民にとりまして、観光、経済の活性化の見通しも厳しく、暮らしも非常に厳しい状況にあります。また、我が町は県下でもトップクラスの少子高齢化の進行する町であります。監査委員からも一層の経費節減と費用対効果を意識し

た業務、行政改革の推進、町有施設の在り方の見直しなど、厳しい指摘をされております。

議員に対しても、さきの無投票当選選挙関連の批判の中で、地に足のついた身の丈に合った行財政のあり方、監視が問われています。議員必携によりますと、議会の持つ使命は、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を完全に達成できるよう議員として努力することとあります。このことをしっかり心にとどめて、今後予想される様々な課題に対し、この職責を全うしていきたいと考えております。

もうすぐ新茶の季節を迎えます。町の茶業界にとって実り多いお茶時になりますよう心から祈念をいたしまして、5番、石山貴美夫の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで石山貴美夫君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、中澤莊也君、発言を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 9番、中澤莊也です。一般質問通告書に従って質問を行います。

質問を行う前に、ロシアのウクライナへの軍事侵攻に対して厳しく糾弾するとともに、この軍事侵攻により亡くなられたウクライナの人々や、軍事侵攻の先兵として駆り出され亡くなられた少数民族の方々に、心から哀悼の意を捧げます。

また、こうしてこの場に立たせていただき、自由に、何の憂いもなく行政に対して自分の意見が言えることに、心から感謝して質問に移りたいと思います。

質問事項は、相続放棄された土地・建物の維持管理と、まちづくりにかける町長の思いはであります。

最初の、相続放棄された土地・建物の維持管理については3点の質問を行います。

1点目は、固定資産税等の課税権者である町は、相続放棄された土地等の利害関係人として、財産管理人の選任を家庭裁判所に申立てを行う考えはないかを伺うものです。

2点目は、相続放棄した者が財産管理人の申立てをする場合、複雑な手続や費用負担が発生します。財産管理人を選任し、相続放棄された土地等を適正に維持管理してもらうことは、相続放棄された土地等が近隣の土地等に及ぼす悪影響を回避する有効な手段の一つと考えます。そこで、複雑な申請手続の支援や、費用負担の軽減を図るための支援を行う考えはないか伺います。

3点目は、地域の生活環境の悪化等を防ぐため、自治会が主体的に相続放棄された土地等

を維持管理することが考えられます。実際に行っている自治会も見られます。その際に生ずる費用負担等は、自治会の会計を大きく圧迫することが考えられます。相続放棄された土地等の維持管理を自治会等が行う場合、費用の一部等を支援する考えはないか伺います。

質問事項の2、まちづくりにかける町長の思いはについて、4点の質問を行います。

1点目は、町長がまちづくりの重点施策として考えられている移住定住対策の強化を図るため、立ち上げを考えられているプロジェクトチームの組織の概要、具体的な活動内容等を伺います。

2点目は、SDGsの考えを取り入れた誰一人残さない持続可能な社会の実現、千年も続くまちづくりを、どのように進めていく考えであるかを伺います。

3点目は、SDGsの考え方を令和4年度の当初予算においてどのように反映させ、推進していこうと考えているのか伺います。

4点目は、持続可能な農林業を営むために欠かせない後継者の育成と、地域経済の担い手として活躍されている小規模個人事業者の方々の事業承継に関する支援を、どのように行っていく考えであるかを伺います。

行政側の明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（杉山広充君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、中澤議員の質問に対しお答えをさせていただきます。

1点目の、相続放棄された土地・建物の維持管理についてですが、まず、相続放棄をされる一番の要因は、所有者本人の債権事情により、相続人となる方が相続放棄をされる場合が大部分を占めていると聞いております。

町では、そのような財産放棄をされた土地・建物の所有者に滞納があった場合、家庭裁判所に財産管理人の選任申立てを行い、相続財産管理人（弁護士）の選任をしてもらうことで、法的に被相続人（死亡者）の財産を精算していくこととなります。しかしながら、多くの場合、当該所有者が本町以外にも多くの債権を抱えており、町が申請する前にほかの債権者が申請を行っている場合がほとんどであります。

相続放棄された土地・建物に対しての維持管理につきましては、相続財産管理人が選任されている場合はその方が行い、選任されていない場合でも、選任されるまでは本来相続すべき方が管理をしなくてはならないことになっております。相続放棄されたとはいえ、あくまでも個人資産であり、個人で維持管理することが原則と考えております。なお、個別の質問につきましては、後ほど担当課長より答弁させていただきます。

次に、移住定住対策の強化促進に向けたプロジェクトチームに関してのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、移住相談につきましては、総合窓口として企画課で対応しており、事前に連絡をい

ただいた場合は、相談内容を伺い関係課と連携して対応しているところであります。しかし、近年では、飛び込みの相談や多方面にわたる相談内容となり、すぐには対応できていない場合も生じております。

私は、日頃から言われています行政の縦割りの弊害がここにあるのではと感じておりました、今回、私の公約の一つである移住定住対策のキーワードとして、「行政の縦割りの枠を超えた対応」を掲げたところであります。各課連携のことでございます。現在でも、雇用、教育、生活環境面での連携はとっているところでありますが、移住者が長く住み続けるためには、地域住民と同様、ふだんの生活でのサービスの充実が重要であると考えます。

移住者への対応、空き家、子育て支援、教育環境、就労支援や情報発信の強化など、課の枠を超えた体制が必要であります。まずは、体制確立の手始めとして、移住相談状況、本町の生活環境などを関係各課で情報共有し、できることから相談に対応していくことで、川根本町に合った組織の在り方を模索し立ち上げていきたいと考えております。

次に、SDGsの考え方を取り入れたまちづくりと令和4年度における予算への反映、具体的な推進方法についてであります。

議員御存じのとおりSDGs、先ほどの関連の質問にも私答えましたけれども、持続可能な開発目標は、貧困をなくそう、全ての人に健康と福祉を、住み続けられるまちづくり、パートナーシップで目標を達成しよう。企画課長も先ほどの関連の中で申ししておりましたが、17のゴールと169の具体的な解決方法や数値であるターゲットで示されています。この理念は新しいものではなく、中には今まで私たちが取り組んできたことに結びつくものもあり、川根本町が目指す「千年先も続くまちづくり」に合致するものであると考えております。

まちづくりの施策を進めていくには、どの業務においてもSDGsが掲げる17のゴールに向かっているものであり、そのことを職員や住民の方が意識し行動することが誰一人残さない持続可能な社会の実現であり、「千年先も続くまちづくり」であると考えます。

令和4年度予算では明確に表れておりませんが、各事業を実施するに当たりSDGsを意識し、事業の意義、効果を検証していくことにより、住み続けたいまちづくりが展開するものと考えます。また、あわせてSDGsの意識普及に向け講座等の開催もしていきたいと考えており、先ほども申し上げましたが、次世代へつなげる体制づくりも考えて取り組んでまいりたい。予算の各所に表れているところがあると思いますが、そういった意味も含めて御理解いただきたいと思っております。

最後の、農林業者等の事業承継に関してお答えいたします。

農林業の後継者問題は、その情勢を鑑みますと、効果的で即効性のある対応策を見いだすことは大変難しい課題であると認識しておりますが、一方で、全国的には農業に関心を寄せ、地方に移住する方も増えてきております。

現在、農林水産省では、農業の高齢化や後継者不足の問題を解決すべく、農の雇用事業、青年就農給付金などといった若者の就農促進を支援する取組が進んでおります。

当町の課題である少子高齢化を抱えながら、町の農林業を維持、発展させていくためには、都市部等からの新規就農者確保という面では非常に有効な施策の一つであると考えております。農業体験を通して研修カリキュラムの策定など、将来、当町で農業経営をしていくための入り口の部分として、農業者をはじめ関係機関の協力のもと進めてまいりたいと思っております。

また、小規模事業者も高齢化による後継者不足に直面しており、特に茶業や宿泊、サービス業関係の廃業者も増加している状況であります。そのような中、町及び商工会では経営発達支援計画を策定し、後継者問題を抱える小規模事業者に対しての経営改善や事業継承支援を実施しております。景況調査や巡回指導、各種セミナー等を開催しながら地域支援を生かした6次産業化による経営基盤の強化支援、また後継者育成のための施策や移住創業者を含んだ第三者承継支援も視野に入れながら進めていきたいと考えております。

全体的にまちづくりにかける私の思いですので、皆さんにも都度、就任してからいろんな思いを伝えております。いずれにしましても先ほど石山議員が最後に言っていたんですけれども、財政も考えながら、身の丈に合ったことをしていかなきゃいけません。それと、やはり今使えるもの、今使わなければいけない、そういったものの中の財政管理も私は考えてまいりたい。そんな思いでこれから先、皆さんとともにまちづくりにかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 質問の要旨につきまして、私から答弁をさせていただきます。

まず、一つ目ですけれども、相続放棄された土地・建物に対しまして、町が利害関係人として財産管理人の選任の申立てを行う考えはないかというものにつきましては、先ほど町長答弁にありましたように、その所有者に滞納があった場合、町は申立てを行い精算をしていくことになります。

2点目の、相続放棄したものが財産管理人の選任の申立てをする際の支援についてですけれども、財産管理人の選任には数十万円から数百万円の経費がかかります。個人の相続に対し町がこれらの経費の支援を行えば、議員が言われるように相続放棄される土地や建物が減少するかもしれませんが、これらの土地・建物は大原則としてあくまでも個人資産であり、個人資産の保持に公金を投入をするということは、現時点では想定しておりません。

私のほうからは以上です。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私から相続放棄された土地・建物と自治会の関係について御質問がありました、その点についてお答えをさせていただきます。

相続放棄となった土地・建物の維持管理を自治会が行うことになった場合については、土地・建物の所有者と自治会との間で、その後の維持管理方法も含めて対応等協議され解決すべきものと考えます。

その後、その土地・建物を活用して自治会が様々な事業を行う場合において、現在、町が設けております防災でありますとかコミュニティ等の補助金に合致する内容であれば、当然そのものについては補助対象となろうと思いますが、建物・土地そのものの維持管理費については、町としては助成する考えは、今のところございません。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番目の、所有不明等の土地・建物が生ずることを防ぐために利害関係人として財産管理人の選任をしていったらどうかという問いに対して、滞納のあった場合は財産管理人の選任も視野に入れていくということですが、そういう例が実際にあったのか、そういう考えは、もし滞納額が高額であれば町のほうは積極的に家庭裁判所に申立てをし、財産管理人を選任する考えがあるのか伺います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 実際にこういう例があるかということですが、先ほど最初に町長が答弁させてもらったように、そういうことを町が行わなければならない状況というのは、これまでも何件かございますけれども、先ほど申したように、うちよりもっと債権を抱えている方が先にそちらの申立てを行うといった例が多々ありますので、私がちょっとまだ5年程度ですけれども、私の知る限り、町が申立人を行なった事例はございません。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） これは、以前も私質問させていただいたとき、前町長は、財産管理人の選任も有効な一つ的手段ではないかということで答弁をされていらっしゃいます。こういう形のもので財産の相続の放棄だけでなく、相続がうまくいかない、遺産分割協議がうまくいかないとか、どこかに転出してそのまま所有権の変更をしなく、住所地の変更をしなく出ていってしまう土地が所有者の不明土地となっていて、国の大きな問題になっています。

現在、国のほうでは840万ぐらいの空き家があって、そのうちの22%がそういう署名不在者の土地であるわけです。そういうものをどうにかしようとして政府が動いていまして、これから大きく法律も変わってきて、相続があったのに登記をしない、遺産相続登記をしないとか、住所を変更したのに変更登記をしないような場合は罰則規定もあるし、何年の間に登記をしなければならぬという法律が大きく変わってきます。

このような状況は、川根本町のような高齢化が県下で2番目の町にあっては必ず生じてくる状況でありますし、多分、500件ある中の20%ぐらいはこういうような住宅ではないかと考えられます。ですので、積極的にやはり財産管理人の選任を申し立てる必要があると私は考えますが、いま一度町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） まず、所有者不明土地というものが出てきたんですけれども、所有者不明土地・建物と、相続放棄された土地・建物というのは別物であるということを最

初に言わせていただきたいと思います。

中澤議員おっしゃるように、相続されない、そのままほったらかしになっている、それは相続放棄された土地であります。所有者不明というのは、もともともう所有者が過去何年、先代、先々代の名前になっていたり、例えば共有で昔の山林をひいじいちゃん、ひいばあちゃんの時代に何十人と持っていて、今はもうその方がどこにいるか分からない。結局、法務局に登録されていないという部分、登録の名前があっても住所が分からない、そういったものが所有者不明な土地ということでもあります。

その所有者不明な土地や建物については、町では管理していませんので、その土地がどこにどのくらいあるかというのは、町では分かっておりません。中澤議員おっしゃるように、相続放棄、これからも増えてくる可能性は当然あると思います。そうした場合、町が財産管理人としての申立てをするか、その場合は、やはりそれをする事によって町が当然持ち出しをしなければなりません。先ほど言ったように、何十万から何百万というお金を持ち出すに当たり、その土地の価値がどのくらいあるかというのもちろんと議論しまして、その中で、町が持ち出しが多いようでしたら、やはりその部分につきましては積極的にはいけないというような状況になると思います。ただ、やらないというわけではなくて、やはりその土地に価値があって、それによって町のほうでプラスとなるようなことであれば、積極的にやっていくような順番になっていくと思います。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 多分そういうことだと思うんですけども、ただ、環境の悪化という面から考えて、そのSDGsの考え方を盛んに言われていますので、そういう面からも財産管理人の選任は有効な手段というふうに考えますので、また行政の中で議論をしていただければというふうに思います。

2番目であります、申立てをする場合、坂下課長が御答弁をいただきましたが、50万から60万の予納金というお金がかかるし、事例によっては100万ぐらいのお金がかかるということも聞いております。家庭裁判所に申立てをするには様々な書類をそろえ、複雑な手続もありますので、費用的な支援は難しいという答弁がございましたが、その事務的な支援ということが考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） お金の支援はできないということで、回答をさせていただきました。事務的支援ですけれども、うちの職員としてできることもあれば、当然できないこともあります。こういった書類が必要ですよという助言はできるかと思っておりますけれども、それに対して例えばこうやって書くんだよと、その代理を役場の職員が務めたりというところまではできないと思っておりますので、そういう相談があった場合、こういう書類が必要ですよ、家庭裁判所でこういうふうに聞いてくださいというような助言は、できる範囲でさせていただきますと思っております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） そんなような事例が今後発生する可能性は大きいものですから、積極的な取組を期待いたします。

3番目の、これは実際に自治会が行っているの、これは財産管理人の責任ということにもなりますが、相続放棄された土地があります、それを財産管理人が実際は自分の財産と同じような注意義務を持って管理しなければならないという義務があるわけですが、町外の弁護士の方々がそういうのを管理することはなかなか難しいです。

町のほうで、これは茶園なんですか、茶園が荒れてしまったので茶園の伐根をすとか、茶園をならすような場合の費用を二、三度ほど弁護士の先生から出していただいた経緯がありますが、その後は、もう弁護士費用の中から多分、その先生は出せないという判断をされたと思うんですが、そうした場合、隣家があります、隣接した土地もあります、そういうものの環境の悪化というのがかなりひどいわけですね。ですので、先ほど総務課長は、所有者と協議しなさいと。所有者不明土地とか、相続放棄される土地がなぜあるかということ、そういう人たちが分からないからだと思うんですけども、その協議するということはちょっと現実的には難しいし、町的生活環境を維持する、守るという観点からしたら、自治会がこういう形で奉仕作業等に取り組む場合、何からの支援が必要ではないかと考えますが、その辺について御意見を伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほど税務住民課長が申し上げましたとおり、相続放棄された土地と管理者不明の土地の違いの中で、議員からの御質問の中では相続放棄された土地を自治会がという形で承ったものですから、先ほどあのように答えをさせていただきました。

所有者不明の土地等の状態が周辺の環境等々に影響を及ぼし、その管理、処遇をなすべき者がいない場合については、最終的には、やはり公が担う部分も当然あるかと思えます。ただ、その程度、度合いについては、やはりケース・バイ・ケースの判断をさせていただくということになろうと思えます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） そんなような場合は、やはり環境に配慮していただいて、公のほうでも考えていただけるという御答弁がありました。

次に、大きな質問事項の2番目の再質問に移らせていただきたいと思います。

まちづくりにかける町長の思いということで、この思いというものは、町長が心の中に10年後の川根本町の姿を描いて移住定住、安全安心ということを公約に掲げられているというふうに考えます。町長の描かれる10年後の川根本町、その姿をここでお示しいただければありがたいと思えます。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 10年後の姿、決して自分はひるまない町長として、本当ににぎやかな

まちづくりも欲しいし、先ほどの農業に関してもそうですし、今農業が衰退している、それもいろんな形の中で、高級茶ブランドは高級茶ブランドでまだやってくれる、後継者がいるところはそれで臨んでくれる、一つ一つ言っていくといろいろあるんですけども。

それと、今こういった時期で、お茶も変わって、嗜好も変わって、抹茶、ここの産業はまだ伸びているだろうし、これは全て夢ですので、想像ですので、今回、移住定住、学校のこともそうなんですけれども、私の政治理念の中において、南部にも北部にも学校があって、その中において若いお母さん、お父さん、ここに移住定住もしてもらおう。さらには、私自身も企業誘致、光ファイバーのときに、あれほど一生懸命、私も頑張っているいろんなことを取り組んでまいりました。その中において、今サテライトオフィス、ゾーホーさんはじめ経営参謀さん、いろんな方々、今、私の町のほうへ来ていただいております。それは一つ一つが、これから先やっていく私の夢でもあり、今まで8年間議員生活をやってきた中においても、そういったことは少しずつ進んでいると思います。8年でこれぐらい来たというなら、10年ならどれぐらいか、私があと何年一生懸命できるか分からないんですけども、その一つ一つの夢を今のように取り組んで、大きく大きくこの町を、さらに人口も増やしたいし、この市町もやっていることと思います、首長さんは。

だから、夢ある政治、それを唱えて私はずっとやってきているということです。全てが議員時代にいろんな質問もしましたけれども、私のデザインはいろいろ変わります、それは。変化しなかったら政治家じゃない。それは言いたい。だから私は今ここに立っているわけですけども、いろんな意味において、一つ一つのことに対して言えば、限りあるんですけども、大きな面を言えば、茶業のことも今言ったし、子供たちの未来のことも私はあります。世界発信してほしい。そういった意味の中において、子供たちだけはいろんな夢も描いていただきたい。だからこうやっていろんな教育の方針も、今まで皆さんとお話しながら来たわけであって、早く早くタブレット授業も始めたし、そういった意味で、子供にもそうだし、我々、今関わっている仕事にもそうだし、夢ある産業、夢ある企業づくり、そういったことも含めて私は努めてまいりたいと思います。

まとめにもならないかもしれませんが、私は夢ある政治家です。町長です。それだけは覚えておいてください。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 町長のまちづくりに関する思いというのはよく分かりました。そのような形で行政の運営を、かじ取り役を担っていただければと思います。

その思いについて、移住定住の関係で再質問をさせていただきたいと思います。

移住定住対策については、総合計画の評価の中で、コーディネーターを設置することによって相談業務等が計画値よりも上がっているという評価をされています。その移住・定住の施策の課題として上がっていたのが3点ほどあるわけですが、移住者の移住後のケアが不十分であったという評価をされておりますが、その辺について御説明を願います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今御質問があったケアですけれども、移住施策、来てくださりばかりでなくて、やはり移住したら、それからずっと永住をしていただくということについては、今住んでいる方と同様な行政サービスが大切になってくると思います。移住された方20件ほどに移住後の生活のアンケートを取りまして、回収率は8件だったんですけれども、その中においては、ある人は近所の方とうまくやっているということもあつたりとか、ただ、うちのほうも、移住者に対してはお付き合いくださいよと言っている中で、ある2件ほどは会費区費さえ払ってくればいいよというようなこともありました。

そういうことになりますと、やはり移住者が地域の行事に参加できないというような問題も抱えているというところで、移住前までは相談は聞くけれども、移住後の生活についてはちょっと不安を持っていたんだけど、相談窓口というか、相談のところが不案内なところがあるように感じましたので、課題として、移住後のケア、長く一生川根本町に住んでいただけるようなケアが大切ということで、課題として挙げさせていただいております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今、大村課長が答弁されましたように、相談体制が少し徹底していなかった、充実されていなかったという御答弁がありました。先ほど町長が縦割り行政の弊害をなくす、横断型でいろいろ各課で連携しながら進めていく窓口の一本化ということを言われましたので、ぜひその点を進めていっていただきたいと思います。

課題の二つ目で、空き家を空き家バンクに登録をしようかということ、回答がなかった方への再調査をやられるということですが、どのような形で進めようとされているのか伺います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 令和2年度に調査をしまして、506件ほどの空き家と思われる数字が出ました。その中で、一応所有者が分かる範囲で調べまして、400件くらいの方に通知を出させていただいて、今後、その空き家を空き家バンクに登録したいか、活用したいかという回答をいただいたような数字がございます。空き家バンクを利用したいという方については再度連絡をとらせていただくなりをしております。

今回、2年経過をしまして、それから空き家バンクを契約されたりとか、空き家バンクに登録されていない空き家についても、いろんな地域の方の御協力でいろんな方が来ているというところがありますので、今区長さんから上がってきましたので、また再度新たに出たものについては、支障がない限り侵入しないように外観を見させていただいて、チェックを入れまして、周りの方から連絡先を聞いて、その意向を調査したいというふうに考えております。意向調査については、現地を確認してからのことになります。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今回答がありましたとおり、現地を見て、地元の方とお話をされなが

ら、その意向調査をされていくということでもあります。その中で、移住コーディネーターを設置されていて、その方がかなり移住定住政策に大きなウエートを占めているということが考えられますが、移住コーディネーターを今後増員して、地域においても移住コーディネーターと同じような方を設置する考えはないかを伺いたしたいと思います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、移住コーディネーター1名お願いしているわけですが、いろんな形で地域支援員とかという制度がございます。今後、増員するかどうかは別としまして、やはりいろんな対応、地域の方に区に協力していただいたりとか、いろんな手法があると思いますので、増員を含め、地域おこし協力隊とか、いろんな制度ございますので、そういうような活用を含め今後検討をしていきたいと思えます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今課長のほうから答弁がありましたように、増員を含め地域おこしの協力隊等の関係も大切なことだと思えます。移住コーディネーターが移住定住政策に占める割合というのは非常に大きなウエートを占めていると考えますので、今後、増員等を含め、積極的な御検討をいただければと思えます。

SDGsの考え方について再質問をさせていただきます。

誰一人残さない、これはこの前テレビで「知恵泉」というので縄文時代の縄文人の生活とこのをやってたわけですが、やはり巡回型の暮らし、それが今のSDGsにつながるということで、徳島県の上勝町ではごみの分別を物すごい何百種類とやっていて、紙だけでも何十種類ですか、そういうことをやられている女性の方が出演されていましたが、その人が言うには、一朝一夕でこのような形のものができるわけではない、一つ一つの積み重ねでいく。地域に合った、川根本町なら川根本町独特のやり方があるということをおっしゃっておいりました。SDGsの考え方は、環境面においても取り組む必要があるし、経済面においても取り組む必要がありますし、社会面においても取り組む必要があると思えます。この3点について具体的な考え方があったらお示しを願いたいと思えます。環境面、経済面、社会面についてお示しを願いたいと思えます。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今議員おっしゃられたように、特に三つの分野でなくて、SDGs、17のゴールということで、先ほど町長の答弁にもありましたように、全ての行動、施策がSDGsにつながるんだよという意識づけのもと、例えばごみの分別においては、やっぱり地域の方に協力していただいて分別すると。もう一つは、間伐一つとっても、二酸化炭素の吸収源であるというような意識づけ、あとは道路愛護についても、きれいにすることでSDGsにつながるよというような意識づけで、特に3点に絞ったものでなく、全体的な施策につながるものというふう感じております。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 環境、社会、生活、その中のSDGsという議員の質問ですけれども、これは誰一人残さない持続可能な社会の実現、その後、千年も続くまちづくり、そういったもの全てが私はSDGsだと思っていて、皆さんと行ったときに、上勝町もごみのところ行きましたよね、ああいったものも全部SDGs。その一つ一つが環境においてそういったものがあるとするなら、それになるんでしょうけれども、私のSDGsという考え方においては、人間がSDGsなんです。いろいろやることに対してどう思うか、まちづくりに対して同じだし、そういった思い、それもSDGsだし、17のゴールと169のいろいろなことが文面には載っているんでしょうけれども、一つ一つがもの思い次世代へつなげていく、そういったものの中が全てSDGsだと思っています。

そういった思いの中で私も取り組んでいかなきゃいけないし、次世代へ残していかなきゃならんもんが幾つもあると思いますので、そういった中でこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今町長が、人間がSDGsだということをお答えになりましたが、まさにそのとおりであって、私たちの意識的な問題が非常に大きく左右するのではないかというふうに考えます。

この本日頂いたパンフレットにも、SDGsの達成の鍵は一人一人の行動にゆだねられるというふうに書かれております。この意識づけというのが非常に大切になってきて、それが行政の大きな役割であるというふうに考えます。

例えば、私たちの地区はユネスコエコパークに認定される自然豊かな歴史文化、お茶と緑に囲まれた豊かな自然を持った町でありますし、美しい村連合にも登録されています。そういう意識が住民の方に果たしてあるのか、この地域は、ユネスコエコパークってどんなものかという疑問があるというふうに思いますので、このSDGsの考え方はすばらしい考え方ではありますが、独り歩きしないような形で意識づけ、そういう面に行政は取り組む必要があるかというふうに思いますが、その辺について伺います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 大変難しい問題ですけれども、例えば昨年、本川根中学校の授業で「SDGsについて考えよう」というところで開催をしたのを私ども見に行きました。そういう一つ一つの学校での取組、また町としては千年の学校、総合計画にもございますけれども、千年の学校の講座ということで、いろんなエコパークとか茶草場、美しい村連合というような中で、そういうことを講座として取り上げていくことで、町民の皆様はどういうところにつながっていくのかというような意識づけについては、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） ぜひ、その意識づけとか情報の発信というのが大切になりますので、積極的な取組を期待いたします。

最後になりますが、農林業の後継者の育成、これは持続可能な社会を実現、農業を実現していくために欠かせないものでありますが、先ほど説明がありました次世代の青年の就農交付金、農業者に青年就農交付金の関係が町のほうでも予算を年間2名ほど、1名に対して150万ですか取られているわけですが、ハードルが高いということを聞いております。新しく何かを、農業をやってみたい人に対する町独自のこういう支援制度というのの構築が必要であるかというふうに考えますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 先ほど町長が答弁しましたみどりの雇用事業と青年就農給付金につきましては、いずれも国庫補助事業であります。そのみどりの雇用事業につきましては、町内の事業者が実施する事業でありますので、詳細な実施件数を把握しておりませんが、1名の実績があると情報は聞いておるところでございます。青年就農給付金につきましては、今議員がおっしゃるとおり、農業次世代人材投資資金給付金と名前が変わっているところがございますが、現在のところ、町では2名の方が経営開始型を活用して取り組んでいるところがございます。

議員がおっしゃる新たな町の施策の中にこういうのをどうだということですが、現在のところでは考えておりません。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 昨年度から農業を全町的に考えるという会議ができましたので、その中で、ぜひ新しく農業をやりたいという方があったら、例えばお茶ではなくて、新しい作物でなかなか入り口が見つからないような場合もあるかと思いますが、新しい農業をやってみたいという方に対しては積極的な支援が必要ではないかというふうに考えます。

小規模事業の事業承継のことについて、最後に伺わせていただきたいと思えます。

商工会のほうにお聞きしましたら、月に1回、中小企業診断士の方に来ていただいて個別な対応をされているということでもあります。この中では、今後どうしたらいいかというお話を相談されていて、後で多分、個別に、もし自分が事業承継をする考え方があるなら、計画書を作成し、そして事業を続けていくということ、これは親族にやってもらう場合もあるだろうし、従業員にやってもらう場合もあるかというふうに思いますが、この場合、先ほどからも言っていますように、なかなか経費とか、そういうものがかかるんですね。

ちょっとネットで調べてみましたら、宮崎県の日南市にこういう事業承継に対する補助金制度というのがあって、限度額が50万と60万だったですかね、親族内承諾については50万、第三者承継についてはとか従業員等の承継については60万を条件とする補助金も出されていますが、こういうものも今後考えていく必要がありますが、町のほうの考え方を伺いたいと

思います。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） ただいま議員のほうから事業承継の関係で御質問ありました。

事業承継には、議員おっしゃいますように、やはり承継の計画が必要となります。現在、商工会では経済産業省に承継引き継ぎの補助金がございます。その中で見られる補助金の内容もでございます。それを活用している状況ではあると聞いております。

先ほども言いましたように、やはりまず最初に事業承継の計画を立てることが必要であるということで、中小企業診断士が月に来て相談を受けているという状況でございます。今の段階では、申請に当たって見られる補助金等は、商工会にも町にもございません。ただ、国の中でそのような見れる事業がありましたら、それを活用していくような形で、現在のところ進めているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 今課長のほうから説明ありましたけれども、国とかにはそういう制度がある。でも、町と商工会にはそういうことがないということですが、やはり今まで地域の経済の発展を担ってきた個人事業主の方が廃業されるというのは、この町の経済にとって非常に大きな痛手だというふうに考えますので、先ほど町長は、農業者に寄り添うということを言われました。農業だけでなく、この町には商工業を営む人もいるし、観光業を営む方がいらっしゃいます。そういう形で事業承継というものが今後なかなか大変になってきますので、補助金制度の創設をぜひ求めたいと思います。その辺について考え方を再度伺います。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 考え方というのは、私の思いは農業に寄り添う、当然そうだし、私も農業ばかりやってきた人間でもありませんので、いろんな商売もやってきていますし、そういった意味では商工業の皆さんにも寄り添って、当然いろんな補助金制度もあると思いますし、もともと私も近代化資金使って、補助金もあまりなかったもんですから、いろんな仕事をやってきたわけですけども。また、私の元いた会社も、バックホーを一つ買うにも近代化資金だったし、補助金というのはなかなか難しい制度の中で、これからいろんなことであると思うんですけども、御商売なさっている方は御商売なさっている感覚というのがあるだろうし、農業は農業で、いろんなことで、その感覚の中でいろんな制度があるとするなら、やはりそこは有効利用していただいて、これから先も、いろんな補助制度も考えられるところは考えてやっていきたい。絶えず、私は、いろんな意味で寄り添う気持ちに変わりはありません。

○議長（杉山広充君） 9番、中澤莊也君。

○9番（中澤莊也君） 誰一人も残さない持続可能な社会の実現のために、そのような姿勢で今後とも町政に取り組んでいただくことを期待申し上げて、私の一般質問は終了させていただきます。

できます。

○議長（杉山広充君） これで、中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、中原緑君、発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑、通告に従い一般質問をいたします。

令和2年のお正月あたりだったでしょうか、感染が始まった新型コロナウイルス感染症も、はや2年と数か月が過ぎました。コロナは、人々の日常を変え、働き方はもちろん人間関係も大きく変えていると感じます。特に、会食ができなくなり、イベントやお祭りをしばらく中止していることで、人とつながる、接するという機会が激減しました。川根本町でも、町を挙げての産業祭やふるさと祭のほか、地区においても多くの行事・祭りが開催されていません。しかし、田舎独自の古くからの慣習であります地域の付き合いは、まちづくりには必要不可欠で、そこで強い絆が育つのではないかと思います。

一昨日の3月22日から、まん延防止が解除されました。3回目ワクチン接種も来月4月いっぱい、この町は完了する予定です。そこで町長に提案します。コロナ禍の収束後には、町民体育祭を全町挙げて開催したらどうでしょうか。全町民が集うスポーツイベント、それは保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校生も一堂に集まり、そこに大人やお年寄りもしっかり参加するような、いわば6,000人参加の運動会です。町民の一体感の創出、町民同士の交流の場になるだけではなく、町民の町を愛する心、郷土愛の醸成につながると思います。また、町長の公約、移住定住においても、町民が明るく笑顔でいることは、移住地として選ばれる大切な条件だと思います。そして、6,000人パワー、パワーあふれる運動会、町民体育祭は、町の健全な青少年育成事業の一つとしても、また、社会教育事業としても大きな役割を果たせるものではないかと思います。明るいまちづくりのために、町民体育祭の開催を提案します。

さて、町の教育施策について質問します。

町の将来を見据えて、少子化、子育て世代人口流出に歯止めをかけるため、夢のある大きな事業として学校の再編を進めていただき、持続可能な教育環境の実現を目指してほしいと思います。未来に羽ばたく子供たちの教育について、どのように考えているか伺います。

次の質問です。

平成30年からスタートした町内小・中学校の再編・統合計画ですが、町民への周知不足で

はないかという声があります。このことに限らず、町は、町民に関することは、町民に対して、常に丁寧な説明と正確な情報を伝えていく必要があると思います。どのように捉えていらっしゃるでしょうか、伺います。

次の質問です。

17年前に学校統合により廃校になった北小学校は、耐震補強がしていないことで、手つかずのまま利用できない状態です。今後、耐震補強して、誘致した企業への利活用などを進める考えはございますか。また、今までに地元奥泉区へ利活用等の要望などを聞いていたことはありましたでしょうか。

そして、大きな2番目の問題です。

川根高校及び町内の高校生についてでございます。県立川根高校は今年創立60周年を迎え、地域にとって、とても重要な歴史ある高校です。しかし、最近は入学生の減少のため学校の存続が危ぶまれる状況です。

高校の魅力化のため、地域おこし協力隊を川根高校に専属配置するなど、町も強力にバックアップしているにもかかわらず、本年4月は、留学生19名、連携中学3校から12名、合計31名が入学予定に留まっております。川根高校存続に必要な1学年41人を大幅に下回っております。連携中学からの入学生は、平成30年は30名、令和元年は28名、令和2年は16名に、令和3年は19名、そして本年は僅か12名です。平成28年に町が運営する寮奥流が建設され、川根留学制度が本格的に始まりました。毎年24名から30名が順調に入学されていて、令和2年から留学生が地元生の減少を補うかのように増加してきましたが、本年は、地元生と共に減少しました。学校の魅力イコール生徒数とは一概に言えませんが、判断基準の一つではあります。

さて、地域にとって重要な高校が、少子化を乗り越え、留学制度によって支えられている状況があとどれくらい継続できるかを、町は考える必要があると思います。これは川根高校が県立高校であっても、川根本町が毎年約1億5,000万円ほどの予算を計上して、応援して支えている以上、未来を見据えて、町としても早急に手だてを打たないといけないと思うからです。どのように考えていますか、伺います。

次の質問です。

教育費の中にあります、地域若者教育推進費についてです。令和4年度の予算は1億5,239万6,000円で、主な内容に、川根高校スクールバスが484万円、公営塾3,192万9,000円、残り1億1,562万7,000円が3か所の寮の運営、給食関係費用などとなっています。3か所の寮の運営、公営塾、スクールバスについて、現状説明と今後の見通しについて伺います。

次の質問です。

町内の全高校生に対して、通学費等についての支援について伺います。先ほどの地域若者教育推進費の額から寮管理運営経費を計算すると、町は留学生1人に約10万円、年間約120万円、3年間で約360万円の補助をしていることとなります。町内全高校生へも公平に補助

をし、少額でも通学のための支援をして、町に住む高校生の保護者の負担を軽減するべきではないでしょうか。

参考までです。千頭駅から金谷駅までの大井川鐵道通学割引の定期代は1か月2万5,800円、最大期間は6か月で13万9,320円でした。島田方面、金谷方面へ通学するには、電車賃が年間約30万円ほどかかります。それについての御意見を伺いたと思います。高校生に対しての通学等の支援をしていただけるかどうかという質問です。

最後の質問になります。

少子化の中で、若い人がこの町に定住するための施策として、いかにここの仕事に就いてもらうかがポイントだと思います。そこで、高校卒業後、町内の企業に就職してもらうためにしている町での事業や、また、就職先の受け皿拡充について伺います。

以上、大きく2点ございましたけれども、よろしく願いいたします。演台からは以上です。

○議長（杉山広充君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） それでは、中原議員からの御質問について、冒頭町民体育祭はどうだということですが、確かにこのコロナ禍の中で町民の皆さん、何かとまだ明るさが取戻せていないことは事実でありまして、私自身もその中で議長2年、まずウェブ会議が多くて、もっともっと私も出たかったんですけども、今でもそうですけれども、一つの提案として承りながら、今年はふれあい祭もやりたいし、いろんな皆さんの中で楽しい祭典も催事もやっていきたいなど、その中において、花火大会、あれは楽しかったですね。そういったことも含めていろんなにぎわいをまた元に戻せれば、そんなことを思っている次第であります。

また、今までの皆さんの議員の中で私の夢、教育に関しても、様々全協で私は訴えておりますので、私は教育に関しても全てまちづくり、セットと申し上げました。理解できない方もおられると思いますが、私の考え方、それが私のデザインです、政治としての。そういった思いの中でお酌み取りいただければと。確かに身の丈に合った財源、よく分かります。ただ、身の丈に合った地方債も今だから使える、そういったものもあろうかと思えます。そうやって町は乗り越えてきたところがあると思えますので、そういった思いもお酌み取り願いたい。

中原議員の質問につきましては、町の教育施策及び川根高校及び町内の高校生に関する御質問でありますので、私の思いは思いとして、教育長よりの答弁とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下齊君。

○教育長（山下 齊君） それでは、中原議員の御質問にお答えいたします。

学校再編につきましては、これまでも申してきたとおり、平成30年7月に立ち上げました川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会による調査・研究、協議及び保護者や地域住民の皆さんを対象に開催した意見交換会等での様々な御意見等を踏まえ、同協議会

からの提言を基に、町教育委員会、町総合教育会議の議論を経て承認された、地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールとしての義務教育学校2校に再編するという計画に基づき、現在、準備を進めさせていただいております。

その中で、昨年6月30日に、町内全教員による義務教育学校再編プロジェクト全体会を、また、7月30日には、中原議員にも御参加いただきましたが、保護者、地域住民、全教員によるワークショップを開催して、今後の川根本町の教育の目指す姿について、協議・検討してまいりました。

それらの協議を基に、現在、目指す姿として、「夢に向かい、志を持って未来を切り拓く児童生徒」、「「関わり」を大切に、ふるさと川根本町を愛する児童生徒」の育成を、川根本町の教育で目指す共有ビジョンとしたところであります。

このような児童・生徒の育成を目指し、自立と共生の理念に基づき、コミュニティ・スクールを活用しながら、地域と学校の協働による学びを実現し、持続可能なまちづくりのため、子供の姿で地域に元気と活力を届けることができる教育が実現されるような取組を盛り込んでまいりたいと考えております。

そして、この取組が、これからの川根本町のまちづくりにつながるものと考えております。未来を担う子供たちのために、スピード感を持って教育環境を整えてまいりたいと思います。議員の皆様のご理解、御協力を切にお願い申し上げます。

次に、再編計画についての町民への周知不足との御質問にお答えいたします。

町としましては、令和2年度に、小・中学校の保護者の皆さんへの説明以外に、10日間延べ15回の、地域住民の皆さんや保育園の保護者の皆さんへの説明を行わせていただきました。

また、本年度においても小・中学校の保護者の皆さんへの説明を実施しております。

また、議会においても、町民全体の代表者である議員の皆様に対して、全員協議会や定例会の一般質問などで御説明をさせていただき、しかるべき時点で議決をいただき、現在の準備を進めさせていただいてきたものと考えます。

しかしながら、町民への説明不足との声があるとの御指摘につきましては、大変反省しているところであります。今後も町民・保護者の皆様への説明は、継続してまいりたいと考えております。

学校跡地利用等のタイミングに関する御質問と、2点目の高校生に関する御質問につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 学校跡地の利活用という御質問ですので、学校ではなくなった普通財産という形なので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず一般論でございますが、学校跡地利用に対する企業誘致、アイデアの活用や解体の判断のタイミングについての御質問かと思っておりますけれども、学校再編等により、その校舎が学校としての活用が見込まれなくなった場合、利活用案があれば、形を変えて利活用していく

ことはもちろんあり、他市町の事例を見てもそういったケースは多々ございます。

先ほど議員も言っていたらっしゃいましたが、まずは地元地区の意向を尊重しながら、企業等からの提案やアイデア等もいただきながら、利活用や解体の判断をしまいたいと考えます。

北小の事案が御質問の中でありましたが、北小の場合も学校を廃校した後、地元地区と協議をし、利用の利活用案を募ったというふうに記憶をしております。残念ながら具体的な利活用案が見いだせず現状に至っている状況でございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、中原議員からの2点目の、高校生に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、川根高校に進学をする地元中学生の減少についてであります。川根高校の入学者の定員は2クラス分の80名となっております。平成30年3月に県教育委員会において策定された、ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画において、川根高校への入学者が41人未満となってしまう年度が続いてしまった場合には、1クラス分となり分校となってしまう可能性が高くなります。議員からもお話がありまして、来年度、令和4年度においてはそれが事実となってしまう状況でございます。

そうなりますことにより、教員の人数も少なくなることから教育環境の低下も懸念されます。これにつきましては、来年度どのような教員配置になるかはちょっと確認されておられませんので、今後確認をしていきたいなと思っております。

このようなことにならないために、地元からの入学者の増とともに、川根留学生の入学により入学者が41人以上となるよう、県や川根高校と連携を図りながら川根高校の魅力化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

川根高校がなくなってしまうことによるまちづくりへの影響が非常に大きいとの考えから、町の施策として川根高校を現在支援しておりますが、町として、連携中学校の生徒が川根高校を進路先として選んでもらえるような川根高校の魅力化について、県や川根高校と共にさらに検討してまいりたいと考えているところでございます。議会におかれましても、川根高校に対する支援の必要性を御認識いただいていることと存じますが、引き続き御支援、御協力をお願いしたいと考えております。

次に、地域若者教育推進費、川根留学生に係る経費に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますが、議員の発言から若干ずれるところもございまして、お許しいただきたいと思っております。令和3年4月1日現在、77名の川根留学生がおります。このうち74名が若者交流センター 奥流・南麓寮・崎平よすが苑の3施設で生活しております。留学生が増えた関係で経費も増えておりますが、現在この経費の財源として、地方創生推進交付金を充当させていただいております。当然、この交付金にも限りがあることですので、現在、適正

な寮費負担の検討を行いながら、交付金の終了に合わせ、寮費の値上げについても計画しているところでございます。また、寮費の値上げに合わせ、経費の節減に向けてもより一層の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町内外への通学する高校生に対する支援施策及び高校卒業後の町内への就職先受け皿拡充についての御質問にお答えをさせていただきます。

高校生の通学に係る経費の支援につきましては、学生だけの問題ではなく町民全体の問題であると考えているところでございます。今年度施行いたしました、川根本町ネクスト・リーダーズプロジェクト制度においては、低利で融資を受けることができます。所得状況によっては、利息部分の補填も可能な制度であります。併せて、この制度の利用により町内や近隣市町の企業情報を得ることができる制度となっておりますことから、本制度の周知を図り、高校卒業後の就職先となる受け皿拡充の一助としてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 最初の2番目のところの、周知が不足だったのではないかとということなんですけれども、令和元年と2年に、町内の学校や地域の会館等で意見交換や説明会が何回も、先ほど15回とおっしゃっていたんですかね、開かれましたが、町側、参加人数は予想どおりだったのでしょうか、予想より少なかったのでしょうか。椅子はたくさんあったような気がするんですけれども、残っていたような気がするんですけれども。また、令和元年に開催したことを知らない人もいまして、聞くと、ああ行きたかった、どうして分からなかったんだろうと、とても残念がっておられました。

周知と参加したくなるような仕掛けなども必要なかと思えますけれども、今後、そういった周知がこの町のネックでもあるかもしれないんですが、今後、町民6,000人全体の声を聞いたり、説明をしなければならぬときは、どのような方法が適切と考えますでしょうか。そこを、教育とはちょっと外れるかもしれないんですけれども、共通で、今回そういったことが度重なったというのもよくなかったかなというのを感じましたので、伺いたいと思います。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 周知の記憶に関しては、学校のことですので、当然親御さん、周辺住民の皆さんも、私としては今回の周知方法としては間違っていないかと思っています。連絡もしているし、いろんな方法で、媒体使ってもやっていただいたと思っています。議員時代に私も。

いろんな周知方法というのはあると思うんですけれども、ものによっては、ことによっては、いろんな周知方法はあると思います。当然、回覧板があつて、そういった周知方法は当たり前の話だし、全体的に広報で呼びかけることもあると思うんですけれども、的確な周知

方法というのは、おじいさん、おばあさん、みんな見るならやはり回覧板がやっぱり一番この町には適した周知方法、それだと思います。その方法で、今回の教育のこともやったはずですが、だから、その見る見ない、見てほしいんだけど、それは人それぞれなんで、行きたかったが行けなかったというのはやはりそこはそこで、その人たちのことなんだと思うんですけれども。今の方法と周知方法と言われましたので、一番はやはり、各班、各組の回覧板等を回すことが今の町の関係のことで、広報もそうですし、皆さんが作った議会の速報版も新聞折り込みとかされるんですけれどもね、いろんな方法の中でこれから先も考えながら周知をしていきたいんですけれども、やはり回覧板が一番主じゃないですかね。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 周知方法としては、回覧板が一番ベースなんですけれども、多分かわねフォンもやっていたと思うんです。あと、今回、これは質問ではないんですけれども、ちょっとテーマが分からなかったという人もいたんです、はっきりと。考え、在り方ということで分かるんですけれども、そこから具体的なところが見えてこなかったという、1枚の紙では分かりづらかったということもあったもんですから、そこのお知らせをするところから発展する、考え方を発展させられるような表現の仕方というの、努力されたほうがよろしいかなという御意見もありました。以上です。質問ではなくて。

次の質問にまいります。すみません。

先ほどの奥泉区の件なんですけれども、かつて、校舎と体育館の利活用を模索していたようなんですけれども、奥泉区は。でも今後、利活用が可能かどうか調査するとか、利活用方法など地元の奥泉の意向を聞いていくことは必要かと思います。校舎の劣化も始まっている観点から、判断は早いほうがよろしいのかと思うんですけれども、そういった区のほうと話し合いを持つということは、どのように考えておりますでしょうか。今のところ計画はないでしょうか。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほども申しましたが、現時点で、すぐにどうするという形のところは持ち合わせておりませんが、廃校当時も地区と話をし、その後も何回か話はした結果の中で、地区の意向として何というものは具体的には今のところないというような感覚で持っています。その後、いろんな企業さんであるとか、いろんな可能性について打診はございますが、いろんなところの中で、建物の、今、議員が言われたように老朽化の問題もありますし、基本的な構造として耐震の問題もあります。様々な問題がネックとなっていて、現在のところは利活用といった段階には行っておりません。

今後、議員言われたとおり、取壊しというのものも一つの選択肢にはなっていないかと思いますが、これも先ほど申しましたが、いろんな状況を踏まえて、そのときの状況の中で判断してまいるといことになろうかと思えます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 次の質問に行きます。

先ほどの川根高校のことなんですけれども、川根本町にはね、高校存続は地元中学生の高校進学のためには絶対必要な高校だという揺るぎない町の信念があると思います。そこで、専門性の高い専門に特化した科を創設するという試みはどうでしょうか。

かねてより、町民の間では、例えば、福祉科とか、林業科、また、これは新しいんですけれどもね、登山やキャンプ、そして農山村地域においてその自然文化、人との交流を楽しむ滞在型の余暇活動といわれているグリーンツーリズムを学ぶアウトドアに特化した科などの創設がいいんじゃないかと叫ばれていました。そういうのもあるよねという声でしたけれども。町民と行政、そして、議会も一体となって、私のように騒ぐような人ですね、特化した科の創設を、県へ要望するのはどうでしょうか。どのようにそれを捉えますでしょうかという質問です。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員御存じのように、川根高存続のために、それも兼ねて、まちづくりも兼ねて、6年前夕張高校、議員はまだその当時いなかったですけれども、夕張高校の町から川根高校との夢を描いて始めたのが川根高全国募集ということで、今に至っております。そのときには、私も、川根高の同窓会の皆さん、おめでとうございませと、ちょうど一般質問があったもんですから言った記憶もあるんですけれども、その存続のために、今年は31名ですか、ちょっと少ないんですけれども、いろんなことでこの何年間、川根高存続のために、我々議員もそうだし、前町長もそう、同窓会の方々もそうだと思います。そういった思いの中で川根高が存続してきたと、これからも、先にも、そこはまちづくりの一環として、いろんな思いを私も思っています。

それと、科をつくれという話、これは河原崎県議も県庁のほうでは、県議会のほうで一般質問を何回もしています。いろんな科、科の設定もして、魅力科を作ったらどうだ、川根高にとか、我々としても、県教委のほうにはいろんな思いを伝えながら、陳情にも行きますので、現状としてなかなか動いてくれない、はっきり言っているのか分からないですけれども。

いろんなことを考えて、我々のほうでもいろんなことを思っています。だから、議員の皆さんもそういった思いがあるなら、川根高同窓会、あの当時のように陳情に行くのも結構ですし、そのために山本さんは一生懸命、前の議員はそういったことも心がけてやってくれた一人だと思っています。だから、川根高存続、危ういときにそういった方たちがいて、いろんな方々を巻き込んでいろんな陳情行ったと思います。

だから、川根高の新しい科というのは、今始まったことじゃなくて、いろんなことをもう皆さんが言っていてくれるんですけれども、なかなかそこまで至っていないということが現状です。

教育総務課長、何かあったら。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 中原議員からの学科の設置についての御質問にお答えをさせていただきますが、これまでの答弁でもお示しをさせていただいているかと思えます。学科の設置については県の教育委員会が判断することですので、町のほうから頼みますと言ってもなかなか決定できないものかと思えます。

とは言っても、川根高校に対しましては、地元の子供たちが選択する高校として魅力ある高校となっただけのように、何かしらのものをしてほしいというような願いは高校には伝えてありますので、その中でどう判断されて、高校として対応していただけるかというのを含めて、今後、検討をしてみたいなと考えておりますので、議員におかれましても川根高校に対していろんな要請とか要求していただくなり、何かしらの対応をいただければありがたいなと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 今、町長と課長から現状を伺いました。そういった、そこに科を設置しようかと言った、専門的な科ですよ、それは大体どんな科だったんですかね。具体的に上がったんですか。当時のことを知らないんですけれども。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 現状にあったからとも、私は詳しく分からないんですけれども、ここにあった科を、例えば、そばにあかいしがあるもんですから福祉科とか、そういったことなんじゃないですか。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） すみません、ここで質問するまでもないかと思うんですけれども、そういった科を具体的に県のほうに申し入れた場合に、県からの条件というのは何かあるんでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの質問にお答えをいたしますが、特に教育委員会のほうで把握はしておりません。その辺は全て県の教育委員会のほうで判断されることとなりますので、申し訳ありませんが、町のほうでは把握はしておりません。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） では、川根本町のトップの町長が、やはりまた旗を振っていただいて推進していただくという方向を、私たち議員は心の中にしっかり秘めて協力していくという思いであればよろしゅうございますでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 私は、本当に川根高校存続、それは大事なことです。ただ規約の中に、県と町の区別はある、それは決まったところは決まったところなんですけれども、心はあなたと同じです。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ありがとうございます。心は私と一緒にということなので、ありがとうございます。

そこで、次は、地域若者推進費のところなんですけれども、これまた、先ほど、課長がちょっと寮費のほう考えていますよとおっしゃってくれたので、でも、私、質問を準備してきましたので言わせていただきます。

運営に、一人食事代も入れて約14万円ほどかかると聞いております。内訳は、町の負担が約10万円、留学生の寮利用料は4万円です。そこで、寮費を4万円にした根拠というのは、当時何だったのかなというのを素朴な疑問で思いまして、伺います。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 誠に申し訳ありません、その当時のものをちょっと把握できておりませんが、他の市町のほうの状況でありますとか、あとどれぐらいの負担がかかるかとかも含めまして、4万円という金額を設定させていただいたかと思いますが、申し訳ありませんがちょっと明確な根拠はお示しできません。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） ありがとうございます。でも、検討していただくということで。

来年度から夜不安定な寮生のために、相談対応する人の常駐のために予算が組まれていました。今後、別途、寮の中の燃料費ですとか高騰してしまっていて、食材費も高騰していると思うんです。もちろん人件費の追加により、寮費もその分値上げしていかなくてはならないと思います。先ほど、それも検討されているということでしたので、でも、私の気持ちを聞いていただきました。なので、答弁は結構です。そういう質問をさせていただきました。

じゃ、別の質問に移らせていただきます。

先ほど、通学の定期のところを私言いまして、そうしたら、町の学生と町民全体の問題ですよとおっしゃっていたんですけれども、町民全体の問題というのは、ちょっとそこが理解ができなかったんですけれども、教えていただけますでしょうか。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 例えばですが、高校生として川根高校に入学をされない方は、例えば島田市であるとか、ほかの近隣市町のほうに通学をされることと思います。また、社会人の方についても、こちらのほうから通勤されているような方もいらっしゃるかと思いますので、そうしますと、高校生ばかりではなくて町民全体のものではないかということで、答弁をさせていただきました。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 先ほどの、やはり通学の関係なんですけれども、通学というよりもこの高校生全体に対しての支援の問題なんですけど、教育委員会の点検評価報告書を先だっただけで、それによりますと、抜粋ですけれどもコメントの中に、留学生にとって直接的に町の支援を受けているという実感はあるのでしょうか、留学生一人一人の心情に働きか

けるような支援の方法で工夫をという、ちょっと言葉が目にとまったもんですから、留学生一人当たり3年間で、先ほど申し上げたように約360万円、単純計算ですけれどもね、町が負担しているということを、留学生の御本人、または保護者の方は御存じなんでしょうかというところを、質問させていただきます。

○議長（杉山広充君） 教育長、山下斉君。

○教育長（山下 斉君） お答えさせていただきます。

実は、先日21日月曜日なんですけど、今年度の新入生の寮を希望する生徒さん、それからその保護者の方の説明会と面接をさせていただきました。そのときに、挨拶の時間がありましたので、私から、川根高校は県立の高校だけれども、川根本町にとってはとても大事な高校なので、こうやって町のほうからも手厚い支援を皆さんのためにしていますので、きちっと3年間学んで、生活もきちっとして、より自分を成長させてくださいということを、保護者にも向けてお話をさせていただきました。面接は個々の面接を保護者と生徒さんとやったんですが、そのときにも各面接官のほうから、きちっとした心構えとか、川根本町の手厚い支援のことについてはもう一度触れさせていただいて、川根本町が本当に川根留学生のために時間も経費もたくさん割いているというようなことはお伝えさせていただいたところです。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 次の質問にまいります。

先ほど、ネクスト・リーダーズの関連ですよね、リーダーズの関係だったと思うんですけども、町内の企業とのマッチングをしていただけるということで。近隣の高校にも同じような企画を取りつけることは考えていないでしょうか。また、町内高校生が通学している高校へも出向くこと、同じことなんですけれども、出向くことも必要ではないかと思うんですけども、町の考え方を伺います。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） ネクスト・リーダーズプロジェクトについて企画課のほうから説明させていただきます。

この制度につきましては、1月21日全員協議会において、資料によって説明をさせていただいているところですが、この内容については、Uターンとかそういうものに対して、あと大学生、ほかの市町もやっていますけれども、うちの町は高校生まで広げております。登録していただいた方には、企業情報、これは町内外の登録された企業情報を流すことによって、こちらへ帰ってくる選択肢を増やしていただくというようなことです。あくまでも町内に住んでいる高校生でして、先ほど来言われています周知方法については、本年度については中学校3年生、高校3年生の年齢の人には全てダイレクトメールでやらせていただいております。

先ほど言われましたようにダイレクトメールで、ちょっと分かりにくいという御指摘もいただいたもんですから、そういうところは周知方法としては、内容としては分かりやすいも

のにしていかななくてはならないということは考えております。ですので、ほかの市町も、例えば、藤枝、牧之原、吉田、御前崎市も同じように、これは金融機関と提携した制度でございますので、通常3.5から3.7%のカードローンのところを、登録された方には2%というようなことで考えております。うちの町は、高校に上がる方も対象として150万円、大学については、短大、専門学校もありまして、100万円から、医大生については500万円までというようなことで、いろんな企業情報をするによってUターンの促進ということと、企業と連携をして情報提供するということですので、町民の対象ということで、外の高校へは特に周知はせずに、借りる御本人への周知ということでさせていただいております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） あの資料によりますと、令和3年12月となっていましたけれども、1月から広報されたということなんですけれども、現在、学生の登録は何人、もういますかね。登録はまだでしょうかね。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 登録につきましては、高校3年生が今4人、今度高校に行かれる方は、登録はまだですけれども申請は1名いただいております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） そのネクスト・リーダーズの賛同事業者で、町外事業者が町内事業社よりも1社、ネット上では多くて、11社登録されていまして。本来、町内事業者への就職が狙いかな、補助率でしたっけ、何でしたっけ、もちよっと多かったと思いますので、地元の町内事業者へ周知し、協力をお願いして登録を増やし、町外事業者より、より多い事業数にしたほうがいいと思いますが、どのように考えますか。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） ありがとうございます。ネット見ていただいて、御興味いただいてありがとうございます。

おっしゃるとおり、今21社、町外事業者11社でございます。これにつきましては、戻ってくれば、元金に町内の、当然、住所を川根本町に移すこと前提で、川根本町内の事業者ですと20%元金、町外ですと10%です。ただ、これは、うちとしては定住対策の一環、あとは企業の雇用の確保ということですので、周知のほうは商工会を通じまして、商工会だよりとか、事業者の皆様へということで、先ほど来おっしゃるように周知が足りないということであれば、随時毎年、学生、企業にはしておきますけれども、理想は町内事業者のところへということですが、そこにはあまりこだわりはございません。できれば、町内に戻ってきてきていただいて、就業の選択を増やすことが大切ですが、いわゆるこちらに戻ってきていただいてネクスト・リーダーズというのは、企業のリーダーと地域の担い手のリーダーという思いを入れたネクスト・リーダーズでございます。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 大変、コンセプトについては分かります。

もう一つですね、こういうこともあるかなと思ったんですけども、町内の事業社が多くの学生に選んでもらえるように、町外事業社に負けないように企業としての魅力を備えていくことも必要なことだと思います。ですから、町内には、先ほど言ったように商工会という応援団があるんですけども、ハローワーク的なことを事業社への相談支援をしていただくという工夫、対応も備えてほしいと思いますが、どうでしょうか。それは商工会の仕事といえばそうなんですけれども、ちょっとアプローチというか。はい。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） リーダーズプロジェクトをやるに当たって、数社個別に行ったところが、私も知らなかったんですけども、かなり世界に輸出というか、したりとか知らない企業もありますんで、それは企業のホームページにもリンクさせていただいて、企業が自由に宣伝していただきたいというような御依頼はさせていただいております。また、当然ながら商工会と協力しておりますので、あと観光商工課ですね、商工業をつかさどる課ですので、私どもは移住・定住、Uターン施策と、先ほど来、横の連携ということの一つとして観光商工課と連携して、商工会とも連携して、やらせていただいております。

あと、ハローワークについては、所管は観光商工課ですけども、また、あとの質問の中にも入ってきますけれども、私どもはハローワークでなくて町内の短期間、短時間のお仕事を紹介するという、川根お仕事掲示板を4月から設置をして、例えば、子育て世代の隙間時間に働くことの紹介とか、お茶時の人工とかいうのも考えたもので、来年度4月から、ちょっと掲示板を、これも商工会、観光商工課と連携してやる予定になっております。ハローワークは高校へとかいろいろな団体で、ホームページもありますので、私どもはそこに手の届かないところのどこをやろうというふうに計画をしております。

○議長（杉山広充君） 11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 私の質問はこれで以上なんですけれども、すごく、今までと違うなと思った感想をちょっと一言、いいお話です。

大変、横の連携ということで、課長たちがコミュニケーションを取っていくんだというその気概というものがすごく感じられましたので、そういったことを前倒しにどんどん進めていっていただくことが、すごくいいまちづくりの一步かなと思いますので、今日はありがとうございました。

以上です。

○議長（杉山広充君） これで、中原緑君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、野口直次君、発言を許します。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） こんにちは。7番、野口直次です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

昨年12月議会において、澤西・大竹議員等が、町内におけるコロナウイルス感染症が1桁、県下最少との発言がありました。現在はオミクロン株の急激な感染拡大で、町内でも73名の感染者数となりましたが、引き続き、県下最少を保っていただいております。3日目のワクチン接種の実施、感染予防対策等のおかげで、感染者数も落ち着きつつあります。ひとえに保健医療、福祉関係はもちろん、教育現場、家庭に至るまで拡大防止対策に尽力して、日々対応されている方々に大変感謝しております。今後もよろしく願いいたします。

さて、世界に目を向けると、日常当たり前の生活で暮らしていたウクライナの人々が、ロシアのプーチン大統領の侵略で一変しております。国を守るため、男女問わず銃を取り戦っています。毎日、若い女性が幼子、老家族を連れて国内外に着のみ着のまま避難する映像を見て、私たち日本をはじめ、世界の国々は、この悲惨な出来事がうそであってくれればとそれぞれが問いかけています。ポーランド、ルーマニアをはじめ、ヨーロッパ各地で昼夜問わず活動していただいているボランティアの人々には頭が下がります。平和という言葉は弱いものだとつくづく感じております。もし、息子、孫が戦場に駆り出されたと考えるだけでいたたまれません。どうか、一日も早く侵略をやめてくれと祈るだけの自分がいます。

冒頭に、悲しい、つらいお話をしてしまいまして申し訳ございません。

本題に入ります。

今回は大きく、施政方針と町の課題についてを質問いたします。

12月議会において、所信表明等承っておりますが、今回も多数の議員から質問もありました。最後の発言者となりました。令和4年度予算計上に具体的に動きを含め、お伺いをさせていただきます。

1件目、今後の幾つかの懸案事項と思われる中で、2点に対しての考え方をお伺いいたします。

①町の主産業である農林業振興対策に対して、町長の抱負をお伺いいたします。

②生徒減少に伴い川根高校存続の為に新たな対応策を示す必要があるのではないのかをお伺いいたします。

2点目といたしまして、定住促進及び人口減少のための対策について。

これも12月議会において、中澤議員との質問とお答えも一部重複するとは思いますが、大切なことだと認識しておりますので、再度お伺いさせていただきます。

①地元企業へさらなる支援等が必要ではないのかをお伺いいたします。

②移住定住促進事業で住居と同時に働く場所の確保の必要性が重要視されると考えるが、その点についてもお伺いいたします。

③新規企業誘致が近年低迷していると考えられるが、従来の業種にとどまらず新しい企業誘致も必要ではないのかと思い、お伺いいたします。

3点目といたしまして、防災対策について。

①気候変動による異常気象災害、南海トラフ巨大地震等の防災減災の強化について、近年のコロナ禍で追加の変更点があるのか、また、町民への周知等を再度お伺いいたします。

②前回の藤田議員の関連質問にもなりますが、あつてはならないが、夜間・休日における大地震が突発的に発生した場合の職員の招集マニュアル、危機管理はどのようになっているかをお伺いいたします。

壇上にては以上です。お願いいたします。

○議長（杉山広充君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、野口議員の質問に対し、お答えをさせていただきます。

施政方針と町の課題についてとして、大きく3項目の御質問がありました。

最初に、懸案事項に関する御質問であります。まず、農林業振興対策に対しての私の抱負であります。るるいろいろな質問に答えておりますが、重なる部分もあるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

改めて申すまでもなく、川根茶や大井川産材は、本町が町外に誇れる貴重な地域資源であります。これらが持つ品質の高さをさらに発信させていくことのみならず、6次産業化の支援、また、販売戦略の構築をより一層進めていくためにも、私が公約で示した茶業、林業の後継者の確保、次代を担う人材の育成・定着を進め、先ほど申したSDGsも含め、また、品質向上を図るための生産基盤の強化を進めていきたいと考えております。

2点目の生徒減少に伴う川根高校存続の為に新たな対応策についての質問につきましては、担当課長よりの答弁とさせていただきます。

次に、定住促進と人口減少対策に関する御質問にお答えします。

地元企業へのさらなる支援等については、経営支援と人材確保の両面が重要であると考えております。経営支援については、ウィズコロナの考えの下、当面の事業の維持、継続に向け、資金繰りや雇用維持、業態転換を含めた販路拡大や事業継承に向けて支援を実施しているところであり、また、今後を見据えた新たなスタイルに沿った新商品、新サービス開発に支援する商工会のステップアップ助成金や国の再構築支援補助金などの取組も行っているところであり、いずれにしましても、事業者との情報の共有化に努め、商工会、関係機関との連携をさらに強化し、経営発達支援計画による伴走型支援を実施していきながら、さらなる支援に取り組んでいきたいと考えております。

また、人材確保については、本年度から開始しました、先ほども企画課長、答えていただいたんですが、ネクストリーダーズプロジェクトにより、地元企業情報を提供するとともに、卒業後3年以内にUターンし就業した場合には、元金助成制度を設けることにより、少しでも地域や企業での人材確保に加え、国・県と連携した移住・就業支援事業の周知を図り、地元企業の登録推進とともに首都圏からの人材確保に努めてまいりたいと思っております。

2点目の住居と同時に働く場所の確保の重要性についてであります。御指摘のとおり、移住希望者が新たな地で生活していく上で、就業の場の確保は最重要事項として考えるものであります。最近では高度情報化網の整備により、業態においてはどこでも仕事ができる環境が整備されております。町内においても業種は限られますが、就業の場はあり、新聞折込でのチラシ等で御存じのとおり求人が続いておりますが、企業側と就業希望者とのマッチングがうまくいっていない状況が課題として、今挙げられております。

また、ハローワークにおける求人募集以外に、短期間や日中の隙間時間での就業先を求める方も存在することから、来年度に商工会と連携し、役場本庁、総合支所、子育て支援施設等へ「かわねおしごと掲示板」と銘打った求人情報案内板を設置し、事業者と就業希望者とのマッチングを図っていきたいと考えております。

3点目の新たな企業誘致についてお答えします。

2017年のゾーホージャパンのサテライトオフィスの誘致以降、現在、新規創業を含め6社が本町に登録しております。そのほかの1社がサテライトオフィスを検討中ではありますが、コロナ禍の影響で遅れている状況であります。

また、新規創業された企業の中には、事業部門の拡大により雇用の確保に尽力いただいている事例もございます。現在、本町への進出企業を中心として、首都圏の様々な企業10社が定期的に本町に集まっていたいただき、地域活性化等について勉強会を開いていただいております。ありがたいことだと思っております。

いずれにしても、先ほどの就業と求人のマッチングの例にありますように、様々な企業や関係団体と連携し、就業の場が選択できるような地域にしていくことが重要であると考えますし、私の夢でもあります。

最後の防災関係の御質問にお答えします。

これまでも、町では総合計画をはじめ、地域防災計画などの各種計画に基づき、土木、農林、福祉、医療など各分野において、防災・減災への取組を進めており、今後もさらなる防災・減災に向けた取組を進めてまいります。また、世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症などの各種感染症に対する対応についても強化していく必要があり、ワクチン等の接種促進のほか、これまで十分な配備がされてこなかった消毒液、防護服、マスクなどの感染防止対策用品の備蓄を、国の補助金を活用し、整備を進めているところであります。

コロナ禍における防災・減災への取組の変更点があるかとの御質問でありましたが、これ

までも取り組んできている防災・減災への対応をさらに推進するとともに、住民に対しても、各世帯に配布されているハザードマップなどにより、自宅等の周辺の災害リスクの周知や避難行動等の理解の促進、各家庭における災害時の備蓄を進めるよう周知をまいります。

次に、夜間・休日に突発的な災害が発生した場合の職員の招集マニュアルについてですが、そもそも災害は平日・昼間だけではなく、夜間・休日を問わず発生するということを入念に入れておかなければなりません。現在、災害時の職員対応については、災害対応マニュアルや風水害当番活動マニュアルに基づき対応しているところであります。それぞれのマニュアルでは、地震災害ほか、台風や大雨などの風水害、感染症拡大時、その他突発的な災害ごとの防災体制を取るための配備基準、参集する職員、対策班ごとの所掌事務、職員の登庁から参集後から終息までの行動などを明記しており、災害対応に当たる職員は、これらのマニュアルに沿って対応することとしています。なお、各種マニュアルについては、防災訓練や個別の訓練等を通じて、改善する項目等があれば随時更新を行い、職員に周知することに努めております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、野口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

川根高校存続のためには、川根高校の魅力化が必須であると考えておるところでございます。川根高校の魅力化に向けての支援につきましては、寄宿施設の整備や下宿先の確保等による受入体制の充実に加え、公営塾の開講による学力向上支援、特別奨学金制度による支援などを行っております。また、令和2年度から就任した地域おこし協力隊員と共に、川根高校の魅力化推進のために、連携中学校からの生徒の確保に加え、意欲ある留学生の確保、地域と学校が共創できる仕組みづくり、地元でも十分学べる体制づくりを中心に実施をしております、今後も推進していく考えであります。

特に、連携中学校の生徒が、川根高校を進路先として選んでもらえるような川根高校の魅力化について、引き続き、県や川根高校と共に検討し対応してまいりたいと考えているところでございます。

議会におかれましても、川根高校に対する支援の必要性を御認識いただいていることと存じますが、引き続き、御支援御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 再質問を許します。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） どうも丁寧な答えありがとうございました。

私、最後になるものですから、何回も中で大変、先ほど中原議員も言ったんですが、非常に横の関係とか目に見えるような形で、皆さんが、各課長、町長をはじめ、やっていただいているということは非常にこの3か月間の中で目に見えますので、今後もよろしく願います。

では、再質問をさせていただきます。

最初に、農林業振興策について質問させていただきます。

当初予算が平成25年度の農林水産業費は6億1,276万2,000円で、今年度、令和4年度は4億877万5,000円、そういうようなのが現実になっております。それを含めて、今から質問をさせていただきます。

農地中間管理機構関連の農地整備事業の下泉地区、西地名地区が行われているが、当町の今後の農業を占う画期的なモデル事業となると思います。他地区への普及を進めるためにも、町内の農家にはもちろん、各集落、各地区の人たちにも現地圃場視察計画を立てて、事業内容を理解していただき、また、各農業団体の協力をしながら、農地整備拡大をしてほしい。その点についてお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 御質問にお答えさせていただきます。

同様の取組を検討される町内の農家、また各集落の方々の要望、希望があれば、積極的に対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

やはり、こうやって立ち上げて、造成がある程度新植されて圃場ができればということがあると思いますので、今後もやはり地域の一番の救世主になるんじゃないかなと私は思っています。だけど、職員とか現場の人たちはなかなか集積するひとつだけでも大変だと思いますが、今後どうか進めていただくようお願いいたします。

続きまして、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域が抱える人・農地の解決に向けた未来の設計図をつくるという内容が、国が進める人・農地プラン。これも、農家以上に地元で説明し、事業内容等を理解していただき、計画書等を作成していただきたい。どのような事業内容で、今後を含め進捗状態をお聞きしながらお伺いいたしますので、お願いします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） ここでは人・農地プランの実質化とはということで、御説明します。このプランにつきましては、農業者の話合いに基づきまして、地域農業の中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体や、その地域の農業の将来の在り方などを明確にすることが大きな目的となっておりますが、そのほかにこのプランを推進する背景につきましては、耕作放棄されている放棄茶園など、地区内の農地をどうやって維持、保全し、生活環境を整備していくかを考えることも重要な目的の一つとされております。そのためには、農業者のみならず、多くの地域住民の声を聞きまして、農地の利活用を検討していくことが重要であると感じております。今後、具体策の検討に当たっては、関係機関と連携しながら座談会の開

催を重ね、慎重に進めていきたいと考えています。

本年度の進捗状況ということでありますが、農業者のアンケートの実施、地域のこれからの農地について課題や必要な取組につきまして、意見を出し合う座談会を開催しております。座談会で出た意見を元に、町内を4地域に分けた人・農地プランの実質化の策定を行いました。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 大変地道で長くかかるとは思いますが、今、国策に近い内容だということで、ちょっとネットで調べました。本当に先ほど誰かの議員も言ったんですが、この土地に、この風土に合ったいろんな面を含めて、また推進をお願いしたいと思います。

続きまして、町として担い手不足の中、農家所得、具体的な作物も含め、経営形態の幾つかのパターン示していただき、新規農家が参入しやすい環境づくりをお願いしたいと思います。既に存在しているのかを含め、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 町は効率的かつ安定的な農業経営の指標といたしまして、地域において現に成立をしている優良な経営の事例を踏まえつつ、主要な営農類型を定めております。この営農類型については、ほかの産業並の従事者と遜色ない所得を実現するため、農業者が具体的なイメージを持って取り組めるように、過去の実績に基づいた一定の前提条件の下で農業経営のモデルを示したものでございます。

就農相談があった際には、それらの資料も活用しながら、分かりやすく説明できるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 次に、茶園改植・省力化支援等、単体的な事業も従来どおり必要ですが、気象異常による災害も多発の傾向があります。継続的な経営の安定のためにも、縮小が見られる農産物出荷事業費補助金・茶共済加入補助金においても、見直し、拡大等をお伺いいたします。

また、収入保険一部負担金助成、野菜安定における補助、野菜価格安定制度の対象産地は野菜指定産地が形成されていないと補助対象にならないということが分かりました。町内では、茶複合作物として始まった、当町に適しているのではないかとというのが、キャベツとか落花生等があるそうです。まだまだこれからですけれども、今後産地形成のためにも、町独自の育成支援等を検討されないか、その点について、お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） まず、川根本町農産物出荷事業費補助金ですが、趣旨につきましては、町内の農業者が生産する農産物の販路拡大と経営の安定化を図るために、川根清涼野

菜出荷協議会を利用して農産物を出荷する農業者等に対し補助金を交付する制度でございます。

同補助金につきましては、事業開始時より第1期の3か年の助成期間を経て、さらに3年間補助期間を延長してきたところであります。この補助制度は事業の創設期に支援することにより、早期に事業安定化を目指すものであります。その目的を達し、既に事業化できているものと判断したところではございます。

次に、茶共済加入補助金につきましては、当初の制度目的であります農業者が加入することの必要性の理解等が定着してきた中、目的を達したと判断したことにより、同補助金を廃止したことから、再開することは現段階では考えておりません。

あと、収入保険の関連につきましては、令和2年6月議会におきましてお答えしておりますが、農産物の収入の全てを補償する内容であります。積立金として加入者の預け金もあることから、農業以外の資産形成要素を含んでおり、町として助成は考えておりません。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 今の関連で再質問をさせていただきます。

確かに長年私も質問している中で、例えば目的が終わったとかという言葉が非常に多く出てくるんですけども、今の経済状況を見ますと、やはり、いろいろ手厚く補助事業をして一本立ちしていただくということで、行政側もやっつけていただいているんですが、やはり、私、先ほど言ったように、なかなか継続的な経営というところになりますと、なかなか厳しい現実がこの農業振興だと思いますので、やはりこの私が挙げた以外にもいろいろな国・県の助成、また町の単独でも結構ですので、いろいろなものを探して検討していただくということをぜひお願いしたいと思えます。

その辺についていかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 我々生産家、私もそうだったんですけども、やはり何か事あるとき、霜が降りたりいろいろしたり、そういうたびに補助が出て、防霜ファンができたり、こういった茶共済加入があったり、いろいろです。私も野口さんもそういう経験の中でずっと農業やってきたわけですけども、結果的にずっと見て、いざ災害があるといつもこういった補助制度というか共済掛金みたいなのが出てくるものですから、そこはやはりJAとのマッチングもあって、我々が補助する、いつもそういった格好の中であると思うんですけども、そういったこともぜひまた考えて取り組んでいかなきゃならんことと思っておりますので、今後の課題とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございました。

町長も同じ仲間ということ。そして、質問、関連、3回目になっちゃうもんであれですけ

れども、やはりある程度力がある人たちはいいと思うんですが、やっぱりやろうかな、やめようかな、もうちょっと何かというそういう人たちも、もうちょっと底辺を助ける意味で、今後もいろいろな検討をしていただきたいと思います。これはお答えは要りません。

前町長にも質問いたしました、続いて質問させていただきます。

コロナ禍及び原油、原材料費等の高騰が懸念される中において、農林業に対する町としての独自支援の考えがあるかを伺います。前町長はノーでしたが、私、あのとき熱くなって大変失礼なことを言って、手ぬぐいぐらい一つぐらいくれよと言ったけれども、あれは誠に申し訳なかったと思いますが、それぐらいやはり助けてくださいということだと思うんですけれども、何かその辺を含めて検討されているかお伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 農林課長、北原徳博君。

○農林課長（北原徳博君） 令和2年度でも回答しましたが、町としては、今後においても、国が構築した様々な支援策について、関係機関に協力を得ながら、国の財政的支援を活用しまして、農林業関係団体との協議の上、施策を実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） この重油等の関係とかいろいろあると思うんですけれども、多分、野口議員、その辺をついてきたりしていると思います。施設運営においては、いろんな意味でそこが利用するから、そういった意味の補助が出ていると思う。我々お茶の場合は、短期なところもあるんですけれども、いろんな意味で補助制度はもっともっと手厚くやってくれればいいところもあるんですが、先ほど担当課長申し上げたように、やはり国の財政的支援、それも絡んでくると思いますので、その辺はいろんな意味を含めて、農業関係もそうです。商工会もそうだし、いろんなことで、全部がそれを含めちゃってくると、いろんな支援対策が出てくると思いますので、国の方の対策等、また、いろんなお話も国の先生方にもお話をしたり、補助的なことはまた、こんなこともあるよと言いながら、私のほうからも言うし、議員の皆さんも都度国の先生方とお会いする機会が多いと思いますので、国の支援ということも大事だと思っていますので、その辺で回答とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

ここでちょっと関連ですが、非常に前向きだということが、先ほどのいろいろ答弁の中で、各議員の中でありがとうございます。いろいろ私が調べた平成25年に、凍霜害で農家へ肥料、農薬代の支援補助金が町から出ているようなのがちょっと見受けられて、その当時、ちょっと私もメモが少なかったんですが、5%ほど補助が出たということが載っておりました。約1,276万円が計上されておりました。ですから、私が冒頭に6億円と出したというのは、あの時分は財政が非常に豊かだったのですが、やはり手ぬぐいプラスまたというぐらいじゃなく

て、何かまた、私も無理なことは承知で言うておりますので、その中で、予算一つ、国・県から取っていただくのも大事なことです、その辺を含めて、また検討をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、川根高校の件で御質問をさせていただきます。

教育費は平成25年度には5億2,095万8,000円でした。約10年たつて、今は令和4年度の教育費の当初予算は12億9,106万7,000円です。これは施設改修事業費等5億6,500万円入つておりますので、これを抜いても7億2,606万7,000円ぐらいが、約ですね、計上されております。教育の伸びは、やはりICT教育とかですね。地域若者推進のために使つていただいているものですから、平成25年と比較することはできないんですが、現実に身の丈の合つた中で、やはり、私も教育には非常にいろいろなことがある中で、先ほども議員のほうからも出ていましたが、その辺を含めて関連の質問をさせていただきます。

現状のまま、留学生へ個人的な支援事業を今後、さらに町として進めるか、大きくは支援方針の転換を考えているかということをお伺ひしますが、大体流れは聞いておりますので、簡単に担当課長でも町長でもお答えください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの野口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

川根高校の支援につきましては、個人的な支援ではなく、川根高校の魅力を向上させることで、町内外から意欲ある生徒が川根高校に集まり、その生徒が、川根本町内で積極的に活動できるよう、まちづくりの観点から支援をしているところでございます。川根高校の全ての生徒が自己目標達成のために意欲を持って活動することで、川根高校を核としたまちづくりが推進されるものと考えているところでございます。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 私が個人支援と言つたのは、非常に言葉が悪かつたと思ひますが、個人支援に近いのかなとは思つておりますが、そういうことじゃお金は出ませんので、地域発展、地域のためということで、課長のお話よく分かりました。

続きまして、最低維持定員数割れが続けば、危機的状況の中で、分校になつても高校を存続してほしいと私は考えております。川根高校留学制度の実態、特に行政も心配しておられたんですが、やっぱりいろんな御苦勞をなさつて、魅力化のために人を集めているんですが、今年度の1年生は、例えば中中が18名卒業したと思われませんが、その中で、残念ながら川根高校に来ていただくのは6名ほどでございます。せめて半分ぐらい来てくれればなどは思つています。

そしていろいろ調べてみると、やはり今は生徒数も減つて、県で1.02倍ぐらい県立の倍率はそうです。それとやはり私学も生き残りのために、大変それぞれ御苦勞なさつている中で、やはりこういうところの地域の魅力ある学校づくりということに対して、非常に全国的に、

課長や皆さんが言っているようにありますので、その中で、やはり、またいろいろなアイデアは出ると思うんですが、川根高校の存続のために、留学制度の再検討ということも含めて、何か少しでも前向きなお言葉をいただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、ただいまの野口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの中原議員からの御質問に対してもお答えした答弁と重なる部分がございますが、川根高校への入学者が41人未満となる状況が続く場合には、1クラス規模となり、分校となってしまう可能性が高くなり、教職員数の減少等も懸念されるところでございます。このようなことにならないために、地元からの入学者の増とともに、川根留学生の入学により入学者が41人以上となるよう、県や川根高校と連携を図りながら川根高校の魅力化を進めてまいりたいと考えているところでございます。しかし、少子化の流れや高校の選択肢が広がる中で、定員割れにより分校となってしまう場合も考えられますが、たとえそうなった場合でも、意欲ある川根高校生が在籍し、地域の方と連携したまちづくりを推進することは可能であると考えており、今後も従前の支援制度をベースに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 今の課長の答弁は、非常に、少しでも頑張るよということは、本当に私らも町長にも言ったんだけど、議員とか町民が、少しでも存続できるようなことは、当然早急に考えていかなければならない厳しい中の答弁だったと思いますので、私たちもこれから検討はさせていただきます。

続きまして、奥流設立当初から私たちが要望していたんだけど、寮母さんを設置すると、これもまた中原議員とも答弁が重複すると思うんですが、やはり相談相手として、一方で地域若者教育推進委員のほうで任用職員の報酬予算計上したということで、確認というか、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

来年度の予算で計上させていただいております会計年度任用職員の任用につきましては、寮生の日常生活をサポートする方として、寮内における第2の保護者や近所の方を目的として考えたところでございます。

業務につきましては、日頃からの声かけなどによる寮生との信頼関係を築く活動を行うとともに、相談対応や助言、寮生が自主的に行う寮ミーティングの運営支援を行う予定で考えております。

このことにより、独り暮らしへの不安解消や身近に相談できる環境を設けることにより、

安心感からより充実した寮生活を送ることにつながり、生活基盤の安定による充実した高校生活へのサポートが可能になるものと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 大変嬉しいというか、こういう言葉も前から聞きたいなどは思っていたんですが、やはり、そうやって一人でも、大変言葉は悪いんですが、自主退学を思いとどまってくれる人が一人でもいれば大変嬉しいと思います。ただ、本当に高校生、今の子供たちは非常にいろいろと悩み等を持っている中で、やはり、ここが最後のとりでということで、留学生も来ていることがあると思いますので、ぜひこの制度をもうちょっと拡充を考えながら、ぜひ、今後が続いていっていただきたいと思います。

続きまして、南麓寮のリース契約も終了と聞いております。留学生寄宿舎施設3か所を一括して管理運営する考えはないかをお聞きします。さらに具体的には、前にも課長がお話ししていただきましたが、一本化等を視野に入れて、今の現状を教えてください。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

運営の効率化を考えますと、一括して管理運営することが経営費面や安心・安全等の管理面からも有効であると考えますが、一本化するためには施設整備などの財源の確保が必要となってまいります。その辺でなかなか厳しい状況が見受けられます。

今後につきましても、寮生活における安心・安全を提供できるよう、効率的な運営方法を考慮しながら、施設の有効的な利用の観点からも、最善の方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

やれることはやっているというのは、私たちもいろいろな会合でよく分かっております。またよろしく願いいたします。

続きまして、町・高校・地域をつなぐ教育の地域おこし協力隊、ほとんどが私ら広報とか何かで見ているんですが、活動状況をどんなものか、もし分かる範囲でお答えください。もう一度お聞きします。

○議長（杉山広充君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

現協力隊員は女性1名を令和2年2月から委嘱し、現在3年目の最終年度となるところでございます。今後も引き続き地域おこし協力隊を配置できるように募集を進めてまいりたいと考えております。

地域おこし協力隊の委嘱目的につきましても、川根高校存続に向けた魅力化推進のため、

川根高校魅力化コーディネーターとして川根高校と町、地域の相互理解による学校を核とした人づくり活動の推進を行うこととしております。

これまでの活動といたしましては、全ての子供たちがやりたいことを存分にできることを魅力として位置づける中で、高校と町支援事業との連動に向けた地域や小・中学校の取組状況等の共有の場の設定や、魅力化活動の発展に向けて、地域や小・中学校との連携の窓口的な活動を実施したほか、魅力の発信の精度を向上させる取組として、生徒や保護者との相互理解の向上に向け、コメント反応の獲得を高めるなど、精度の高い発信手段等を考慮した対策を実施しておるところでございます。

なお、今後の活動につきましては、魅力化が伝わるための地域活動の充実や交流が継続するような仕組みづくりを重点に置いた活動を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

次の6番を用意していたんですが、非常に今の内容とかで全体的に理解できましたので、削除させていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、定住・人口減少についてということで、これもまた嫌らしい数字を出して悪いんですが、当初予算が平成25年度は商工費が2億7,347万8,000円、令和4年度当初予算は、商工費が3億2,101万3,000円となっております。くどくなりますが、これもいろいろな議員が質問して、最後の私ですので、種もあれもなくなっちゃったなどは思っておりますので、簡単にお答えください。

長く地域に貢献されている地元企業に、現在どのような支援等、税制上の優遇措置を含め行われているのか。今後の移住者の勤務先として提携協定等既に行っているのか、行う計画があるのか、再度お伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 野口議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の内容ですけれども、地元企業への支援、それから税制上の優遇措置、提携協定等の、大きく3つになるかと思えます。

まず最初に、私のほうから地元企業への支援についてお答えさせていただきます。

地元企業への支援につきましては、経営相談をはじめ、資金繰りや雇用維持、また、業態転換を含めた販路拡大や事業継続、承継に向けての支援を、商工会や関係機関と連携を図りながら進めているところでございます。

○議長（杉山広充君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 現時点で町が行っている税制上の支援策ですけれども、新たに投資するものに対する支援といたしまして、固定資産税の減免としまして、法に規定する

認定先端設備等導入計画に基づき、新たに取得した機械装置、器具、備品、建物附属設備について、最初の3年度分を減免しております。

もう一つ、固定資産税の免除としまして、地域経済牽引事業計画に基づき設置された家屋、もしくは構造物、またはこれらの敷地である土地について、最初の3年分を免除しております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 私から提携協定についてお答えをさせていただきます。

すみません、再三出ているネクストリーダーズプロジェクトでございます。これは先ほど説明させていただいたUターンということで情報提供ですけれども、これについては、やはりUターンもそうですけれども、企業情報をいただくというところで移住者の案内とかも併せてしていきたいというふうに考えております。そういったことから、現在のところ特別な移住者向けの協定というのは考えておりません。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 3課長、ありがとうございました。

私がこの質問の内容の趣旨がちょっと説明不足で悪かったですが、自動車関連等の、今でも200人から300人使っている方たちの業種の辺もどうかということ聞いていたんですが、その人たちは結構自立経営をして、独立してると思いますのでいいと思います。また、いつかの機会には、その点ちょっと質問をさせていただきます。

また、次のやつも重複になります皆さんと、悪いですが、関連するが、私は今後の働く場所を確保、移住定住者の定着増加とは比例すると考えるが、その方面に対して具体的な道筋はあるかとは質問を言った人は、大体いろいろな面で先ほど聞きましたので、割愛させていただきます。

続きまして、企画課、観光商工課をはじめ、日々努力されている中で、ロシアの侵略によって世界的経済危機、不況が進むことが予想される折、全国的に地方への企業誘致が低迷期に入っている中、具体的に町に企業から打診があるのか。地元出身起業家が用地さえ確保できれば工場建設意向等あるのか、併せてお聞きいたします。ほかに低迷している大きな理由があったら教えてください。お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 企業誘致の関係についてお答えさせていただきます。

本町に興味を示していただいている企業はあり、具体的な予定のない町有地等の紹介はしているところでございます。

低迷というより、昨今の社会情勢の変化による影響や、おのこの企業のスケジュール等もありますので、そのような状況を見ながら進めているところでございます。今後も、様々な業種の企業への情報発信に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

この関連で通告していないかもしれないものですから、ちょっとまた脱線で申し訳ありませんが、商工業振興費の中に委託料で調査測量委託料というのが240万円して、内容は予算委員会で聞いたんですが、町有地等の企業・工場誘致という事業だということは確認しておりますが、学校の跡地等も検討しているかどうか、ちょっと脱線で悪いんですが、分かる範囲でお答えください。

○議長（杉山広充君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 学校の話までは何も考えていないということですね。町有地に関しては、確かに予算の中に幾らかのせたとところがあるんですけども、これからぜひいろんなことを、相手さんもいることですので、話をしながら進めていきたい。議員言うように、学校の跡地残ったまま、まだ全然手もつけていないし、考えてはおりません。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。引き続き、防災対策についてお聞きいたします。

9月に予定されている県総合防災訓練において、町民の大規模な参加計画がなされるのか、訓練内容はこれからなのかお聞きいたします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 予算特別委員会でも御説明させていただきましたが、今年度は皆様御承知のとおり、ここ数年、2年間ほどはコロナ禍で実施をしておりませんが、県下各地を順繰りに回す形で、県の総合防災訓練が、島田市、牧之原市、吉田町、当町の2市2町を会場に実施されることとなっております。これまで県及び他の2市1町とは、延べ7回の打合せを行って、訓練内容の詳細検討等を行っております。町としましては、この訓練が大規模地震を想定した訓練になりますので、大規模地震が発生した場合、町内で起こり得る様々な災害や、必要な支援等を想定した訓練を計画しております。詳細につきましては、まだ全体のところも含めて詰めている段階ですので、内容が決まり次第、またお願いすることとなります。町民の皆様には自主防災会を中心とした形での各種訓練への御参加をお願いするという考えでおります。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

私は、やはりあってはならないですが、災害のことは時々一般質問いたしますが、答弁が非常に、マニュアル等がしっかりしておりますので、今後もあってはなりません、また、災害等のあれはよろしくお願いたします。

続きまして、有事の際、消防団の皆様の活躍には頭が下がります。町外勤務の消防団員、

町内勤務及び町内の自営業者、それぞれの人数の割合はどれくらいですか。割合だけで結構です。

また、自主防災会の高齢化、また、人口減少に伴い、各地区の女性の参加が不可欠です。今後の自主防災会が存続のためにも、区、町、勤め先等を含め、協議を早急に、何らかの形で、組織内に女性のポジションを確立することを提案いたします。既にやっておられる地区もあるかと思いますが、その点について御質問させていただきます。お伺いします。

○議長（杉山広充君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、まず、消防団員の勤務地の状況について回答させていただきます。今年度、昨年4月1日現在の数値でございますが、消防団員数が278名、そのうち勤務先が町外の消防団員の割合は24%、人数的には68名でございます。一方、勤務先が当町内の消防団員については68%、190名となります。また、自営の消防団員は8%、20名となっております。

次に、女性の活躍について協議をという御提案でございましたが、災害が発生した場合については、かねがね申し上げているとおり、自助・共助の精神に基づいて、男性、女性を問わず、それぞれの御立場の中で活躍していただくことが肝要かと思えます。地域が抱える災害時の各自主防災会組織等の課題につきましても、防災の研修会でありますとか、様々な情報伝達、全国的な事例の紹介等々も踏まえ、防災連絡会議等を通じて検証し、議員おっしゃるような形も含めて対応してまいりたいと考えます。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） ありがとうございます。

今、ほっとしたというか、消防団がやはり地元にいる方が、町内にお勤めの方が大変多いということは、大変心強く思います。今月の元藤川地区のぼやでも、やはり消防車に集まっていた人たちは、ほとんどが地元の企業の人たちが多くて、その人たちが3人だか4人程度、すみません、恥ずかしいですが忘れたんですが、その人たちを待って出動するような形ですので、今後とも防災に対してはよろしく願いいたします。

最後になります。少し話が長くなります。

施政方針と町の課題についての質問が必要以上に細かいところまでいたしました。今、当町では、何事にも振り返って立ち止まる時期と新町長の就任が一緒になったような気が私は強く感じます。藪田新町長は町民からの変革を期待されたのだと私なりに考えております。幾つかの申し送り事項の課題解決は託されているとも考えます。長いスパンにおいて、次世代をつなぐまちづくりを実現していただければと思います。

また、秋元副町長は、優れた感性の持ち主と見受けられます。町、そしてこれからも町長を支えていただきたいと思います。新しい風が吹くような気がいたしますし、また、楽しみでもあります。予算特別委員会において、実力の一端を垣間見ることができました。

くどくなりますが、藪田新町長が、今後の未来につながるどのような決意をお持ちか、も

う一度お伺いできれば。もうこれで5回目ぐらい質問するかな、簡単でいいです。お願いいたします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 10月当選して就任以来、私の公約、この中にも、今回皆さん御質問の中にもいろいろなこと出ています。私、もともと農業、生産家出身で、野口議員とも同じような境遇の中で、あなたは先輩です。いろいろなことも、農業に関しても教わったこともあるし、私自身の農業に関することも、先ほども申し上げました。ただただ一生懸命やってきた、そういう思いの中で今の私がいるとは思うんですけれども、町長になって、こうして皆さんの前にいろんなお話をさせていただきますが、とにかく今の現状を打破したいところは私は事実です。子供のことも、私は大家族ですので、孫もおります。孫の未来、それも考えながら、子供たちの未来も考えながら、議員時代からいろんな思いで努めてまいりました。

議長時代にも、議員の皆さん、私と一緒に勤めていただいた方々もおります。いろんなことの課題の中で、皆さんと一緒にやってまいりました。私と秋元副町長、新しくなったということで、新しい風とか、いろんな思いありますが、私は今までやってきたことの中において、集大成とかそういうことは思っていません。これから先未来が、川根本町が、明るく夢ある、そういったまちづくりに取り組んで行きたい、一言で言えばそこです。今まで並べたことがそうですし、いろんなことを夢見ながら現実にしていきたい、そんな男です。

これからも皆さんの御支援、御協力賜ればと存じます。ありがとうございます。

○議長（杉山広充君） 7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 大変力強いお言葉ありがとうございました。

町長をはじめ、みんなで協力してやっていけたらと思います。私も隅っこで応援していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉山広充君） これで、野口直次君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。再開は4時20分といたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時20分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第2 議案第3号 川根本町地区集会所条例の制定について

◎日程第3 議案第4号 川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定について

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定について及び日程第3、議案第4号、川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定についてを一括議題といたします。

第1常任委員長から報告を求めます。第1常任委員長、澤西省司君。

○第1常任委員長（澤西省司君） それでは、本定例会で第一常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3月2日の本会議において、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定について、議案第4号、川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定について、以上2議案の付託を受け審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

令和4年3月10日木曜日、午後1時30分から2時3分まで2議案の審査を実施いたしました。審査の場所は川根本町役場本庁3階大会議室。出席者は私を含め第1常任委員会委員6名全員。傍聴者は第2常任委員会委員2名と一般の傍聴者2名でした。

説明員として、菌田町長、秋元副町長、野崎総務課長、澤口課長補佐兼行政庶務室長、和田自治防災室長が出席しました。

議案第3号は、町設置の地区集会所を、地域の住民が住民相互の連帯意識を高め、健康で文化的なコミュニティーの形成・発展を図るために利用する施設であると位置づけ、適正な管理を行っていくために、新たに条例を制定するものです。また、議案第4号は、これまでの集落センター等負担金徴収条例を廃止し、議案第3号の条例制定に合わせて、地区集会所の管理及び修繕に係る経費に関し、受益者の負担を求めることの必要な事項を定めるため条例を制定するものです。

審査は担当課から詳細説明を受け、それに対する質疑・応答という形で進めていきました。

主たる内容を抜粋して報告いたします。委員会審査報告書を御覧ください。質疑・答弁という形で話します。

質疑、建物保険料について取扱いに変更はあるか。答弁、町所有の集会所の建物保険料は、町が全額支払い、同額を地区に請求するという取扱いは、従前と変更はない。

質疑、所有者が地区の集会所は、今後建て替えを行う場合、引き続き地区にて建設するのか。答弁、状況に応じて判断していくことになるが、基本的には区からの建設要望があった場合、町は一旦それを受けて、町による建設の妥当性を判断するという流れになると思う。

質疑、集会所条例第4条に「必要な事項は、規則で定める。」とあるが、この場合の規則とは。答弁、川根本町集落センター条例施行規則である。

質疑、集会所の建て替え時期に基準などはあるのか。答弁、特に基準はないが、その他の町有建物同様に長寿命化修繕を行うなどして耐用年数の延伸を図っていく。

以上であります。

質疑の後、それぞれの議案について討論、採決を行いました。2議案とも討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上、議案第3号及び議案第4号の委員会付託に関する第1常任委員会の審査経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（杉山広充君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第3号に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第4号、川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

議案第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

本日の会議時間は、議事進行の都合により、あらかじめ延長とさせていただきます。



◎日程第 4 議案第22号 令和4年度川根本町一般会計予算

◎日程第 5 議案第23号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第 6 議案第24号 令和4年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第 7 議案第25号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第 8 議案第26号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第 9 議案第27号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第10 議案第28号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長(杉山広充君) 日程第4、議案第22号、令和4年度川根本町一般会計予算から日程第10、議案第28号、川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの7議案を一括議題といたします。

予算委員長から報告を求めます。予算特別委員長、澤西省司君。

○予算特別委員長(澤西省司君) それでは、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果を報告いたします。

3月2日に開会した令和4年第1回定例会において、一般会計及び6つの特別会計予算については、議長を除く11名の議員からなる予算特別委員会に付託されました。

3月2日の本会議散会后、正副委員長の選出、審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から令和4年度一般会計及び特別会計予算の概要説明を受けました。

各課・局ごとの詳しい審査は、3月3日から14日までの間の6日間、役場本庁舎3階の大会議室で行いました。委員からは様々な質疑、意見等が出され、町長、副町長をはじめ、担

当課からそれに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等も示していただきました。審査は、提出いただいた資料や担当課長や職員の説明、また委員の皆様方のご協力により円滑に進めることができました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、藺田町長、秋元副町長、山下教育長には、御多忙にもかかわらず委員会に御出席いただき、町の抱える様々な課題等に対しましても、真摯な御答弁をいただきました。大変内容の充実した委員会となったことに改めてお礼申し上げます。

3月14日は現地調査を行い、3月15日には7名の発議者による議案第22号令和4年度一般会計予算に対する修正動議が提出されました。

翌3月16日には、提出された修正案の趣旨説明を受けました。修正案の内容は、教育総務費における学校再編に伴う施設改修事業費等の予算総額5億1,800万円全額を削除するというものです。その主な理由は、児童・生徒の減少傾向が続いており、今後も著しい増加は考えられない。また、現状を考えれば近い将来には2校を1校に統合しなければならないことも予想され、改修予定の学校は老朽化が進んでおり、今回の改修箇所が再度改修の対象になることも考えられるなどでした。

その後、発議者への質疑・応答を行い、討論の後、採決を行いました。採決の結果を報告いたします。

議案第22号 令和4年度川根本町一般会計予算は、修正案について賛成多数で可決、修正案を除く部分について賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第23号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第24号 令和4年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第25号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第26号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第27号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第28号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

次に、審査における質問、意見等について、抜粋して報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付しました委員会審査報告書を御覧ください。

では、まず2ページをお開きください。

農林課です。6款1項4目、地域農政総合推進事業費。問い、山間傾斜地の農振農用地青地の指定解除をもっと容易にすべきではないか。答え、国は森林化も視野に入れた農地利用

の在り方の検討会を開始した。当町でも耕作放棄地の増加を背景に対応を検討している。

次に、4ページをお開きください。

6款2項2目、林業振興費です。問い、森林経営管理制度とは。答え、適切な森林整備等を進めていくため、平成31年4月から森林経営管理法が施行され、森林所有者による適切な森林経営管理が行われていない森林について、市町村が経営管理を行うために必要な権利取得などを行う森林経営管理制度が措置されました。

次は5ページです。

会計課です。2款1項5目、基金管理費です。問い、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻など、世界経済には不安定要素が多く見通しが困難な中、運用面ではどのような取組が考えられるか。答え、定期預金金利は令和2年4月から従来金利の5分の1へ引き下げられ、普通預金金利とほぼ同水準まで下がっており、運用収益収入に影響が及んでいる状況が続いている。基金運用においては、安全性、流動性、効率性を考慮して、債権の買換えまたは売却運用等を行って利益確保をしているのが現状。将来の見通しが困難であり、最近は金利も不安定で運用がしにくい状況であるが、今後も証券会社の提案や資金管理運営委員会委員の皆様から御意見をいただきながら、引き続き情報収集に努め、確実かつ効率的な運用を図っていきたい。

次は6ページをお開きください。

税務住民課です。2款7項1目、戸籍住民基本台帳費です。問い、戸籍情報システム改修業務委託を行うことによって、どのような効果があるのか。答え、全国共通でのシステムの構築となり、本籍地以外の市区町村での戸籍謄本抄本等の取得などが可能となる。

次は7ページを。

引き続き、税務住民課です。2款2項1目、一般被保険者高額療養費です。問い、一般被保険者高額療養費が前年度と比べ大きく増額となった理由は何か。答え、そもそも被保険者数が少ないため、一時的な要因で高額診療者が大きく増加するケースがある。現在そのような状況下にあって予算要求に反映させたことで増額となった。

次は、10ページをお開きください。

建設課です。8款1項1目、土木総務費です。住宅改修事業は令和3年度ではすぐに予算を超過した。令和4年度ではどのような対策を取っているのか。答え、令和3年度は申請順にして、予定していた予算の枠がすぐにいっぱいになった。令和4年度は募集を2回に分けて行う予定である。

一番最後の一番下の問いになります。元青部小学校周辺土地事業の事業内容等の説明を。答え、排水路の設置、河川の浸水防止の盛土を行うなどの土地造成のための測量設計業務である。

次は、13ページをお願いします。

健康福祉課です。4款1項2目、3番目のところ。静岡新聞に掲載された5歳から11

歳のワクチン接種時期はどのように決めたのか。答え、健康福祉課にて接種計画を策定した。学校とも協議して、行政にて判断した。保護者への接種アンケートも行った。

次は、14ページです。

同じく健康福祉課。1款1項1目、上から3番目の問いです。いやしの里診療所を今後どのように運営していくつもりか。答え、地域の拠点病院として運営していくつもりである。医師の重要性は強く認識している。医療難民をつくらぬよう対策を取っていくつもりだ。これまで機能していなかったが、町が主体となり町内の診療所の連携を図ることも必要と考えている。

次は、15ページです。

企画課です。2款2項1目、上から4番目の問いです。ふるさと納税のシステム使用料はどこに支払っているのか、また、令和3年度寄附が増加した要因は。答え、株式会社さとふるなど5社に支払っている。寄附の窓口を増やしたことが増加の大きな要因と考えている。

次は、2款2項2目、まちづくり事業費です。3番目です。問い、里山親子留学事業について説明してほしい。答え、令和3年度において試行的に事業を行い、県内で1件、東京から1件の参加があった。子供の町内学校での授業や学校イベントの体験、町内生活環境の見学などを行った。

次は、16ページを御覧ください。

観光商工課です。7款1項2目、問い、プレミアム付商品券事業と電子クーポン発行キャンペーン事業はいつ頃の実施を予定しているのか、またその規模は。答え、プレミアム付商品券はゴールデンウィーク中を、電子クーポン券発行は12月頃を予定している。令和3年度と同様に還元率は100%のプレミアム付で1万2,000冊を予定している。

次は17ページ、一番下です。

音戯の郷運営費のところです。7款1項8目、問い、音戯の郷では以前は利用者にアンケートを行っていたが、どのような分析をし、どのように業務に活かされているのか。答え、アンケートは現在も行っている。料金については安いという意見が多い。昔から変わっていないという指摘も多い。

次は19ページをお開きください。

情報政策課です。2款3項1目、下の段の自治体DX基幹システム改修業務委託料は、今後も増えていく見込みか。答え、今回の業務で子育て業務や介護業務の基幹システムの改修は終了するので、今後は増えない見込みである。

次は、2款3項2目のすぐ下の広報広聴費です。上から3番目の問い、川根高校生の研究発表でホームページが見にくいとの指摘があったが、担当課としてはどのように感じているのか。答え、ホームページが見にくい、検索がしにくいという指摘は担当課へもある。現在のホームページは運用開始して6年目になるので、リニューアルを検討していく。ただし、見やすいホームページづくりには運用でかなりの部分をカバーできる。まずはそこから対応

していきたい。

次に、20ページです。

高齢者福祉課です。3款1項3目、一番下の問いのところですか。問い、生きがい対応型デイサービスセンターの事業の4月からの受託事業者はどこを予定しているのか。答え、2社からプロポーザル方式の提案があり、川根ホールディングスに決定した。

21ページをお開きください。

同じく高齢者福祉課です。2款1項1目、介護サービス等諸費です。問い、在宅介護サービスが増加、施設介護サービスが減少傾向にあるとのことだが、その原因は何か。答え、老人保健施設利用者が減少したこと、また長年自宅で過ごし超高齢になって介護状態になったが、今さら施設入所はしないという人が増えたことによる。

次は、24ページをお開きください。

教育総務課です。10款1項3目、2番目の問いです。問い、今後入学する児童・生徒の数を考えると、学校再編に伴う施設改修にこれほどの予算が必要か。再編して現在の空き教室を利用することは考えたか。答え、様々な角度から検討は行った。その上で現校舎のままでは対応できないと判断した。

次は、10款1項3目、同じ3目ですけれども上から6番目です、真ん中ほどの6番目。問い、小・中学校学校の使用教室を現行のままにすれば渡り廊下は不要である。答え、1年生から9年生までの子供たちが活用する義務教育学校という考え方により、一体としたいものである。

次は、25ページ。

10款1項5目、一番下の地域若者教育推進費です。そのさらに一番下です。問い、県外、町外者には寮があり、町内の子供には通学の補助金などを行うべきではないか。答え、町外への通学補助は検討する。

26ページをお開きください。

10款1項5目、一番上です。地域若者教育推進費です。下の段の問い、現在、川根高校の存続に多額の経費をかけている。今後、方針を変える必要があるのではないか。答え、川根高校はまちづくりにとっても大事な存在と考える。

次は、27ページを御覧ください。

社会教育課です。10款4項1目、社会教育総務費です。3番目の問いです。文化財保護整備の予算額が前年度比40万円減少した理由、今後の事業の考え方は。答え、令和3年度には智者山観音のマップ印刷事業があったためである。今後の事業は文化財保護審議会に諮り検討していく。

それから10款4項3目の資料館運営費です。イベント委託料ではどのようなイベントを考えているのか。答え、展示写真を使いながら、千年の学校の公開講座と関連するようなイベントを考えている。会計年度任用職員が来館者アップ、満足度向上のために尽力をしている。

次は、29ページを御覧ください。

くらし環境課です。2款5項1目、上から4つ目です。長島ダムから下流における濁りの現状は国や県も承知をしているのか。答え、大井川の現状に関しては、県知事も事情を十分承知のはずである。

次は、30ページをお開きください。

4款2項1目の塵芥処理費の下の段のほうです。問い、不法投棄物処理処分委託料の予算計上があるが、不法投棄を町が処分するための予算か。答え、不法投棄の処分については、投棄者が分からない場合、土地所有者が行うのが基本である。これは町が介在して処分した場合の委託料です。なお、投棄者が判明の場合は当然投棄者が処分する。

31ページです。

同じくくらし環境です。1款1項1目、下の段です。問い、水道事業の公営企業移行により水道料金の値上がりにつながるの心配する声があるがいかがか。申し訳ありません。お手元で御確認ください。答え、会計方式が変わるといって水道料金が値上がりするものではなく、事業計画に基づいて水道料金を決定していくものである。会計年度の違いや施設の減価償却の管理の方法が変わることになる。

32ページをお開きください。

議会事務局です。1款1項1目、議会費です。問い、議会だより作成用のパソコンの購入はできないか。答え、新規購入は考えていない。ただし、現在使用しているものの代替に、情報政策課に対して余剰パソコンの貸与を依頼している。また、これとは別に新たにテレワーク用として購入したパソコンの貸出しについても依頼した。

33ページをお開きください。

総務課です。2款1項4目財産管理費です。問い、元町営住宅桑ノ実団地跡の造成工事後の利用方法は。答え、まだ決まっていないが売却も含め活用を検討している。

34ページをお開きください。

9款1項2目、非常備消防費です。問い、日本各地で高齢者住宅の火災のニュースが度々報道されている。町でも注意喚起をしてほしい。答え、静岡消防局管内の統計では、管内の住宅火災の原因で一番多いのは放火で、次が暖房機器によるもの、その次がたばこの火の始末とのことである。機会を見つけて広報する。

以上のとおり、報告いたします。

最後に、行政の方々、特別委員会委員の皆様には円滑な委員会運営ができましたことを感謝申し上げます、予算特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（杉山広充君） 委員長の報告が終わりました。

議案第22号の修正案は、委員長報告とともに、お手元に配付してございますので御確認ください。

これから委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 修正案、連名で出された、連署で出されたんですけども、こちら連署でなくてもいいというのは皆さん御存じのとおりといいますか、動議を出すとき、修正案を出すときというのは一人の名前で賛成者がいれば出せるということなんですけれども、連名で出したということは、今説明していただいた老朽化であるとか、今後、児童数が減少するに当たって、また改修が必要になるとか、そういうことで皆さん同じ理由でもって修正案を提出したいという思いで連署になったでお間違いないでしょうか。

○議長（杉山広充君） 委員長、澤西省司君。

○予算特別委員長（澤西省司君） そのとおりであります。いろいろ様々な意見が出ておりましたけれども、連署は今言ったように1名でも構いませんけれども、同じ共通の意見を持った人たちで出しておりますので、同じ気持ちでその1名の代表者以外6名の連署という形になりました。

以上です。

○議長（杉山広充君） 佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） すみません。もう一度改めてしつこいようですが確認します。

今説明していただいた発議者7名の方の意見、連署で出されたということで、今説明していただいた老朽化だったりとか、そういうことが出した理由であり、ほかの理由ではなく、それが理由ということで皆さん一致して出しているのであって、ほかの説明理由というのは特に、例えば町民に説明するときにはほかの理由で説明するといったこととかというのはしないで、この理由でやるんですよということを説明するという意識で、連署でやったということでお間違いないですか、確認です。すみません。

○議長（杉山広充君） 委員長、澤西省司君。

○予算特別委員長（澤西省司君） 言うことがちょっとよく分からないんですけども。

質疑のときにいろんな意見が出ていますよね。それを代表者中野さんがまとめて、あとそれに賛同する者ということで出しております。

○議長（杉山広充君） 佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 一人の方が修正案を、原案のこの部分をゼロにするということを出すというのは、理由が何であれゼロで出しますよということはいいと思うんですが、その修正案の出した理由についても、完全に同意するから連署で出したという解釈になると思うんですよ。誰かが出したものに、私もゼロ、この修正案で賛成しますと。いろいろ言いたいことがあるけれども、その修正案について同意をするのでこれを賛成しますという形ではなく、連署で出すということは、出す理由も同じだから連署で出したという解釈になると思うんですよ。

誰かに、理由は別として同じ結果だから賛成しますではなくて、その修正案を出す理由も

同じだから名前を皆さん書いたということになると思うんですが、その解釈はどうでしょうか。皆さん同じ理由でもって、意見が同じだから連署で名前を連ねたと。つまり、誰かが修正案の結果は同じでも、それに対して私も同じだという賛成の方式ではなくて、連署で出したんだから、この理由でもって例えば町民にも説明しますと。私たちはこう思っているんですよということを町民に対して説明するときの理由としても、今、説明していただいた修正案の連署の議員の方々は、その説明を今後もなさっていくということによろしいでしょうか。

○議長（杉山広充君） 委員長、澤西省司君。

○予算特別委員長（澤西省司君） 予算委員会に提出された中野浩和さんの動議について全員賛成であります。しかし、それ以外にも多くの、ここの動議に書かれていない部分にあっても、皆さん共有している部分もあります。ここの動議に書かれていることは全員が理解して賛成しておると。以上です。

○議長（杉山広充君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） これで質疑を終わります。

これから、議案第22号、令和4年度川根本町一般会計予算について、討論を行います。

本案に対する委員長報告は、修正可決です。この討論は、議案第22号の原案及び議案第22号に対する修正案を併せて行います。

初めに原案に賛成の方、次に修正案に賛成の方の順に発言を求めます。

討論は各自1回しかできませんので御了承ください。

まずは最初、原案に賛成の方、討論はありませんか。

○議長（杉山広充君） 8番、中野暉君。

○8番（中野 暉君） 私は予算に対し賛成の立場で意見を述べます。

まず、これは第一に生徒のことを考えていただきたい。川根本町の義務教育学校については、時間をかけて取り組んできています。このことに対し、PTAも教育委員会も生徒も期待し待ち望んでいました。未就学児の保護者も説明を受け期待をしているわけでございます。このことに関しては、前町長、前教育長のときに説明を受け、議会の同意も得ています。みんなの今回の予算に賛同し、ぜひ予算をつけていただきたい。お願いします。

まちづくりは人づくり。特に子供は将来の川根本町を担う大事な宝でございます。子供たちの教育環境はできる限りのことをしてやりたい。設備も整えてやりたい。よい環境で勉強に取り組まれるよう、誰しもそう考えていると思います。

このことにより、教育委員会も学校関係者もPTAも生徒も準備を進めてきました。来年度からの1年生から9年生の小中一貫による川根本町の義務教育学校は、これでストップはするわけでございますが、生徒たちは学校施設不備に混迷し落胆をするでしょう。大人は何を考えているんだろう、議会議員は何を考えているんだろう、生徒もPTAも残念に思うでしょう。自分も議員の一人として大変非常に残念でございます。

少子高齢化の当町においては、高速ブロードバンドが整備されたことにより、当町はいち早く全生徒タブレット、パソコン等は使用ができました。今回の学校関係では最先端を誇り、他校の注目を受けているわけでございます。さらに今回の義務教育学校により、より充実し模範となることは予想されるわけで、移住定住対策においてもこれは追い風になるんじゃないかな、こんなふうにも思います。それを足踏みさせることは、教育界に大きな波紋を起し傷跡を残すでしょう。最後にもう一度お願いをいたします。生徒のことを一番に考えていただきたい。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、修正案に賛成の方、討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○議長（杉山広充君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。

私は、修正案に賛成する立場から発言します。

本議案は、当局から出された原案には、町内に現在6校ある小中学校を2校の義務教育学校に再編するという施設整備に関わる工事請負費などが5億円余り盛り込まれています。この事業については、去る13日に徳山地区の中川根第一小学校体育館で開かれた現地説明会などにおいても、多くの参加者から多数の質問や意見・要望が相次いで出されたことにも示されているとおり、町民の大多数の合意が図られているとは到底認めることはできません。

教育は国家百年の計とも言われるとおり、拙速に将来の方向性を決めたりすることは厳に慎まなければなりません。しかも、以前、教育委員会が主体となって町内各所で開いた説明会の際、スケジュール等に比べてなぜか前倒しされているように見受けられる部分はあります。この事業をこのまま拙速に進めることは、近い将来に必ずや禍根を残すことになるものと強く懸念せざるを得ません。

こうした点を考慮して、本案を審査した予算特別委員会において、学校再編に関わる諸経費を来年度予算案からひとまず削除する修正を行うという結論が示されたところです。私はこの問題について、かねてからここで一旦立ち止まって、町民向けの十分な説明と大多数の町民による納得と合意が図られるのを待って、実施に移すか否かを判断することがどうしても必要だと考えてきました。よって、来年度の一般会計予算案については、予算特別委員会が出した結論のとおり、当局から提出された原案に含まれていた町立小中学校の義務教育学校への再編を前提とし、大きくは現在の本川根小学校にはものづくり棟を、中川根中央小と中学校との間に渡り廊下を新設するための工事請負費などについては、ひとまず削除とした内容の修正を施した案に賛成いたします。

もちろん私の立場から言えば、原案のうち修正に係る部分以外のところでも、全面的には賛成しかねる点は少なからず存在するということは、申し上げておかなければなりません。例えば、新型コロナウイルスの感染対策のためにワクチン接種事業費が1,430万円しか含まれていませんが、これで本当に十分な対策が可能でしょうか。

○議長（杉山広充君） 大竹議員に申し上げます。簡潔にお願いいたします。

○6番（大竹勝子君） はい。ワクチンの効果は6か月程度しかもたないとも言われており、オミクロン株に続く変異株が出現した場合は、迅速な追加接種が行われる予算規模とは到底思えません。また、東海大地震もしくは南海トラフ巨大地震に備えるための倒壊ゼロの総合支援事業についても657万円余りが組まれています。これでは古い耐震基準に基づいて建てられている住宅の耐震診断や耐震補強等、抜本的に進むとはとても期待できないのではないのでしょうか。

こうした例は枚挙にいとまがありませんが、これらの点については目をつぶるということではなく、不十分な点は補正による対応、そして緊急時への対応としては予備費の積極果敢な活用も含めて、町民の命と暮らしを守り抜くための万全の施策の展開を図っていただけるように求めておきたいと思えます。

以上申し上げ、本議案に対する私の討論といたします。

○議長（杉山広充君） 次に、原案に賛成の方、討論はありませんか。10番、中田隆幸君。

○10番（中田隆幸君） 私は原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

それこそ、この問題は前の教育長よりも前に、平成27年、7年前から始まったことであります。これを最初の議員といいますか、議会へ当選した方からこういう修正案が出てきたというのは、非常に子供に対してかわいそう。この川根本町教育委員会では、子供は町の宝、教員は町の財産、これをうたったのが平成27年、7年前であります。本当の子供のことを考えるならば、私は今やるべきであるところと思います。

というのは、来年度、今年度と来年度からは第一小学校は複式学級になります。続けて、またその次も子供がいなくて複式学級になっていきます。南部小も複式学級になります。これが義務教育学校になりますと、複式に一人の先生がつくのではなく、中学校の英語、外国語、数学、また体育といった専門の先生がそこへ行き、子供の授業をやる。これは複式でも2人の先生が入るといって、それが教育委員会の義務教育学校の方針です。これは、私はうちの町の宝物、子供たちのためにこういう勉強をさせていくことが親の務めと思っております。

私はもう孫も大きくなりましたけれども、ひ孫もおりませんが、今から定住を目的とする若い方、これは僕の知っている、うちの在所の奥に今年中学生と今年1年生になる子を連れて、ここへ住み移った人がいます。その人のためにも学校の教育をよくする、これが私たち議員、また皆さんの考えであると私は強く言いたいと思えます。そのためには、これを何とか継続して、今後また補正予算か何かで出させていただくことを切に望んで、私の賛成討論にさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、修正案に賛成の方、討論はありませんか。5番、石山貴美夫君。

○5番（石山貴美夫君） 5番、石山貴美夫です。

私は、修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

同意を得てきたというようなお話が度々出てまいりますけれども、議会は令和4年度予算の教育総務課の施設改修案5億1,800万を提示した現状指摘による理由により削除したものであります。設計、監督、委託費は基本的にどこの市町でも認めることであります、大方ですね、設計が出てから具体的にその内容や状況を見て賛否が問われるものだと考えます。

また、最初に申し上げましたように、一般質問の終わりにあえて申し上げましたけれども、議会の持つ使命というのは、具体的政策の最終決定、また行財政運営の批判と監視ということであり、これが議会に課せられた使命でありまして、これに従って結論が出されたものだと私は認識をしております。

議会で決定したとするのは、議案が出て採決された件であり、条例や予算・決算などであり、義務教育学校関連はこれまでに採決した件は令和3年度予算の中の、今言われていた設計監督費3,804万の金額でありまして、義務教育学校の設置等学校再編に関する条例の改正案の審議・採決はされておられません。既に決まったこと、あるいは決定したこと、あるいは同意をされたことなどの曖昧な発言は、町民に誤った認識を抱かせ、議会への信頼性、町の議事機関、意思決定機関としての存在そのものに重大な疑義を抱かせるものであると私は考えます。

また、校舎のこの建設案に関連しまして、今回提案の学校再編に伴う施設改修5億1,800万円は、本川根小、中川根側も、本体の校舎よりも、ものづくり棟と称する技術室棟や渡り廊下など附属的部分の追加施設建設が主であります。教育委員会の点検評価報告書によりますと、そこで指摘されているとおり、町内の小中学校校舎は40年以上も経過しており、老朽化が顕著となっていると、教育委員会自身が指摘されております。校舎本体の老朽化から近い将来校舎本体で建て替えのための高額な予算が必要になると予想されます。現時点での投資効率や将来を見通した場合、今あえて周辺施設に多額の経費はかけず、本体校舎等全体を新築し、未来のある子供たち、大切な私たちの町の宝物の子供たちのために大きく夢のある新しい、全く新しい校舎を早急に建設して提供していくことが子供たちにとって、非常に夢のあることだと私は考えます。

また、複式学級がなくなる、あるいはそうした問題も出ておりますけれども、2号案では現実、令和4年3月1日現在、町の全体の小学校の入学児童数によりますと、本年32人、令和5年度に生まれた方、児童の予想数ですけれども、令和5年度には25人、令和6年度には15人、令和7年度には16人、令和8年度には28人、令和9年度には9人、令和10年には14人というふうに報告されておまして、これを2校に分けて、なおかつ男女の分類といいますか、分けますと非常に大きな問題が残るのではないかと私は予想します。

教師の対応は、中学校の先生が小学生を教えるといったことも言っておいております。そうした部分も教師としての資格の問題もあり、そう単純にはいかないということも教えていただきました。両方の免許を取るための方法や予算の措置が今後必要になるということもお聞きしました。また、複式の担任の先生はあくまで1名で、補助的教師がついて担任の教

師の指導に従った、いわゆる補助的な教育しかできないのだということもお伺いをしました。また、特別支援、養護教育の面等も提言が不明の点があります。子供の教育に個人差が大きく出ることも予想され、置き去りにされる子供が出たり、あるいは最近問題のいじめ等、少人数での小学校時代からの序列が中学校卒業まで続いてしまうという大きな不安もあります。

こんな理由から、百年の計と言われる教育に関連する方向の決定に関連しまして、町民の意思を一番として、慎重の上にも慎重を重ねて進めていただきたい、進めるべきだということで、そういう思いを度々訴えてまいりましたけれども、特に小中学校のこの統廃合に関連することの取扱いについては、昨年来、様々にマスコミ等で取り上げられ、私も会議の中でも何度か、もう少し慎重な対応を重ねてほしいと度々お願いをしてまいりましたけれども、なかなかそれが聞き入れていただかず、本年1月にもまた去年の末から、そうした廃校の利用のことであるとか、そうした先走った非常にそういったことのPR、広報、そうしたことがされてしましまして、そうした町民の心をないがしろにするような慎重さを欠いた事案が多く、結果として第一小学区の町民の方々も多くの不信感を抱かせてしまったという、そうした結果があって今に至ってきているということは、大いにお考えをいただくべきことではないかと私は申し上げたいと思います。

以上、御意見を申し上げました。

○議長（杉山広充君） 次に、原案の賛成の方ありませんか。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今お二人の方、修正案賛成派の方、今、発言の中で、住民の理解が足りないですか、予算が大き過ぎる、老朽化に伴って今このお金をかけるより新築のほうがいいのではないかということについて、最初にちょっとお話をと思うんですけども。

住民の理解が足りないということで、今、徳山地区の説明会の、再度この間あった説明会の例をお出しになりましたが、あの説明会については反対をしているとか、理解をしていないからの説明会ではなかったはずです。あれは以前あった説明会の、足りない部分の説明を求めるといふものであったのであり、納得していないから納得するように説明してくれ、反対であるという話ではなかったと思います。

これは、今、石山議員のほうからもありましたが、住民の理解が得られていないというのとは別の話であり、それをあの集会があつたタイミングであったから納得していない住民が多いという論理は、ちょっとずれているかなと思います。

もう一つ、学校を今2つ直してこのぐらいの予算をかけるのであれば新築をすればいいと、そっちのほうが夢があるのではないかという話ですが、これ実は、実はというか、新築の予算、概算出ています。これ15億円ぐらいかかると言われていまして、15億円かかりますが、これはすぐもちろん設計等できるわけではないので、合併特例債というのが使えないおそれがかかり高いのではないかと。

この合併特例債というのは、改めて言うと、これは地方債である、借金ではあるんですが、後にお金が戻ってくる、国から地方交付税交付金として7割戻ってくるというものです。今

回のこの5億円分のかなりの割合、4億何千万かというのが、たしかちょっと今忘れちゃったんだけど、そのかなりの割合がその合併特例債で賄われます。これはタイミングもあって、今使わないとそれが使えなくなって、結果的に町の負担がかなり増えていくというのは明らかなことであります。

これは当然、僕が考えたことではなくて、今までずっと教育委員会はじめ、行政の方々、担当課がずっと積み上げて、その予算の部分だったりとか教育の内容だったりとか、全て勘案して設備の使い方等を話し合っ、子供たちにとってベストなもの、もちろん僕さっき一般質問でもお話ししましたけれども、際限なく時間とお金があれば、物すごい素敵なことはできるんだと思うんですけども、今この現実的にこの予算の中で組み立てた案としては、最もいいのではないかと。それに僕が何かお話をしたときに、教育長または町長が確信的にこれでいいんだと、これでやっていく、子供たちはこれで私たちが面倒を見る、夢を見させるというような力強いお返事を常にいただいていたので。

僕は最初お話しすると、原案反対派でした。というのは、それは僕、印象で反対していました。というのは、同じく予算が高過ぎる印象であり、新しい建物が不要であるとの印象だったので、いやこれはちょっとないでしょうと。空き教室きつとあるから、それ使えばいいんじゃないというふうな、僕も気軽にそう思ったんですが、予算説明の際に、平面図だったりとか、平面図というのはつまり教室をどういうふうに使っていくという説明だったりとか、なぜこの新しく造るものづくり棟が必要なのかということを探ねたときに、全て丁寧に説明いただいて、ああなるほど、こういう理由でこのぐらいの建物改修が必要で、この建物の新築が必要で、そういうわけでお金がかかるんだなというのを納得しました。

これ、僕、もともと反対派だったんですが、その説明を聞いたときに、もうこれは仕方ないし、なるほどこれはなかなかいいじゃないかということで、最初反対でしたけれども納得したので賛成。なので、僕は行け行けゴーゴーの、これすばらしいから賛成というよりは、なるほど、じゃ反対する理由がないから僕は賛成だなという立場です。

これ、皆さん反対、修正案、少なくとも7名の連名で出された方々について、これよりすばらしい案が出るのであれば、今、その教育委員会の方々中心に積み上げてきたこの学校再編の案について、もっとすばらしい案が出るのであれば、僕はそれはすばらしいなと思ってそっち行くので、この原案完全賛成ではなくて、もっといいのがあればいいなとは僕も思っている。また、今後その修正案で1回立ち止まってもう一回考えようという方々のお話を聞きながら、僕も、ああそうやってやっていくともっといいかもなというアイデアを出したりもできればなと思います。というのは、実質的にこの修正案が、こう言っちゃなんですけども可決されるのではないかという見込みなので、次のことを考えなきゃなと僕も何かこう思っちゃっている。こういう発言になってしまうのですが。

とにかく子供にとって一番素敵な案をやっぱり議決していくのが議会の役割、今回については子供にとってですね、子供にとって一番素敵な案を採用していくというのがもちろん

我々の使命であり行政の仕事でありだと思っておりますので、今後もいろんな話をしていければなと思います。今回については、僕自身はほかのよりよいアイデアが浮かばないので、今まで教育委員会の方々が積み上げてきたこの案について、納得です、先生方にお任せしますという気持ちで賛成になっています。

余談です。これは余談なんですけど、僕はその自分が賛成したこと、例えば建物ができて今後利用方法をどうするんだというふうに思ったときに、子供たちに、僕は2児の父なので、あの建物はお父さんが責任持ってお金を了承したんだと。だから、ここでちゃんと夢を見られるように俺が責任を取るから伸び伸びやりなさいと、そういうふうな言えるような判断をこれからも重ねていきたいと思っております。

ちょっと余談が入りましたけれども、僕はそういう理由で反対の理由がないので賛成という立場です。

以上です。

○議長（杉山広充君） 次に、修正案に賛成の方、討論ありませんか。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 11番、中原緑です。私は修正案に賛成の立場で意見を述べます。

そうですね、まず保護者ですとか、地域の方の賛同を得ているという御意見が多々ありましたけれども、アンケートのところ、私、自分もあのアンケートを答えたんですけども、あれがそういうカウントになるのかなというのが全然ひも付けされませんでした。といいますのは、何をもち保護者の賛同を得たのかなというのがちょっと疑問に思ったのは、実際のアンケートは説明会参加者が説明の内容を理解したかどうか等を聞いているのみで、2校設置か1校など具体的な統廃合について明確に聞いていないので、この結果では保護者の真意は分からない。むしろ回答の理由のところ記述の欄があったんですけども、分からないということについては、2校案に難色を示していた意見が多数見られました。それは教育委員会から頂いた資料でございます。アンケートはあくまで説明会出席者に限定されたもので、保護者全員の意思や町民の意思が反映されたものではないということ。そしてまたアンケートの設問は、学校再編目的、方法の理解ができたか、義務教育学校の意義等が理解できたか。中川根、本川根2校の学区案は適当かどうか。その2校の候補地は適当かの4問であり、いずれも義務教育学校2校案についての理解を問うものとなっていて、意思を聞き、本来ならそもそも生徒数や通学時間を示して1校案、2校案を示し、どちらを選択するか意思を聞き、次に9年生の義務教育学校制への賛否を問う基本スタートのアンケートではないという実感でした。

全町民への学校統廃合について、1校か2校について、住民アンケートは一度も実施されていないですし、アンケート調査すべきと令和2年12月議会で山本議員より指摘があったが、その対応はされていなかったです。

ということで、あとそういった実態を私は通して、これは住民の総意が本当にそこにあったのかどうかというのが確認をして、もう一度立ち止まって、もっと未来に向けて考え直す

というか、立ち止まってポーズボタンですね、もっといい再編を考えましょうよという。まず令和9年、あと5年後には子供の数が9人なんですよね。子供が生まれて、今度小学校、この川根本町の新入学児童が、9人です。何か。

(何事か言う者あり)

○11番(中原 緑君) 意見があるようだったら手を挙げて言ってください。

(何事か言う者あり)

○議長(杉山広充君) 静粛にお願いいたします。

発言どうぞ。

○11番(中原 緑君) ですから、子供が、やはり先ほど言いましたように、著しい増加は見込めないときに、今この判断というのが正しいのかなという疑問に照らし合わせまして、私は一度立ち止まるという方法を選んだ上で、修正案に賛成いたしました。

以上です。

○議長(杉山広充君) 次に、原案に賛成の方、討論ありませんか。ありませんか。原案に賛成の方、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) なし。

では、次に修正案に賛成の方、討論はありますか。7番、野口直次議員。

○7番(野口直次君) 議長、今、初歩的なことなんですけど、僕らがまた改めて、その例えば私が修正案に賛成ということの討論はできるんですか。

○議長(杉山広充君) ここまでといたします。

(何事か言う者あり)

○7番(野口直次君) そちら辺どうなってるの。

○議長(杉山広充君) できますので、ここで野口議員が発言して終了といたします。

(何事か言う者あり)

○7番(野口直次君) 議長、すみません。私、初歩的なことをまた2回目聞くんですけどね。

今まで私らは反対討論があつて賛成討論があると繰り返してきたような気がしますけれども、その点と、この修正案という形の、これはくどくなりますが様子が全然違うということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(杉山広充君) もう一度お願いします。もう一度、今のこと話してください。

○7番(野口直次君) それじゃ、修正案に対して私が賛成ということを討論していいんですか。

○議長(杉山広充君) いいです。

(何事か言う者あり)

○議長(杉山広充君) 今日、打合せをしまして、打合せというか事前説明をさせていただきました、皆さんにですね。そこで、原案の賛成の方があればずっとやっていただくと。そし

て、なしと言った場合には。

(何事か言う者あり)

○議長(杉山広充君) では、ごめんなさい。暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時39分

再開 午後 5時45分

○議長(杉山広充君) では再開したいと思います。

これまで原案に賛成の方3名、修正案に賛成の方3名討論いただきましたので、ここで討論は終了したいと思います。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は修正可決です。

まず、議案第22号に対する修正案を採決します。

お諮りします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立多数です。

したがって、議案第22号に対する修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りします。

修正議決した部分を除く原案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、修正議決した部分を除く原案については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号、令和4年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第24号、令和4年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、令和4年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、令和4年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第27号、令和4年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第11 発議第2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第11、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時50分

再開 午後 6時08分

○議長(杉山広充君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長(杉山広充君) お諮りします。

ただいま町長から議案第1件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第3号追加1のとおり、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第3号追加1のとおり、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第29号 令和4年度川根本町一般会計補正予算  
(第1号)

○議長(杉山広充君) 追加日程第1、議案第29号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) それでは、議案第29号、令和4年度川根本町一般会計補正予算(第1号)の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正について。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,770万円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8,770万円としたいものです。今回の予算補正は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付に関わるものであり、今年度予算に計上し、年度内に給付できない分については予算を繰り越して執行する形式を取っていましたが、その後、厚生労働省から令和4年度に入ってから、給付については令和4年度に交付する国庫補助金を財源とし執行されたい旨の通知がありました。

本定例会終了後に臨時議会や6月定例会で改めて補正審議をお願いした場合、その間の給付事務に空白が生ずることとなり、受給者の皆さんへ支給が遅れ御迷惑をかけることとなるため、今回の補正計上とさせていただきます。御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（杉山広充君） 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 6時11分

再開 午後 6時22分

○議長（杉山広充君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第29号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、令和4年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎閉 会

○議長（杉山広充君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回川根本町議会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 6時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 3月24日

議 長 杉 山 広 充

署 名 議 員 中 澤 莊 也

署 名 議 員 中 田 隆 幸